設置の趣旨等を記載した書類　目次

１．設置の趣旨および必要性・・p.2

２．研究科、専攻等の名称および学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13

３．教育課程の編成の考え方および特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.15

４．教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.30

５．特定の課題についての研究成果の審査を行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.47

６．基礎となる学部（又は修士課程）との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.48

７．入学者選抜の概要・・・ p.50

８．教員組織の編成の考え方および特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.53

９．研究の実施についての考え方、体制、取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.59

１０．施設、設備等の整備計画・・・ p.60

１１．管理運営・・・p.65

１２．自己点検・評価・・p.69

１３．情報の公表・・・p.72

１４．教育内容等の改善を図るための組織的な研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.76

設置の趣旨等を記載した書類

１．設置の趣旨および必要性

（１）本大学院の目的・教育研究上の理念

学校法人常翔学園が設置する広島国際大学は平成 10 年 4 月に開学し、現在、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部、健康スポーツ学部、看護学部、薬学部の 6 学部 11 学科を擁している。

大学院においては、『高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与する』ことを目的とし、「医療・福祉科学研究科」（医療工学専攻[博士前期課程]、医療工学専攻[博士後期課程]、医療福祉学専攻[修士課程]、医療経営学専攻[修士課程]）、「心理科学研究科」（臨床心理学専攻[博士課程]、実践臨床心理学専攻[専門職学位課程]）、「看護学研究科」（看護学専攻[博士前期課程]、看護学専攻[博士後期課程]）、「薬学研究科」（医療薬学専攻[博士課程]）を設置している。

開学以来、地域社会における健康・医療・福祉分野に関する高等教育の場として、大きな役割を果たすとともに、常に教育研究環境の整備と充実に努めてきたことから、地域社会における高等教育機関としての存在感とその重要性を高め、高度で専門的な知識や技能を修得し、国際的な視野を備えた専門家を育成し、有為な人材を数多く輩出している。

今般設置する大学院の「医療科学研究科」は、既存の「医療・福祉科学研究科」を改組し、保健医療、リハビリテーション分野の幅広い見識を身に付け、将来的な課題の洞察と探究から新しい研究分野を開拓しうる指導的な専門職業人として、臨床・教育・研究の各領域で活躍できる人材を養成する。そのために高度にして専門的な保健医療、リハビリテーションの分野における理論および応用を教授研究し、その深奥を究めること、または専門的職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うものである。

（２）設置する研究科・専攻の構成

今般、設置する研究科・専攻の課程および定員は次のとおりである。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	位置
医療科学研究科	保健医療学専攻（博士前期課程）	5 人	10 人	【東広島キャンパス】 広島県東広島市黒瀬学園台 555 番地 36
	保健医療学専攻（博士後期課程）	2 人	6 人	
	リハビリテーション学専攻（博士前期課程）	5 人	10 人	
	リハビリテーション学専攻（博士後期課程）	2 人	6 人	

（３）設置の趣旨・必要性

総合人間科学研究科は、本大学院の開設当初より設置し、平成 15 年 4 月に博士課程 1 専攻（臨床心理学専攻）、修士課程 2 専攻（医療工学専攻、医療経営学専攻）からスタートした。そして、基礎となる学部・学科の教育・研究体制が整ったところから随時、専攻の増設・変更・改組を展開し、博士課程 2 専攻、修士課程 4 専攻、専門職学位課程 1 専攻までに発展した。これらの変遷は、従来の人間科学の枠を超えた日常生活から疾病時・老後までの心理・病態生理等の様々な局面における人間の科学を追究し、人文・社会・自然科学の統合と深化を図り、広い視野と知性を有する高度で実践的な専門職業人の養成を目的として、時代の動向に即応する形で遂行してきた。

総合人間科学研究科の発展過程において、医療工学専攻が修士課程であった当時、在籍する多くの学生から博士課程設置の渇望があり、社会的要請もあったことから、平成 17 年 4 月に修士課程から博士課程への課程変更を行った。平成 20 年 3 月には、医療工学専攻から一期生として 4 人の博士課程修了者を輩出するに至っている。同じく臨床心理学専攻博士課程においても開設時より 4 人の博士課程修了者を輩出している。また、学部・学科構成に対応して、適宜、専攻の設置を実施し、平成 16 年 4 月に医療福祉学専攻、平成 19 年 4 月にコミュニケーション学専攻、平成 20 年 4 月に感性デザイン学専攻のそれぞれに修士課程を設置した。いずれも教育・研究体制が整い次第、学生要望・社会的要請に沿って博士課程への変更を計画している。平成 19 年 4 月には、「臨床心理士養成指定校」としてより実践的な教育体制とするため、臨床心理学専攻博士前期課程の学生募集を停止し、新たに実践臨床心理学専攻専門職学位課程の設置を行った。さらに、平成 18 年 4 月に保健医療学部へ理学療法学科を増設したことにより、1 期生入学と同時に当該学科を基盤とした大学院設置に対する社会的要請が

頻繁に寄せられてきたことから、学際領域間において柔軟で横断的な教育・研究が可能な半面、管理運営面で一つの研究科として維持・統制を図っていく中で、組織機能の迅速性や機動力において困難が生じたため、『医療・福祉科学研究科』と『心理科学研究科』を設置した。

上記の様にして設置された『医療・福祉科学研究科』は、医療工学専攻、医療福祉学専攻、医療経営学専攻の 3 専攻を有し、医療・福祉・経営の学際領域における連携の強化を目的としていたが、医療機関や福祉施設等からのより専門性の高い研究マインドを持った人材の養成への要望を受け、それぞれの分野での学部・学科構成との関係や専門性をさらに高めた研究力を醸成する事を目的として、今般大学院の改組を行い、『医療科学研究科』と『健康科学研究科』を設置し、『医療科学研究科』には『保健医療学専攻』と『リハビリテーション学専攻』の 2 専攻を置き、それぞれ『保健医療学部』と『総合リハビリテーション学部』との教育面、研究面においてより強固な連携を図ることを可能とした。

［１］社会的背景

我が国の少子高齢化社会において、高齢者の生産活動、社会活動への積極的な参加への期待は大きく、その実現のためにも健康寿命の延伸が不可欠となる。健康寿命の延伸を図る上で、疾病や傷害の予防や早期治療・早期介入により日常的な生活に支障が無い状態を維持することは勿論重要であり、さらに日常生活に支障がある状態であっても症状緩和や機能回復により疾病や障害の影響を可及的に抑えることも高齢者の社会での活躍を促進する。

また、現在の医療は Evidence based medicine（EBM）が基本となっている。EBM は従来の経験的な治療・介入に代わり、統計データに基づいて「個々の患者のケアに関する医療者の意思決定の過程に、現在得られる最良の根拠(current best evidence)を、良心的(conscientious)、明示的(explicit)、かつ思慮深く(judicious)用いること」とされている。この「最良の根拠」とは誠実な基礎研究および臨床研究の成果であり、その整備と検証を遂行しうる高度に専門的な知識・経験を有し、基礎研究および臨床研究を遂行しうる臨床家の養成が急務となっている。

一方で地域包括ケアに代表される高齢者の医療・介護での多職種連携について多くの地域で行政、医療機関、福祉施設のつながりが構築されてきている。本学でも学部教育において専門職連携教育を実施しており、本学を卒業して大学院へ進む学生については専門職連携の重要性を認識した上で研究を遂行しうると考えられる。一方、社会人大学院生では、学生時代に専門職連携について学修する機会がなく、臨床の場において多職種連携に関わりを持っていたことが考えられ、このような学生に対する地域包括ケアや多職種連携の重要性を改めて学修する機会を提供することも重要である。

このような時代的背景も加わり、保健医療分野での諸課題に対してこれまでの知識と技術の継承・発展に加えて全く新しい英知を生み出すことが要求される時代となっ

ている。このことは、医療や科学全般における最先端の知識・技術を充分に理解し、自らが保健医療分野において確実に実践し、指導および研究ができる高度専門職業人の早急な育成が要請されている。

［２］社会的要請への対応

少子高齢化社会への対応などを背景とした保健医療分野に関わる社会的要請への対応として、高度で最先端の知識と技術を有し、さらに将来に向けた人材育成や研究の分野においても活躍できる専門職業人を臨床の場へ多く輩出していくことにある。

今般設置する『医療科学研究科』では、高度専門職業人の増加とともに教育の質の向上を目的として、以下のような教育・研究面での改善を遂行して現実的な社会的要請に対応していく。

１）保健医療学専攻（博士前期課程）

Ｘ線検査・ＣＴ・ＭＲＩ等に関連する「診療放射線学との接点」とこれまでの入学志願者の実績を踏まえ、入学定員を 5 人とする。

また、医療現場に即した教育・研究も重点的に実践する。さらに、その教育を推進する診療放射線技師の『再教育の場』としての本課程の位置付けも確立する。そして、放射線学分野での実施に基づいて、臨床工学分野、臨床検査学分野、救急救命分野においても同様に「社会人再教育」の要請に対応していく計画である。

２）保健医療学専攻（博士後期課程）

関連する医療技術に係わる高度な専門職業人・教育者・研究者等を輩出する教育・研究を実践するとともに、本課程の 2 領域が互助的に機能し合う新規医療技術の開発研究を遂行し社会的要請に対応する。

３）リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

理学療法士の知識・技術の研鑽のため、社会人入学を渇望する社会的要請に基づき、平成 18 年より前身の医療工学専攻の博士前期課程に「理学療法学分野」を開設し、医療や臨床工学における問題解決を図ることが出来る人材の育成に取り組んできた。しかし、平成 24 年に作業療法学専攻が保健医療学部に加わり、平成 27 年に総合リハビリテーション学部が新設され、保健医療学部から理学療法学専攻と作業療法学専攻が加わり、言語聴覚療法学専攻および義肢装具学専攻が新設された。よってより幅広いリハビリテーション分野の専門知識・技術や研究のニーズに沿った大学院への変更が必要となった。そのため、従来の医療工学専攻、医療福祉学専攻、医療経営学専攻の 3 専攻を有する『医療・福祉科学研究科』を医療科学研究科と健康科学研究科に再編し、医療科学研究科には医療工学専攻から独立した 2 つの専攻、「保健医療学専攻」と「リハビリテーション学専攻」を新たに設置することとした。「リハビリテーション学専攻」

は、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚療法学専攻、義肢装具学専攻が設置されている総合リハビリテーション学部が基礎となる。それにより、リハビリテーション領域の幅広いニーズに沿った教育・研究と行えるだけでなく、各専門職領域の特性を包括的・総合的に理解し、地域課題や研究課題の解決を図ることが出来るようになる。

リハビリテーションにかかわる 4 専攻（理学療法学、作業療法学、言語聴覚療法学、義肢装具学）を擁する大学は、全国で本学を含む 2 校のみであり、各専攻が連携・一体となって学士・修士・博士と教育を行う意義は大きい。令和 5 年 3 月現在、広島県においてリハビリテーション関連の博士課程を有する養成校は広島大学、広島県立大学、広島国際大学、広島都市学園大学の 4 校であり、うち大学院博士課程後期を有する養成校は広島大学と本学の 2 校で、広島県立大学は現在申請中である（大学 HP より）。さらに、学部に義肢装具学専攻を持ち、博士課程を擁する大学は全国に 1 校（新潟医療福祉大学）のみであり、本学が位置する西日本にはない。リハビリテーション各領域が高度化・専門化するなかで、高度専門職業人としての知識や技術や、提供するサービスの評価・治療のエビデンスを確立するための研究能力を備えた大学院レベルの教育が必要である。

本専攻では、運動器機能障害、脳・精神機能障害、言語聴覚機能障害を中心とした分野における諸問題を科学的視点から捉える知識と技能を有し、評価・介入のエビデンス構築に寄与する研究を推進する。それにより、各専門職が提供する医療・福祉・健康増進サービスを科学的に実施・検証が出来る研究力・教育力を備えた地域のリーダーとして、リハビリテーション学の進展を牽引できる人材を育成する。加えて、細胞、動物、ヒトレベルの基礎研究を発達期から老齢期まで幅広く行うことで、疾患や機能障害のメカニズムを解明する。その研究成果を、新たな評価・治療方法の開発や、医療・福祉機器の開発、講演などの啓蒙活動といった社会実装に繋げることが出来る人材を育成する。

４）リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

博士後期課程では、博士課程前期と同様に、高度専門職業人としての知識や技術や、提供するサービスの評価・治療のエビデンスを確立するための研究能力を身に付け、さらに発展・深化させる。それにより、両課程が互助的に機能し合う新規リハビリテーション技術の開発研究を遂行し社会的要請に対応する。

（４）人材養成の目標

［１］研究対象とする学問分野と教育研究上の目的

本研究科では、研究対象とする中心的な学問分野を、保健医療学専攻では「診療放射線学分野」「臨床工学分野」「臨床検査学分野」「救急救命学分野」とし、リハビリテーション専攻では地域の健康増進に向けて、「基礎医学分野」「身体運動機能障害分野」

「脳・精神機能障害分野」「言語・聴覚機能障害分野」におけるリーダーの育成と、その分野を牽引する

『臨床研究』と『基礎研究』とし、各専攻において教育研究上の目的を以下のとおり定めている。

【教育研究上の目的】

研究科名	専攻名	教育研究上の目的
医療科学研究科	保健医療学専攻（博士前期課程・博士後期課程）	博士前期課程では、保健医療学分野の幅広く高度な知識・技術の修得および柔軟な思考能力の育成をし、さらに医療チームの一員として地域医療・先進医療へ貢献できる人材としての成長を促す。博士後期課程では、保健医療学分野の幅広い知識をもとに多様な問題を総合的・組織的に把握し、問題解決を図るための発展的研究を企画・遂行する能力を修得させる。
	リハビリテーション学専攻（博士前期課程・博士後期課程）	博士前期課程では、リハビリテーション分野の幅広く高度な知識・技術の修得および柔軟な思考能力を育成し、さらに医療チームの一員として地域医療・先進医療へ貢献できる人材としての成長を促す。博士後期課程では、リハビリテーション分野の幅広い知識をもとに様々な専門家とコミュニケーションをできる能力、専門分野での研究を企画・遂行する能力を修得させることで、指導的立場の研究者や教育者として活躍できる能力を持った人材を養成する。

［２］養成する人材と教育目標

人口の減少・少子高齢化が進み、社会保障費が増大していくなか、「医療」に求められる内容も病気やケガの治療にとどまらず、「健康の維持」「生活の支援」にも広がってきており、地域を基盤とした「医療・福祉」がますます重要になってきている。このような状況を踏まえ、社会的ニーズに対応するため、本研究科では、人々の健康の維持・増進と社会の活性化のため、こころ、身体、社会環境について総合的に探求し、あらゆる人々のしあわせをマネジメントできる人材を育成する。

こうした人材養成を目指し、学生に学位を授与するに当たり学生が修了までに修得すべき資質や能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。また、そのための入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下で示すように、各分野において地域貢献、社会貢献を希望する人材を募集する。また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）について、以下で示すように、教育課程における講義科目および演習科目や実習科目の体系的な履修を通し

て、学位授与の方針を達成するための教育を展開する。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）】

研究科	専攻	ディプロ・マポリシー（学位授与方針）
医療科学研究科	保健医療学専攻（博士前期課程）	保健医療学に関連する技術分野において研究能力と高度な専門的知識を持つ職業人となるための基礎的素養を身につけている。具体的には以下の 2 点の能力を有する。 1）保健医療学に関連する技術分野の発展のために必要な基本的理論および研究能力を幅広く身につけている。 2）保健医療学に関連する技術分野における高度な専門知識と技術を有し、それぞれの分野で活躍できる。
	保健医療学専攻（博士後期課程）	保健医療学に関連する技術分野の管理者、教育・研究者として自立して活動し、高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけている。具体的には以下の 2 点の能力を有する。 1) 高度な専門性と併せて包括的な課題対応能力を備え、保健医療学に関連する技術分野の中核的な役割を担うことができる。 2) 保健医療学に関連する技術分野の学修・研究活動を行い、その専門分野の成果を独自性、先見性、創造性を備えた博士論文として結実できる。
	リハビリテーション学専攻（博士前期課程）	リハビリテーション学に関連する技術分野において研究能力と高度な専門的知識を持つ職業人となるための基礎的素養を身につけている。具体的には以下の 2 点の能力を有する。 1）リハビリテーション学に関連する分野の発展のために必要な基本的理論および研究能力を幅広く身につけている。 2）リハビリテーション学に関連する分野における高度な専門知識と技術を有し、それぞれの分野の臨床現場で活躍できる。
	リハビリテーション学専攻（博士後期課程）	リハビリテーション学に関連する分野の管理者、教育・研究者として自立して活動し、高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけている。具体的には以下の 2 点の能力を有する。 1) 高度な専門性と併せて包括的な課題対応能力を備え、リハビリテーション学に関連する分野の臨床現場で中核的な役割を担うことができる。 2) リハビリテーション学に関連する分野の学修・研究活動を行い、独自性、先見性、創造性を備えた研究ができ、教育者や研究者として活躍できる。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

＜保健医療学専攻＞

研究科	専攻	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
医療科学研究科	保健医療学専攻（博士前期課程）	本専攻の教育研究上の目的は、保健医療学に関わる多様な医療技術の専門知識および技術の向上を図るとともに、柔軟な思考能力を持った研究人材を育成することです。本専攻博士前期課程では保健医療学分野の幅広く高度な知識・技術の修得および柔軟な思考能力の育成をし、さらに医療チームの一員として地域医療・先進医療へ貢献できる人材としての成長を促します。そのために本課程の科目は、教育研究基礎領域の授業科目、専門領域の特論・実習、特別研究から成ります。教育研究基礎領域では、「科学論文作成法」「医療倫理特論」を必修とし、それぞれの出身分野における幅広い知識を得る特論を配置します。専門領域には、放射線学、臨床工学、臨床検査学、救急救命学の４分野の特論および、これらに関連した実習を配当します。放射線学分野では画像診断および放射線治療に関連した特論、臨床工学分野では循環器および生体機能の代行に関連した特論、臨床検査学分野では免疫学、細胞形態学に関連した特論、救急救命学では救急疾病、救急現場に関連した特論を設け、高度な知識を修得します。またこれらに関連した実習を設け、高度な技術の修得と理解を目指します。「特別研究」では、複数指導教員体制を採用し、医療チームの一員として活躍する際に重要な様々な角度から問題を検討し、解決に導く能力を養成します。
	保健医療学専攻（博士後期課程）	本専攻の教育研究上の目的は、保健医療学に関わる多様な医療技術の専門知識および技術の向上を図るとともに、柔軟な思考能力を持つ教育者・指導者・研究者を育成することです。本専攻博士後期課程では、保健医療学分野の幅広い知識をもとにさまざまな専門家とコミュニケーションをできる能力、専門分野での研究を企画・遂行する能力を修得させることで、指導的立場の研究者や教育者として活躍できる能力を持った人材を養成します。そのための本課程の科目は、演習と特別研究から成ります。演習は、医用画像領域、循環器システム領域、病態治療学領域の３演習を配置しており、いずれも教員および他の学生とのディスカッションを主体として行われ、専門的な知識の修得、およびコミュニケーション能力と共に保健医療学全般にわたる幅広い視野から課題を見いだし、解決する専門的な能力を養います。本課程の特別研究においても博士前期課程と同様に複数教員指導体制をとり、それぞれの専門領域においてさまざまな視点から研究を企画・遂行していくことができる能力を修得させます。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】
＜リハビリテーション学専攻＞

研究科	専攻	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
医療科学研究科	リハビリテーション学専攻（博士前期課程）	本専攻の研究領域として、「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語聴覚機能障害」「基礎医学」の 4 つの研究分野を設けて、これらの研究分野ごとの教育・研究が出来るカリキュラムを編成します。「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語聴覚機能障害」の研究分野には、研究志向型と臨床志向型を、「基礎医学」には研究志向型を配置し、学生の多様なニーズに対応します。人の健康増進や生活向上に役立つ基礎的要素を涵養して新たなリハビリテーション学の追及を図るうえで必要となる幅広い知識を習得できるように、必修科目として 8 科目から構成される「教育研究基礎領域」を配置します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士と多様な学問的背景を有する学生の要請に応え、リハビリテーション学関連の基礎的要素を涵養する為に、幅広い関連領域から精選した選択科目として 15 科目の「特論」と 7 科目の「実習」で構成される「専門領域」を配置します。修了後の進路として、教育機関の就職を見据え、教育研究基礎領域に教育系科目を 3 科目配置します。それにより、リハビリテーション分野における実践的研究・教育が出来る高度専門職業人の育成を目指します。
	リハビリテーション学専攻（博士後期課程）	本専攻の研究領域として、「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語聴覚機能障害」「病態解明」の 4 つの研究分野を設けて、これらの研究分野ごとの教育・研究が出来るカリキュラムを編成します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士と多様な学問的背景を有する学生の要請に応え、リハビリテーション学関連の基礎的要素を涵養する為に、幅広い関連領域から精選した選択科目として 8 科目の「専門領域」を配置します。修了後の進路として、教育機関の就職を見据え、教育研究基礎領域に教育系科目を 3 科目配置します。それにより、リハビリテーション分野の高度専門職業人として、教育・研究にリーダーシップを発揮して企画・運営出来る能力習修得を目指します。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）】

研究科	専攻	アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）
医療科学研究科	保健医療学専攻（博士前期課程）	保健医療学に関わる多様な医療技術の専門知識・技術や柔軟な思考能力を生かし、地域医療・先進医療へ貢献することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。
	保健医療学専攻（博士後期課程）	保健医療学に関わる多様な医療技術の専門知識・技術や柔軟な思考能力を生かし、指導的立場の教育者や研究者として活躍することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。
	リハビリテーション学専攻（博士前期課程）	リハビリテーションに関わる基本的な知識や興味をもち、さらに深く学ぶことで、地域医療・先進医療へ貢献することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。
	リハビリテーション学専攻（博士後期課程）	リハビリテーションに関わる実践的な知識や興味をもち、自ら課題を探求し、指導的立場の教育者や研究者として活躍することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。

［３］修了後の進路

「医療科学研究科」では、高度に専門化し、複雑多様化した知識・技術をさらに発展させ、医療従事者の専門知識および技術水準の向上を図るだけでなく、医療・福祉の技術における諸問題を統合的・組織的に把握し、問題解決を図れる人材育成を目指している。そのため、当該分野の社会的要請から医療施設・現場における高度専門職を中心に、次のような進路が見込まれる。

１）保健医療学専攻（博士前期課程）

・病院、医療施設等における研究者・管理者（技師長、技士長等）
・高等教育機関・研究機関における教育者・研究者
・医療関連企業等における医療機器の研究開発者
・医療系行政職
・大学院博士後期課程への進学

２）保健医療学専攻（博士後期課程）

・病院、医療施設等における研究者・管理者（技師長、技士長等）
・高等教育機関・研究機関における教育者・研究者
・医療系企業等における医療機器の研究開発者
・医療系行政職

３）リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

・医療・福祉施設における研究者・管理者（技師長、技士長等）
・専門学校・高等教育機関（大学・大学院など）の教育者
・高等教育機関・研究機関における研究者
・医療関連企業等における医療機器の研究開発者
・医療系行政職
・大学院博士後期課程への進学

４）リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

・医療・福祉施設における研究者・管理者（技師長、技士長等）
・専門学校・高等教育機関（大学・大学院など）の教育者
・高等教育機関・研究機関における研究者
・医療関連企業等における医療機器の研究開発者
・医療系行政職

２．研究科、専攻等の名称および学位の名称

（１）研究科、専攻等の名称

本研究科では、保健医療、リハビリテーション分野の幅広い見識を身に付け、将来的な課題の洞察と探究から新しい研究分野を開拓しうる指導的な専門職業人として、臨床・教育・研究の各領域で活躍できる人材を養成する。

そのために、高度にして専門的な保健医療、リハビリテーションの分野における理論および応用を教授研究し、その深奥を究めること、または専門的職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを教育上の目的としている。

このことから、研究科の名称を『医療科学研究科』とし、「保健医療学専攻（博士前期課程・博士後期課程）」「リハビリテーション学専攻（博士前期課程・博士後期課程）」をそれぞれ設置する。

（２）学位の名称

「保健医療学専攻」「リハビリテーション学専攻」のそれぞれの専攻に対応した形で保健医療学専攻（博士前期課程）の学位名を「修士（医療技術学）」に、保健医療学専攻（博士後期課程）の学位名を「博士（医療技術学）」とし、リハビリテーション学専攻（博士前期課程）の学位名を「修士（リハビリテーション学）」に、リハビリテーション学専攻（博士後期課程）の学位名を「博士（リハビリテーション学）」とする。

（３）英訳名称（研究科、専攻、学位）

［１］研究科の英訳名称

医療科学研究科の英訳名称を次のとおりとする。

＜医療科学研究科＞
Graduate School of Medical Sciences

［２］専攻の英訳名称

保健医療学専攻の英訳名称を次のとおりとする。

＜保健医療学専攻（M）＞
Division of Health Sciences (Master’s program)

＜保健医療学専攻（D）＞
Division of Health Sciences (Doctoral program)

リハビリテーション学専攻の英訳名称を次のとおりとする。

＜リハビリテーション学専攻（M）＞
Division of Rehabilitation Sciences (Master’s program)

＜リハビリテーション学専攻（D）＞
Division of Rehabilitation Sciences (Doctoral program)

［３］学位の英訳名称

保健医療学専攻博士前期課程の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜修士（医療技術学）＞
Master of Medical Science and Technology

保健医療学専攻博士後期課程の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜博士（医療技術学）＞
Doctor of Philosophy in Medical Science and Technology

リハビリテーション学専攻博士前期課程の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜修士（リハビリテーション学）＞
Master of Rehabilitation Sciences

リハビリテーション学専攻博士後期課程の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜博士（リハビリテーション学）＞
Doctor of Philosophy in Rehabilitation Sciences

３．教育課程の編成の考え方および特色

（１）教育・研究の基本方針

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

本専攻博士前期課程は、医学・生物学・放射線学・臨床工学等の各分野の広い基礎・専門知識および技能を身に付け、問題解決のために幅広い視野から統合的・組織的に問題を把握できる能力を持つ専門職業人を養成することを基本方針とする。チーム医療を行う際の医療人の共通基盤としての医学分野の知識を基にして、他の医療スタッフが行っている医療内容を理解し、「診療放射線学」「臨床工学」「臨床検査学」の専門的な立場から、チーム医療に貢献できる知識・技能を修得させるよう指導する。

「診療放射線学分野」では、既に関連医療業務に携わっている技師の知識・技術の向上ための再教育を日本放射線技師会との連携で実施し、より広範囲に亘る専門職業人の育成できる教育体制も構築する計画である。このような社会人再教育に関する教育体制については、「臨床工学分野」「臨床検査学分野」「救急救命学分野」においても同様に展開していく計画である。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

本専攻博士後期課程は、博士前期課程における教育・研究の基本方針に基づき、養成した学生の基礎的・専門的な知識および技術をさらに発展し、高度で幅広い視野から統合的・組織的に問題を把握し、解決できる能力を持つ学術研究者、企業研究者、高等教育機関教育者、管理指導職者等として養成することを基本方針とする。チーム医療を行う際の医療人の共通基盤としての医学分野の知識を基に、現代医療が急速に展開する状況下において他の医療スタッフが行っている医療を理解し、「診療放射線学」「臨床工学」「臨床検査学」「救急救命学」の専門的な立場から研究を推進し、チーム医療に貢献し得る高度で専門的な知識・技術が修得できるよう指導する。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

本専攻博士前期課程は、医学・生理学と障害学を基本とし、人の健康増進や生活向上に役立つ基礎的要素を涵養して新たなリハビリテーション学の追及を図ることのできる人材を育成する。そのために必要となる幅広い知識と技術、倫理観を修得できることを基本方針とする。

そして、「基礎医学」「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語・聴覚機能障害」の各分野における専門的な立場から予防医学、リハビリテーション医学、そして障害学の発展に貢献できる知識・技能を修得させるよう指導する。また、教育機関の就職を見据え、「教育研究基礎領域」に教育系科目３科目を設ける。

本専攻は、「研究志向型」と「臨床志向型」の指導を行うため、学生はそれにより「特別研究」または「症例研究」のどちらかを選択する。「特別研究」では、修士論文の作成を目的に、特別研究指導教員と関連する分野の複数の教員による指導体制で研究指導を行う。「症例研究」は、臨床で経験した症例を基に症例研究報告書作成を目的に、症例研究指導教員と関連する分野の複数の教員による指導体制で研究指導を行う。

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

本専攻博士後期課程は、本学の博士前期課程における教育・研究の基本方針に基づき、養成した学生、あるいは他学の博士前期課程を修了し同等の能力を有すると判定された者の基礎的・専門的な知識および技術をさらに発展させる。具体的には医学・生理学と障害学を基本とする人の健康増進や生活向上に役立つ基礎的要素を涵養して新たなリハビリテーション学の追及を図るうえで必要となる幅広い知識を修得できるようにする。さらに、高度で幅広い視野から統合的・組織的に社会・臨床、および対象となる個人が有する問題を把握し、解決できる能力を持つ学術研究者、企業研究者、高等教育機関教育者、管理指導職者等として養成することを基本方針とする。

リハビリテーション専門職業人の共通基盤としての医学・生理学と障害学の知識を基に、「病態解明」「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語・聴覚機能障害」の各分野において研究を推進し学問の発展に貢献し得る高度で専門的な知識・技術が修得できるよう指導する。また、教育機関の就職を見据え、「教育研究基礎領域」に教育系科目３科目を設けて指導する。

（２）教育・研究の柱

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

本専攻の教育・研究の柱は、「診療放射線学分野」「臨床工学分野」「臨床検査学」の 3 分野からなる。各分野において履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスや編集・発行するシラバス等を通じて学生に提示する。

①　診療放射線学分野 ≪放射線学系コース≫

「診療放射線学分野」を基盤とした医療現場での画像診断支援を中心に、「放射線学系コース」を設ける。本コースには、各種医用画像の処理・解析・評価方法に関する教育・研究を行う『画像診断志向モデル』と、放射線計測技術を応用する医療物理学的治療や遺伝子・ゲノムレベルでの放射線障害・治療に関する教育・研究を行う『放射線治療志向モデル』の 2 つの履修モデルを置き、各現場で活躍する高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

② 臨床工学分野 ≪臨床工学系コース≫

「臨床工学分野」を基盤とし、医療現場での特に血液循環機能技術および医療機器の使用に関して必要な知識・技術について学修する「臨床工学系コース」を設ける。本コースには、『循環器研究志向モデル』と『機器開発志向モデル』の 2 つの履修モデルを置き、専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

③　臨床検査学分野 ≪臨床検査学系コース≫

「臨床検査学分野」を基盤とし、医療現場で、神経生理学・循環器系生理学の知識を基に、臨床検査学に関して必要な知識・技術について学修する「臨床検査学系コース」を設け『臨床検査学指向モデル』を設ける。専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

④ 救急救命学分野 《救急救命学系コース》

「救急救命学分野」を基盤とし、救急救命学に関して必要な知識・技術について学修する「救急救命学系コース」を設け『救急救命学指向モデル』を設ける。専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

【別紙資料 1】

『保健医療学専攻（博士前期課程）　教育課程および履修モデル』

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

本専攻の教育・研究の柱は、「医用画像・生物情報工学領域」「循環器システム工学領域」の 2 領域からなる。各領域において履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスや編集・発行するシラバス等を通じて学生に提示する。

①　医用画像・生物情報工学領域 ≪診療放射線学系コース≫

「医用画像・生物情報工学領域」の授業科目を中心に学修する「放射線学系コース」を設定し、『画像診断志向モデル』と『放射線治療志向モデル』の 2 つの履修モデルを設ける。近年その重要性が注目される画像診断支援を中心に、各種医用画像の処理・解析・評価方法についてシミュレーション等を用いて研究し、さらに、臨床画像を用いた実用レベルの診断支援システムや新規の機能画像技術の開発を行う。また、放射線計測技術を応用する医療物理学的研究や放射線と生体との関連を遺伝子・ゲノムレベルで研究を行い、その結果により放射線最適化防護・治療等に応用研究することができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を教育・研究の重要な柱とする。

② 生命維持・先端医療機器領域 ≪臨床工学系コース≫

体外循環時や循環補助時の体内外での血行動態や各組織における微小循環等について、様々な手法を用いて研究する「循環器システム工学領域」を中心に学修する「臨床工学系コース」を設定し、『循環器研究志向モデル』と『機器開発志向モデル』の 2 つの履修モデルを設ける。血液ポンプの設計・エネルギー供給手法・制御等を包括した人工心臓システムの設計・構築の研究、体外循環時の患者シミュレータ開発に関する研究、心臓の興奮異常・高血圧症等循環器疾患の基礎過程の研究等を行うことができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を教育・研究の重要な柱とする。

③ 病態・健康科学領域《臨床検査学系コース》

「病態・健康科学領域」の授業科目を中心に学修する「臨床検査学系コース」を設定し、『腫瘍診断志向モデル』と『病態解析志向モデル』の 2 つの履修モデルを設ける。腫瘍に対する診断法・治療法を確立するため in vitro および in vivo 系手法を用いた基礎的実験を通して病態メカニズムを緻密に解析する必要がある。近年標的分子の変異体や欠損を容易に作成する手法である遺伝子編集技術が開発され、様々な病態解析に必須の技術の重要性が注目されている。これら医療技術の開発に関する研究と様々な疾患の病態解析、診断に応用研究することができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を教育・研究の重要な柱とする。

④ 救急救命学領域《救急救命学コース》

「救急救命学分野」を基盤とし、救急救命学に関して必要な知識・技術について学修する「救急救命学系コース」を設け『救急救命学指向モデル』を設ける。専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

【別紙資料 2】

『保健医療学専攻（博士後期課程）教育課程および履修モデル』

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

本専攻の教育・研究の柱は、3 つある。1 つ目は「基礎医学」「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語・聴覚機能障害」の 4 分野を設ける。2 つ目は「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語・聴覚機能障害」の分野において「臨床志向型」と「研究志向型」の履修モデルを置く。学生は『特別研究』または『症例研究』のどちらかを選択でき、各現場で活躍する高度リハビリテーション専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。『特別研究』は、修士論文の作成を目的に、特別研究指導教員と関連する分野の教員の複数の指導体制で研究指導を行う。『症例研究』は、臨床で経験した症例を基に症例研究報告書作成を目的に、症例研究指導

教員と関連する分野の教員の複数の指導体制で助言と指導を行う。3 つ目は既にリハビリテーションに関連する業務に携わっている職業人の知識・技術の向上ための再教育を実施し、より広範囲に亘る専門職業人の育成できる教育体制の構築を計画していることである。

各分野において履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスや編集・発行するシラバス等を通じて学生に提示する。

4 つの分野の詳細を下記に説明する。

① 基礎医学分野

組織・器官・器官系の生物学的変化および病理発症のメカニズム解明などを学修する『基礎医学・生理学領域』、ヒトの身体運動の計測などを学修する『身体運動機能計測領域』、脳・精神機能の計測などを学修する『脳・精神機能計測領域』、呼吸・循環機能の計測などを学修する『呼吸・循環機能計測領域』をそれぞれ設ける。『基礎医学・生理学領域』は、動物や細胞を用い、リハビリテーションに関連する「疼痛」「関節機能・病態」「骨形態・アライメント形成」などをテーマとし、組織学・分子生物学、画像解析といった基礎医学実験手法を用いて研究を行う。また、『身体運動機能計測領域』は、3 次元動作解析機器、表面筋電図、多点表面筋電図、超音波診断装置などを用いてヒトの身体運動と神経筋機能に関する研究を行う。さらに脳・精神機能計測領域』は、脳波、近赤外線分光法、表面筋電図、多点表面筋電図、3 次元動作解析機器、心理実験手法などを用いてヒトの脳・精神機能に関する研究を行う。『呼吸・循環機能計測領域』は、心電図、超音波診断装置、3 次元動作解析機器、表面筋電図、多点表面筋電図などを用いてヒトの呼吸・循環機能に関する研究を行う。

各領域において専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

② 身体運動機能障害分野

本分野には、運動器の生物学的変化、病態、機能障害における機能診断法、治療およびリハビリテーションに関する教育・研究を行う『身体運動機能障害（研究志向）』、運動器の生物学的変化、病態、機能障害、活動制限、参加制約を有する個人についての臨床教育・症例検討・症例研究を行う『身体運動機能障害（臨床志向）』を設ける。各志向型において専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

『身体運動機能障害（研究志向）』は、3 次元動作解析機器、表面筋電図、多点表面筋電図、超音波診断装置などを用いて運動器の生物学的変化、病態、機能障害に対する機能診断法、活動制限と参加制約に対する能力障害評価法、そして治療に関する研究を行う。『身体運動機能障害（臨床志向）』は症例研究報告書作成を目的として、症例研究指導教員と関連する分野の教員の複数の指導体制で助言と指導を行う。

③　脳・精神機能障害分野

本分野には、脳・精神機能の病態、機能障害における機能診断法、治療、およびリハビリテーションに関する教育・研究を行う『脳・精神機能障害（研究志向）』、脳・精神機能の病態、機能障害、活動制限、参加制約を有する個人についての臨床教育・症例検討・症例研究を行う『脳・精神機能障害（臨床志向）』を設ける。各志向型において専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

『脳・精神機能障害（研究志向）』は、脳波、近赤外線分光法、3 次元動作解析機器、表面筋電図、多点表面筋電図などを用いて脳・精神機能障害に対する機能診断法、活動制限、参加制約に対する能力障害評価法、そして治療に関する研究を行う。『脳・精神機能障害（臨床志向）』は症例研究報告書作成を目的として、症例研究指導教員と関連する分野の教員の複数の指導体制で助言と指導を行う。

④　言語・聴覚機能障害分野

本分野には、言語・聴覚および嚥下機能の障害における検査・評価法、治療、およびリハビリテーションに関する教育・研究を行う『言語・聴覚機能障害（研究志向）』、言語・聴覚および嚥下機能の障害、活動制限、参加制約を有する個人についての臨床教育・症例検討・症例研究を行う『言語・聴覚機能障害（臨床志向）』を設ける。各志向型において専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成を教育・研究の重要な柱とする。

『言語・聴覚機能障害（研究志向）』は、発声発語および言語機能検査、聴覚検査、超音波診断装置、表面筋電図、舌圧測定などを用いて聴覚・言語および嚥下機能障害に対する評価法、活動制限、参加制約に対する能力障害評価法、そして治療に関する研究を行う。『言語・聴覚機能障害（臨床志向）』は症例研究報告書の作成を目的として、症例研究指導教員と症例研究指導補助教員の複数の指導体制で助言と指導を行う。

【別紙資料 3】

『リハビリテーション学専攻（博士前期課程）　教育課程および履修モデル』

［4］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

本専攻の教育・研究の柱は、「病態解明」「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語・聴覚機能障害」の 4 分野からなる高度専門分野を設けていることである。その結果により治療等に応用研究することができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を行うことである。

各分野において履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスや編集・発行するシラバス等を通じて学生に提示する。

4 つの分野の詳細を下記に説明する。

①　病態解明分野

組織・器官・系の生物学的変化、および病理発症のメカニズム解明、さらに理学療法・作業療法・言語聴覚療法・義肢装具療法における新たな治療法の医学的基礎の確立を学修する『病態解明』分野を設ける。動物やヒトの細胞を用い、リハビリテーションに関連する「疼痛」「関節機能・病態」「骨形態・アライメント形成」などをテーマとし、組織学・分子生物学、画像解析といった基礎医学実験手法を用いて研究を行う。その結果により治療等に応用研究することができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を教育・研究の重要な柱とする。

②　身体運動機能障害分野

身体運動機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発を学修する『身体運動機能障害』分野を設ける。3 次元動作解析機器、筋電図、そして超音波診断装置を用いた実験手法にて研究を行う。その結果により臨床現場に応用研究することができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を教育・研究の重要な柱とする。

③　脳・精神機能障害分野

中枢神経系および精神機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発を学修する『脳・精神機能障害』分野を設ける。脳波、筋電図、3 次元動作解析機器、近赤外線分光法などを用いた実験手法にて研究を行う。その結果により臨床現場に応用研究することができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を教育・研究の重要な柱とする。

④　言語・聴覚機能障害分野

言語・聴覚機能および嚥下機能障害に関する客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発を学習する『言語・聴覚機能障害分野』を設ける。発声発語および言語機能検査、聴覚検査、超音波診断装置、表面筋電図、舌圧測定器などを用いた実験手法にて研究を行う。その結果により臨床現場に応用研究することができる能力を持つ学術研究者・企業研究者・高等教育機関教育者・管理指導職者等の育成を教育・研究の重要な柱とする。

【別紙資料 4】

『リハビリテーション学専攻（博士後期課程）　教育課程および履修モデル』

（３）教育課程の編成の考え方および特色

＜１＞編成方針

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

教育課程は「教育研究基礎領域」と「専門領域」に分ける。

「教育研究基礎領域」には、保健医療学専攻の 4 分野に共通した授業科目を設ける。「専門領域」には画像診断・解析、放射線治療・遺伝子工学および放射線物理学・計測工学、生体循環制御、血液循環の計測・制御、細胞診断、救急現場活動に関する授業科目を設ける。さらに「実習」には、上記 4 分野に関連した実習科目を設け、複数の教員による実習を行う。「特別研究」では、修士論文の作成に向けて、特別研究指導教員と特別研究指導補助教員の複数の指導体制で研究指導する。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

教育課程は、「教育研究基礎領域」「専門領域」と「特別研究」の科目群によって構成する。

「教育研究基礎領域」には、保健医療学専攻の 4 分野に共通した授業科目を設ける。さらに「専門領域」では、各分野に特化した特別研究および演習科目を配置する。

① 医用画像・生物情報工学領域 ≪診療放射線学系コース≫

画像診断支援を中心に各種医用画像の処理・解析・評価方法についてシミュレーション等を用いる教育・研究、放射線計測技術を応用する医療物理学的な教育・研究、生体への放射線影響に関する遺伝子・ゲノムレベルの教育・研究、そして放射線最適化防護・治療に関する教育・研究等を行う。これらの教育・研究に関連する『医用画像診断支援学演習』『生体機能解析学演習』『放射線最適化・計測学演習』『放射線影響生物学演習』の 4 つの演習科目を配置する。

② 生命維持・先端医療機器工学領域 ≪臨床工学系コース≫

“循環・制御”をキーワードとして教育・研究する。例えば、体外循環時・循環補助時の体内外での血行動態や各組織における微小循環等についての様々な手法に関する教育・研究、血液ポンプの設計・エネルギー供給手法・制御等を包括した人工心臓システムの設計・構築に関する教育・研究、体外循環時の患者シミュレータ開発に関する教育・研究、そして心臓の興奮異常や高血圧症等循環器疾患の基礎過程に関する教育・研究等を行う。これらの教育・研究に関連する『心肺機能画像解析学演習』『循環制御学演習』『体外循環工学演習』の 3 つの演習科目を配置する。

③ 病態・健康科学領域《臨床検査学系コース》

細胞の異常が病気を引き起こすという概念の細胞病理学と内科学としての臨床病態学を基盤とした『病態解析学演習』を配置し、病気・病態の解析として基礎医学および臨床医学の知識、腫瘍診断としての遺伝子解析技術を修得していく。具体的には、教科書的な知識の確認を含め、新たな EBM 構築の基礎となる最新の

医学的知見を、英文および和文論文から修得する。また、その中から鍵となる領域を抽出し、実際の臨床症例を提示しながら、病態解析に迫る。

④ 救急救命学領域《救急救命学系コース》

救急救命士養成に必要な知識・技術について、客観的根拠等を提示したプレゼンテーションの作成および指導技法を修得していく。また、国際化の時代に対応でき、急激に変遷する救急医療体制への対応また災害時などにおいて海外でも活躍できる救急救命士およびその指導者を育成する。「特別研究」は、研究・論文作成の指導について主研究指導教員を中心に複数の教員による指導体制で行う。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

教育課程は、「教育研究基礎領域」「専門領域」「特別研究」または「症例研究」に分ける。

「教育研究基礎領域」において、専門的な教育・研究・指導ができる高度専門職業人の育成には教育学を学修する事が必須であり、そのために教育学に関する科目を設けた。「専門領域」は「基礎医学」「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語・聴覚機能障害」の 4 つの分野に共通した授業科目を設ける。

「専門領域」の「基礎医学分野」には動物実験を行う上での基礎知識と技術、身体運動機能計測、筋機能計測、脳機能計測、呼吸循環機能計測、人間工学等に関する授業科目を設ける。「身体運動機能障害分野」には、身体運動機能障害に関する基礎知識と技術、身体運動機能計測、筋機能計測、その他の運動生理機能計測に関する授業科目、運動器障害、スポーツ外傷、内部障害のリハビリテーションに関する授業科目、および義肢装具に関する授業科目を設ける。「脳・精神機能障害分野」には、脳・精神機能障害に関する基礎知識と技術、脳・精神機能計測、その他の脳・精神生理機能計測に関する授業科目、中枢神経系障害、認知・精神障害、発達障害のリハビリテーションに関する授業科目を設ける。「言語・聴覚機能障害分野」には、言語・聴覚機能障害に関する基礎知識と技術、言語・聴覚生理機能計測に関する授業科目、言語聴覚障害のリハビリテーションに関する授業科目を設ける。さらに「実習」には、上記 4 分野に関連した実習科目を設け、複数の教員による実習を行う。

「特別研究」では、修士論文の作成に向けて、特別研究指導教員と関連する分野の教員の複数の指導体制で研究指導する。「症例研究」では、症例研究報告書の作成に向けて、症例研究指導教員と関連する分野の教員の複数の指導体制で研究指導する。

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

教育課程は、「教育研究基礎領域」「専門領域」の科目群と「特別研究」の科目によって構成する。「教育研究基礎領域」には、専門的な教育・研究・指導ができる高度

専門職業人の育成には教育学を学修する事が必須であり、そのために教育学に関する科目を設けた。「専門領域」は「病態解明」「身体運動機能障害」「脳・精神機能障害」「言語・聴覚機能障害」は 4 つの分野に共通した授業科目を設けた。

「専門領域」については、博士前期課程での知識と技術の学修を踏まえ、特論と実習科目を置き、より高度な専門的知識と技術の学修を行う。「病態解明」分野には身体運動機能計測、筋機能計測、脳機能計測、呼吸循環機能計測等に関する授業科目を設ける。また、医療科学研究科保健医療学専攻の授業科目からも動物実験を行う上での高度かつ専門的知識と技術、遺伝子工学に関する授業科目を選択することができる。「身体運動機能障害」分野には、身体運動機能障害に関する高度かつ専門的知識と技術、身体運動機能計測、筋機能計測、呼吸循環機能計測、その他の運動生理機能計測に関する授業科目、運動器機能障害、内部障害、身体障害のリハビリテーションに関する授業科目を設ける。「脳・精神機能障害」分野には、脳・精神機能障害に関する高度かつ専門的知識と技術、脳・精神機能計測、その他の脳・精神生理機能計測に関する授業科目、中枢神経障害、認知障害、精神障害、発達障害のリハビリテーションに関する授業科目を設ける。「言語・聴覚機能障害」分野には、言語・聴覚機能障害に関する高度かつ専門的知識と技術、言語・聴覚生理機能計測に関する授業科目、言語聴覚障害のリハビリテーションに関する授業科目を設ける。

「特別研究」は、論文の作成に向けて、4 つの分野における専門知識と技術を発展させるよう、研究・論文作成の指導について特別研究指導教員を中心に複数の教員による指導体制で行う。

＜２＞編成内容

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

【教育研究基礎領域】

医療工学専攻の目的において根底となる授業科目として、「教育研究基礎領域」に必修科目 2 科目および選択科目 6 科目を設ける。必修科目は、4 分野の学生全てに必要な『科学論文作成法』『医療倫理特論』を配置する。選択科目は、「診療放射線学分野」「臨床工学分野」「臨床検査学分野」「救急救命分野」に密接に関連した科目を配置し、学生の希望する分野に即していずれか 1 科目の選択を主体とした講義を行う。

【専門領域】

《診療放射線学分野》

画像診断・解析、放射線治療・遺伝子工学・放射線物理・計測工学等での指導ができる専門職業人の育成を目的として、“画像診断”をキーワードとした2科目(『医用画像解析学特論』『医用機能画像学特論』)、“放射線治療”をキーワードとした 1 科目（『放射線治療技術学特論』）と“放射線安全管理・計測”をキーワードとした 2 科目（『放射線物理学特論』『放射線計測工学特論』）を設け、高度な知識の修得と理

解を目指す。

《臨床工学分野》

生体機能代行技術学、生命維持管理技術学、人工臓器学等での指導ができる専門職業人の育成を目的として、生体循環から体外循環、人工心臓の機能制御として“循環制御”をキーワードとした３科目（『細胞機能制御学特論』『生体侵襲制御学特論』『生体機能制御代行実習』）、先進医療機器システムの治療メカニズムや安全管理等の“医療機器管理”をキーワードとした３科目（『流体計測工学特論』『治療機器学特論』『医用機器学実習』）を設け、高度な知識の修得と理解を目指す。

《臨床検査学分野》

臨床検査学に関連した科目として細胞形態から腫瘍診断を行う『細胞診断学特論』、分子細胞生物学的な手法を駆使して診断・治療標的分子の探索を行う『病態解析学特論』、免役担当細胞の発生・分化・機能発現を探求する『細胞免疫学特論』およびこれに関連した『細胞診断学実習』『病態解析学実習』を設け、高度な知識の修得と理解を目指す。

《救急救命学分野》

救急救命現場で必要な実践力をキーワードとして『救急疾病・外傷特論』『病院前救急医療特論』『救急現場活動論特論』『救急情報処理特論』を設け、高度な知識の修得と理解を目指す。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

【教育研究基礎領域】

保健医療学専攻の目的において根底となる授業科目として、「教育研究基礎領域」に選択科目３科目『教育原理特論』『教育心理学特論』『教育方法特論』を設ける。

【専門領域】

画像診断支援を中心に各種医用画像の処理・解析・評価方法についてシミュレーション等を用いる教育・研究、放射線計測技術を応用する医療物理学的な教育・研究、生体への放射線影響に関する遺伝子・ゲノムレベルで教育・研究、そして放射線最適化防護・治療に関する教育・研究を推進するために、『医用画像診断支援学演習』『生体機能解析学演習』『放射線最適化・計測学演習』『放射線影響生物学演習』の４つの演習科目を配置し、高度な知識の修得と理解を目指す。循環・制御をキーワードに研究・教育、体外循環時や循環補助時の体内外での結構胴体や各組織における微小循環等について様々な手法に関する教育・研究、血液ポンプの設計・エネルギー供給手法・制御等を包括した人工心臓システムの設計・構築に関する教育・研究、体外循環時の患者シミュレータに関する教育・研究、そして興奮異常や高血

圧症等循環器疾患の基礎過程の教育・研究を推進するために、『心肺機能画像解析学演習』『循環制御学演習』『体外循環工学演習』の 3 つの演習科目を配置し、高度な知識の修得と理解を目指す。

【特別研究】

研究指導科目として『特別研究』を設け、問題を見出し、解決する能力を育成し、博士論文の作成を指導する。特別研究指導教員は学生の興味や資質を総合的に判断して研究テーマを与え、研究指導を行う。主研究指導教員を中心に複数の教員による指導体制を採用し、将来医療チームの一員として活躍する際に重要となる様々な角度から問題を検討する能力を養成する。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

【教育研究基礎領域】

リハビリテーション学専攻の目的において根底となる授業科目として、「教育研究基礎領域」に必修科目 2 科目および選択科目 6 科目を設ける。必修科目は、「研究志向」、「臨床志向」の学生全てにリハビリテーション学の追及を図るうえで必要となる幅広い知識を習得するために必要な『科学論文作成法』『医療倫理特論』を配置する。さらに選択科目として、「研究志向」と「臨床志向」のすべての学生を対象として、『医療統計法』『情報検索法』『医学・医療特論』を設け、特別研究または症例研究を行う上で高度な知識の修得と理解を目指す。また、修了後の進路として、教育機関の就職を見据え、教育研究基礎領域に教育系科目を 3 科目『教育原理特論』『教育心理学特論』『教育方法特論』を設ける。

【専門領域】

《基礎医学分野》

動物実験、身体運動機能計測、脳・精神機能計測、呼吸・循環機能計測・人間工学等での指導ができる専門職業人の育成を目的として、“基礎医学”をキーワードとした 4 科目（『動物実験関節機能学特論』『身体運動学特論』『精神認知機能学特論』『疼痛学特論』）を設け、高度な知識の修得と理解を目指す。また、本研究科の保健医療学専攻で提供される『病態解析学特論』または『遺伝情報学実習』を選択することで、遺伝子工学に関する高度な知識と技術の修得と理解を目指す事もできる。

《身体運動機能障害分野》

身体運動機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発等を目的として、日常生活活動からスポーツ活動のレベルにおいて、ヒトの”運動”および”運動機能障害”をキーワードとした 6 科目（『障害学特論』『運動系理学療法学特論』『運動器疼通管理学特論』『内部障害リハビリテーション学特論』『スポーツ障害リハビリテーション学特論』『人間工学特論』『補装具学特論』）を設け、

指導ができる専門職業人の育成を目指す。

《脳・精神機能障害分野》

脳・精神機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発等を目的として、子供から高齢者の”発達”、”認知”をキーワードとした3科目（『発達障害学特論』『認知・発達学特論』『神経障害理学療法学特論』）を設け、指導ができる専門職業人の育成を目指す。

《言語・聴覚機能障害分野》

言語・聴覚機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発等を目的として、子供から高齢者の”言語聴覚”をキーワードとした1科目（『言語聴覚障害学特論』）を設け、指導ができる専門職業人の育成を目指す。

《実習》

「専門領域」に配置する15科目の特論に関連した実習を8科目配置した。その内研究志向の学生を対象に『精神認知機能学実習』『言語聴覚障害学実習』『リハビリテーション工学実習』『感性人間工学実習』『分子生体機能学実習』『運動循環器系理学療法学実習』『関節バイオメカニクス学実習』)、臨床志向の学生を対象に『運動系理学療法学実習Ⅰ』『運動系理学療法学実習Ⅱ』『内部障害リハビリテーション学実習』を設け、高度な知識・技術の修得・理解を目指す。

《特別研究》《症例研究》

『特別研究』と『症例研究』を設け、問題を見出し、解決する能力を育成し、修士論文または症例研究報告書の作成を指導する。指導教員は、学生の興味や資質を総合的に判断して研究テーマを与え、研究指導を行う。複数指導教員体制を採用することで、将来医療チームの一員として活躍する際に重要となる様々な角度から問題を検討する能力を養成する。

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

リハビリテーション学専攻の目的において根底となる授業科目として、「教育研究基礎領域」に選択科目 3 科目『教育原理特論』『教育心理学特論』『教育方法特論』を設ける。これらの科目を履修することで、修了後の進路として教育機関の就職が可能となる。

【専門領域】

《病態解明分野》

動物実験、身体運動機能計測、脳・精神機能計測、呼吸・循環機能計測での教育・研究を推進するために、“病態”をキーワードとした3科目（『神経病態学演習』『身体運動計測学演習』『内部障害系リハビリテーション学演習』）を設け、高度な知識の

修得と理解を目指す。また、本研究科の保健医療学専攻で提供される『病態解析学特論』または『遺伝情報学実習』を選択することで、遺伝子工学に関する高度な知識と技術の修得と理解を目指す事もできる。

《身体運動機能障害分野》

身体運動機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発等に関する教育・研究を推進するために、日常生活活動からスポーツ活動のレベルにおいて、ヒトの”運動”および”運動障害”をキーワードとした2科目（『運動器機能障害リハビリテーション学演習』『身体障害治療・予防学演習』）を設け、高度な知識の修得と理解を目指す。

《脳・精神機能障害分野》

脳・精神機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発等に関する教育・研究を推進するために、子供から高齢者の”発達”、”認知”をキーワードとした2科目（『精神認知機能学演習』『手・上肢機能発達学演習』）を設け、高度な知識の修得と理解を目指す。

《言語・聴覚機能障害分野》

言語・聴覚機能障害の視覚化または客観的検査・測定法の開発、さらに治療法の開発等に関する教育・研究を推進するために、子供から高齢者の”言語聴覚”をキーワードとした1科目（『言語聴覚障害学特論』）を設け、高度な知識の修得と理解を目指す。

【特別研究】

研究指導科目として『特別研究』を設け、問題を見出し、解決する能力を育成し、博士論文の作成を指導する。特別研究指導教員は学生の興味や資質を総合的に判断して研究テーマを与え、研究指導を行う。特別研究指導教員を中心に複数の教員による指導体制を採用し、将来医療チームの一員として活躍する際に重要となる様々な角度から問題を検討する能力を養成する。

＜３＞履修順序、配当年次の考え方

医療科学研究科では、各課程における2年または3年の履修スケジュールを考慮し、バランスよく授業科目を配置する。これにより学生は、主に1年次に講義科目と実習・演習科目を中心に学び、1年次から2年次の移行段階で「特別研究」への準備状況に関する中間発表会を行い、中間発表会を踏まえて研究論文作成へと進めていく。

保健医療学専攻ならびにリハビリテーション学専攻での「特別研究」は、関連する医療技術の開発研究を行う。2専攻の「特別研究」は、1年次の準備段階から複数教

員の指導の下に、専門的な立場から医療・健康に貢献し得る高度で専門的な知識・技術が修得できるよう指導する。なお、リハビリテーション学専攻では同時に医療に従事するもののために、臨床における現場の経験や知識をもとに「特別研究」の代わりに「症例研究」を行うことができる。

博士後期課程では、基本的に前期課程での「特別研究」または「症例研究」の成果を踏まて、自らの博士後期課程における「特別研究」のテーマを選択する。1 年次には、選択した「特別研究」または「症例研究」のテーマに関連する最新情報等を学ぶための演習（ゼミ）を行うとともに、「特別研究」を推進していく。2 年次には、1 年次での経過報告的な発表会を行い、引き続き「特別研究」の内容を深化させていく。そして、3 年次には、2 年次までの経過報告的な発表会を行った後に、博士論文作成に入り、その論文を完成させる。博士後期課程の「特別研究」もその研究開始の段階から複数指導教員の指導の下で行っていく。

博士前期課程の「特別研究」または「症例研究」の中間発表会および後期課程での「特別研究」の発表会には、関連専攻の教員全員が出席する。また、修士学位論文および博士学位論文の発表会（口述試問）は、原則として、関連専攻の教員全員が出席し、また関連専攻以外の聴衆も可能な公開方式で行う。

４．教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

（１）教育方法

保健医療学専攻博士前期課程およびリハビリテーション学専攻博士前期課程においては、１年次に専門基礎領域の必修科目と専門領域の演習・特論・実習を基本的に終了させるとともに、『特別研究』の準備段階および基礎研究を並行して行う。そして、年次の開始時に準備状況等を各専攻の教員・学生が聴講する中間発表会で報告し、『特別研究』を継続する。2 年次後期に研究成果の学会発表指導および論文作成指導を通して修士論文を完成させ、各専攻での公聴会において発表および質疑を行い、専攻会議での審査にて博士前期課程修了の可不可についての判定を行う一貫した教育方法とする。

一方、保健医療学専攻博士後期課程およびリハビリテーション学専攻博士後期課程では、博士前期課程から在籍していた学生に対しては博士前期課程の研究成果を踏まえた継続的なテーマで 3 年間の『特別研究』を行う。また、博士後期課程から入学してきた学生については、それまでの研究歴を鑑み指導教員と協議の上で研究テーマを設定し 3 年間の『特別研究』を行う。いずれも１年次の演習に加えて博士前期課程と同様に定期的に開催する中間発表会および所属研究室ゼミ等での複数教員の指導を受けながら博士論文を完成させ、各専攻での公聴会において発表および質疑を行い、専攻会議での審査にて博士後期課程修了の可不可についての判定を行う一貫した教育方法とする。

また、リハビリテーション学専攻博士前期課程では、症例研究での成果に学術的価値が認められる場合には、これを以て学位の修了要件とすることができる。上記と同様に専攻での公聴会において発表および質疑を行い、専攻会議での審査にて博士後期課程修了の可不可についての判定を行う。

（２）履修指導方法

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

より高度な専門的知識を効果的に修得させるため、授業科目の履修指導は研究計画に基づいて当該学生の特別研究指導教員が次の基本方針により行う。

①学生の出身学科に対応する分野以外の分野の授業科目についても積極的に履修を勧め、幅広い知識が得られるよう指導する。

②他分野の大学院授業科目の履修にあたっては、大学院授業科目の理解ができるよう必要に応じて学部授業科目の受講を課す。

③診療放射線学、臨床工学、臨床検査学、救急救命学を専門とする学生に推奨する授業科目について、それぞれ「診療放射線学系コース」「臨床工学系コース」「臨床検査学系コース」「救急救命学系コース」の 4 コースを設定し、それぞれのコースに

履修モデルを用意する。

授業科目の履修は、専門的実践の基礎となる授業科目、修士論文作成に必要な授業科目を考慮して 2 年間で計画的に行う。1 年次は主に講義や演習科目を履修し、同時に『特別研究』の準備を始め、2 年次ではこれらの基礎と準備の下に複数教員による指導体制で研究を進め、修士論文を完成させる。

【別紙資料 5】

『保健医療学専攻（博士前期課程）　研究指導スケジュール』

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

より高度な専門的知識を効果的に修得させるため、授業科目の履修指導は研究計画に基づいて当該学生の特別研究指導教員が次の基本方針により行う。

①基本的には、学生の主体性を重視して研究を遂行させるが、学生が様々な観点から各自の研究テーマの問題解決ができるよう、本専攻で行っている関連研究グループのセミナーをはじめ各種関連学会等に積極的に参加させ、討論に加わるように指導する。

②複数教員による指導体制で研究指導を行い、学生個々の研究目的が達成できるよう、研究の妥当性や方向性について随時討議し、適切な助言を行うことにより研究を発展・深化させ、学術論文の作成ができるよう指導する。

③さらに将来、自立して研究・教育を行うために必要な高度で専門性の高い知識と研究開発能力、研究指導能力を養成する。

履修に際しては、専門的実践の基礎となる授業科目、博士論文作成に必要な授業科目を考慮し、3 年間で修了できるよう計画的に指導する。1 年次は主として演習科目を履修させ、同時に研究計画に沿って、具体的なテーマ、自らの研究課題・方法等を決定し、研究の基礎的データの収集、整理を行う。2 年次は博士後期課程 1 年次までに得られた研究成果について関連学会や学内外の研究会での発表等を通じて、他の研究者との意見交換を行い、研究の達成度を検証する。3 年次には博士後期課程 2 年次までの研究成果を整理し博士学位論文として仕上げ、その全部または一部を論文審査員のある学術雑誌に学術論文として公表する。博士学位論文の作成に向けては特別研究指導教員のみならず、他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

【別紙資料 6】

『保健医療学専攻（博士後期課程）　研究指導スケジュール』

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

より高度な専門的知識を効果的に修得させるため、授業科目の履修指導は研究計画に基づいて当該学生の特別研究指導教員が次の基本方針により行う。

①学生の出身学科に対応する分野以外の分野の授業科目についても積極的に履修を勧め、幅広い知識が得られるよう指導する。
②他分野の大学院授業科目の履修にあたっては、大学院授業科目の理解ができるよう必要に応じて学部授業科目の聴講を推奨する。
③理学療法学、作業療法学、言語聴覚療法学あるいは義肢装具学を専門とする学生に推奨する授業科目について、「身体運動機能障害分野」「脳・精神機能障害分野」「言語・聴覚機能障害分野」「基礎医学分野」の 4 分野を設定し、それぞれの履修モ
デルを用意する。

授業科目の履修は、研究志向型と臨床志向型に分ける。研究志向型・臨床志向型共に専門的実践の基礎となる教育研究基礎領域・専門領域から授業科目を履修し 2 年間で計画的に行う。1 年次は主に講義や演習科目を履修し、同時に研究志向型は『特別研究』を、臨床志向型は『症例研究』の準備を始め、2 年次ではこれらの基礎と準備の下に複数教員による指導体制で研究を進め、修士論文を完成させる。

【別紙資料 7】
『リハビリテーション学専攻（博士前期課程）　研究指導スケジュール』

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

より高度な専門的知識を効果的に修得させるため、授業科目の履修指導は研究計画に基づいて当該学生の特別研究指導教員が次の基本方針により行う。

①基本的には、学生の主体性を重視して研究を遂行させるが、学生が様々な観点から各自の研究テーマの問題解決ができるよう、本専攻で行っている関連研究グループのセミナーをはじめ各種関連学会等に積極的に参加させ、討論に加わるように指導する。
②複数教員による指導体制で研究指導を行い、学生個々の研究目的が達成できるよう、研究の妥当性や方向性について随時討議し、適切な助言を行うことにより研究を発展・深化させ、学術論文の作成ができるよう指導する。
③理学療法学、作業療法学、言語聴覚療法学あるいは義肢装具学を専門とする学生に推奨する授業科目について、「身体運動機能障害分野」「脳・精神機能障害分野」「言語・聴覚機能障害分野」「病態解明分野」の 4 分野を設定し、それぞれの履修モデルを用意する。
④さらに将来、自立して研究・教育を行うために必要な高度で専門性の高い知識と

研究開発能力、研究指導能力を養成する。

履修に際しては、専門的実践の基礎となる授業科目、博士論文作成に必要な授業科目を考慮し、3 年間で修了できるよう計画的に指導する。1 年次は主として演習科目を履修させ、同時に研究計画に沿って、具体的なテーマ、自らの研究課題・方法等を決定し、研究の基礎的データの収集、整理を行う。2 年次は博士後期課程 1 年次までに得られた研究成果について関連学会や学内外の研究会での発表等を通じて、他の研究者との意見交換を行い、研究の達成度を検証する。3 年次には博士後期課程 2 年次までの研究成果を整理し博士学位論文として仕上げ、その全部または一部を論文審査員のある学術雑誌に学術論文として公表する。博士学位論文の作成に向けては特別研究指導教員のみならず、他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

【別紙資料 8】
『リハビリテーション学専攻（博士後期課程）　研究指導スケジュール』

（３）研究指導方法

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

特別研究指導教員は、学生個々の研究目的が達成できるよう指導・助言を行い、それぞれの研究意欲・目的・関心に沿った研究課題を選ばせ、具体的な研究方法の指導・文献研究等を通じて、段階的に研究を深化させていく。そして、自立して研究を継続し得る研究能力を養成するとともに、修士論文作成ができるよう指導を行う。特に、高度で実務的な専門職業人を目指す学生については、その実務的な専門領域に関連する研究課題を選択させ、これに関する研究の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果をあげることができるよう指導する。

1 年次では研究計画に沿って、具体的な研究テーマ、自らの研究課題･方法等を明らかにし､研究の基礎を身に付ける｡2 年次では､学会や研究会への参加等も奨励し、何が問題となっているか、どのように解決されようとしているのか等について、常に目を配っておくよう指導する。また、『特別研究』の中間的成果を段階的に報告させ、学生相互の討議も重視して研究指導を行う。修士論文の作成に向けては、特別研究指導教員のみならず、他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

特別研究の主指導教員は、学生個々の研究目的が達成できるよう指導・助言を行い、それぞれの研究意欲や目的・関心に沿った研究課題を選択させ、基礎となる専門領域の研究文献の精査、実験・調査等具体的な研究方法の指導を通じて段階的に研

究を深化させていく。そして、自立して研究を継続し得る高度な研究能力を養成するとともに、適切な博士論文作成ができるよう指導を行う。特に、目指す職業分野での専門的職務に向けて、その中核的な専門領域に関連する研究課題を選択させ、これに関する『特別研究』の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果を挙げることができるよう指導する。

1年次では、研究計画に沿って、具体的な研究テーマ、自らの研究課題・方法等を明らかにして、研究の基礎を身に付けさせる。2年次・3年次では、関連学会や研究会への参加等も奨励し、学問の最新動向に敏感であるよう指導する。また、研究の中間的成果は随時報告させ、学生相互の議論も重視する。博士論文の作成に向けては、特別研究の主指導教員のみならず、副指導教員や他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

博士論文については、冊子としてまとめ、提出した内容を主研究指導教員と副研究指導教員が審査する。博士論文の審査に加え、その内容を本専攻全教員の前で発表させ、口頭試験を受けることも必須とする。また、博士論文の成果については、関連学会で極力発表させるとともに、博士論文発表会については、教員・大学院学生・学部学生のみならず一般にも開放して、広くその成果を社会に問いかけることとする。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

「研究志向型」を選択した学生を指導する特別研究指導教員は、学生個々の研究目的が達成できるよう指導・助言を行い、それぞれの研究意欲・目的・関心に沿った研究課題を選ばせ、具体的な研究方法の指導・文献研究等を通じて、段階的に研究を深化させていく。そして、自立して研究を継続し得る研究能力を養成するとともに、修士論文作成ができるよう指導を行う。特に、高度で実務的な専門職業人を目指す学生については、その実務的な専門領域に関連する研究課題を選択させ、これに関する研究の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果をあげることができるよう指導する。1年次では研究計画に沿って、具体的な研究テーマ、自らの研究課題･方法等を明らかにし、研究の基礎を身に付ける。2年次では、学会や研究会への参加等も奨励し、何が問題となっているか、どのように解決されようとしているのか等について、常に目を配っておくよう指導する。また、『特別研究』の中間的成果を段階的に報告させ、学生相互の討議も重視して研究指導を行う。修士論文の作成に向けては、特別研究指導教員のみならず、他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

「臨床志向型」を選択した学生を指導する症例研究指導教員は、学生が臨床場面で対象者の治療をする中で、科学的かつ多角的視野から問題解決に導くための必要な助言・提案を適宜行うことで、熟達した臨床思考過程を身に付けるための指導を行う。個人の症例に対するデータを科学的に収集・分析し、その一連の臨床思考過程

を文章にまとめ、症例研究として昇華させる。「研究志向型」と同様、学会や研究会への参加等も奨励し、何が問題となっているか、どのように解決されようとしているのか等について、常に目を配っておくよう指導する。症例研究報告書の作成に向けては、特別研究指導教員のみならず、他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

修士論文または症例研究報告書については、冊子としてまとめ、提出した内容を主審査員１名と副審査員２名が審査する。

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

特別研究指導教員は、学生個々の研究目的が達成できるよう指導・助言を行い、それぞれの研究意欲や目的・関心に沿った研究課題を選択させ、基礎となる専門領域の研究文献の精査、実験・調査等具体的な研究方法の指導を通じて段階的に研究を深化させていく。そして、自立して研究を継続し得る高度な研究能力を養成するとともに、適切な博士論文作成ができるよう指導を行う。特に、目指す職業分野での専門的職務に向けて、その中核的な専門領域に関連する研究課題を選択させ、これに関する『特別研究』の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果を挙げることができるよう指導する。

１年次では、研究計画に沿って、具体的な研究テーマ、自らの研究課題・方法等を明らかにして、研究の基礎を身に付けさせる。２年次・３年次では、関連学会や研究会への参加等も奨励し、学問の最新動向に敏感であるよう指導する。また、研究の中間的成果は随時報告させ、学生相互の議論も重視する。博士論文の作成に向けては、特別研究の主指導教員のみならず、副指導教員や他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

博士論文については、冊子としてまとめ、提出した内容を主審査員 1 名と副審査員 2 名が審査する。博士論文の審査に加え、その内容を本専攻全教員の前で発表させ、口頭試験を受けることも必須とする。また、博士論文の成果については、関連学会で極力発表させるとともに、博士論文発表会については、教員・大学院学生・学部学生のみならず一般にも開放して、広くその成果を社会に問いかけることとする。

（４）研究の倫理審査体制

「広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定」に基づき、現在、設置されている医療科学研究科の倫理審査委員会において、倫理審査を受ける体制をとっている。本委員会は、「ヘルシンキ宣言」「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて審査を実施しており、審査内容は、研究の意義、研究対象者に及ぼす負担、研究への協力のための手続き、個人情報保護のための方策、研究を実施するに際に考慮すべき倫理的な問題・課題、利益相反等である。また、広島国際大学大学院医療科学研究科の学生の倫理審査も本委員会によりなされている。

さらに、動物実験に関しては「広島国際大学動物実験に関する規定」に基づき、実験動物に無用な苦痛およびストレスを与えないように、実験方法および実験環境等について倫理面への配慮を求める内容とし、適正な動物実験の実施体制を構築している。

【別紙資料 9】
『広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定』
【別紙資料 10】
『人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会　審査の流れ』
【別紙資料 11】
『広島国際大学動物実験に関する規定』

（５）修了要件

保健医療学専攻博士前期課程およびリハビリテーション学専攻博士前期課程の修了要件は、各専攻に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、各専攻の公聴会において発表および質疑を行い、各専攻会議の審査にて博士前期課程修了可の判定を受けることとする。

保健医療学専攻博士後期課程およびリハビリテーション学専攻博士後期課程の修了要件は、各専攻に 3 年以上在学して、所定の授業科目について 16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文について各専攻の公聴会において発表および質疑を行い、各専攻会議の審査にて博士後期課程修了可の判定を受ける事とする。さらに各専攻の詳細を以下に説明する。

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

博士前期課程の修了要件は、本専攻に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、研究志向型および臨床志向型を選択した学生はそれぞれ修士論文または症例研究報告書の審査および最終試験に合格することとする。学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとし、学生への審査基準の公表は大学 HP にて開示する。

〔審査基準〕
（修士論文の審査項目）

1) 当該専門分野における十分な知識を修得し、先行研究を的確に精査、検討し研究課題を導き出している。
2) 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、論理構成に整合性、一貫性を有している。
3) 独自性や新たな知見の観点から、当該専門分野の学術的価値を有している。

〔審査委員の体制〕

特別研究指導者による指導のもとに行われた研究業績を基に執筆された修士論文を主審査員 1 名、副審査員 2 名により審査し、最終試験を行う。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

博士後期課程の修了要件は、本専攻に 3 年以上在学して、所定の授業科目について 16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとし、学生への審査基準の公表は大学 HP にて開示する。

〔審査基準〕

（論文の審査項目）

1) 当該専門分野における十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけている。
2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確である。
3) 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれている。
4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされている。
5) 当該専門分野の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準から見て、独自の価値を有するものとなっている。

〔論文審査委員の体制〕

特別研究指導者による指導のもとに行われた研究業績を基に執筆された博士論文を主審査員 1 名、副審査員 2 名により審査し、最終試験を行う。なお、特別研究指導教員は、以下の条件を満たす主審査員および副審査員を推薦することが出来る。主審査員および副審査員は、博士後期課程の特別研究指導教員の資格を有する者から人選し、これを専攻会議にて任命する。適切な者がおらず、やむを得ない場合は学外の者を外部審査員として委嘱できる。なお、外部審査員を主査または副査として推薦する場合は、指定された日までに教員個人調書・履歴書および教育研究業績書を委員会に提出しなければならない。

（博士論文審査会の外部審査員に関する条件等）

博士論文審査会の外部審査員として委嘱できる者は、次の各号のいずれかの条件を満たす者とする。

一　他大学院で学生に対する博士論文の指導又は審査を行った経験がある者

二　論文審査を実施する年度よりも前に本学を退職した者で、在職時に博士論文の特別研究指導教員の資格を有していた者

博士論文には 1 編以上の副論文を添付するものとする。副論文は特別研究指導者による指導のもとに行われ、学術雑誌等に掲載または掲載が決定された以下の【論文の条件】を満たす論文とする。

【論文の条件】

1. SCI（Science Citation Index）収録対象誌に掲載された英語論文 1 編または国際標準逐次刊行物番号(ISSN)が付与された査読のある雑誌に掲載された、または掲載が決定している日本語論文 2 編（ただし、医療工学雑誌は日本語論文 1 編に含むことができる)。
2. 学位申請者が筆頭著者であること。
3. 論文記載の研究が主として学位申請者によって行われ、かつ該当論文を他の学位申請に使用しない旨を他の著者全員が署名すること。

特別研究指導教員および補助指導教員以外の共同著者がいる場合はその理由書を特別研究指導教員が作成すること。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

博士前期課程の修了要件は、本専攻に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、研究志向型および臨床志向型を選択した学生はそれぞれ修士論文または症例研究報告書の審査および最終試験に合格することとする。学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとし、学生への審査基準の公表は大学 HP にて開示する。

〔審査基準〕

（修士論文の審査項目）

1) 当該専門分野における十分な知識を修得し、先行研究を的確に精査、検討し研究課題を導き出している。
2) 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、論理構成に整合性、一貫性を有している。
3) 独自性や新たな知見の観点から、当該専門分野の学術的価値を有している。

〔審査委員の体制〕

特別研究指導者による指導のもとに行われた研究業績を基に執筆された修士論文もしくは症例研究報告書を主審査員 1 名、副審査員 2 名により審査し、最終試験を行う。なお、特別研究指導教員は、以下の条件を満たす主審査員および副審査員を推薦することが出来る。主審査員および副審査員は、修士論文または症例研究報告書を指導した特別研究指導教員または症例研究指導教員以外で、博士前期・または後期課程の特別研究指導教員の資格、症例研究指導教員の資格を有する者から人選し、

これを専攻会議にて任命する。

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期）

博士後期課程の修了要件は、本専攻に 3 年以上在学して、所定の授業科目について 16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとし、学生への審査基準の公表は大学 HP にて開示する。

〔審査基準〕

（論文の審査項目）

1) 当該専門分野における十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけている。
2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確である。
3) 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれている。
4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされている。
5) 当該専門分野の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準から見て、独自の価値を有するものとなっている。

〔論文審査委員の体制〕

特別研究指導者による指導のもとに行われた研究業績を基に執筆された博士論文を主審査員 1 名、副審査員 2 名により審査し、最終試験を行う。なお、特別研究指導教員は、以下の条件を満たす主審査員および副審査員を推薦することが出来る。主審査員および副審査員は、博士後期課程の特別研究指導教員の資格を有する者から人選し、これを専攻会議にて任命する。適切な者がおらず、やむを得ない場合は学外の者を外部審査員として委嘱できる。なお、外部審査員を主審査員または副審査員として推薦する場合は、指定された日までに教員個人調書・履歴書および教育研究業績書を委員会に提出しなければならない。

（博士論文審査会の外部審査員に関する条件等）

博士論文審査会の外部審査員として委嘱できる者は、次の各号のいずれかの条件を満たす者とする。

一　他大学院で学生に対する博士論文の指導又は審査を行った経験がある者

二　論文審査を実施する年度よりも前に本学を退職した者で、在職時に博士論文の特別研究指導教員の資格を有していた者

博士論文には 1 編以上の副論文を添付するものとする。副論文は特別研究指導者による指導のもとに行われ、学術雑誌等に掲載または掲載が決定された以下の【論文の条件】を満たす論文とする。

【論文の条件】

1. SCI（Science Citation Index）収録対象誌に掲載された英語論文 1 編または国際標準逐次刊行物番号（ISSN）が付与された査読のある雑誌に掲載された、または掲載が決定している日本語論文 2 編（ただし、医療工学雑誌は日本語論文 1 編に含むことができる）。
2. 学位申請者が筆頭著者であること。
3. 論文記載の研究が主として学位申請者によって行われ、かつ該当論文を他の学位申請に使用しない旨を他の著者全員が署名すること。

特別研究指導教員および補助指導教員以外の共同著者がいる場合はその理由書を特別研究指導教員が作成すること。

（６）履修のオープン化

複合的な視野と知性を育てるために、教育上有益と認めるときは、必要に応じて学生に、他の大学院等および本大学院の他の研究科または専攻の授業科目の履修を認め、修了に必要な単位に算入することを可能とする。

また、特別研究指導教員が教育・研究上有益と認めるとき、学生に他の大学院または研究所等において研究指導（1 年以内）を受けさせることができることとしている。

（７）希望する進路に応じた履修モデル

本大学院では、学生の関心や修了後の進路等を勘案した履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスや各教員が作成し専攻で編集・発行するシラバス等を通じて提示する。これによって、系統立てた履修を計画的に進めることができる。また、研究の深化とともに履修モデルとは異なる授業科目も修得できるようにする。各授業科目により必要な知識を学びながら、各専攻における『特別研究』を履修させる。特に、特別研究指導教員は、学生個々の理解度、学修および研究の進度を確認しながら、論文作成に繋げていくよう学修指導を行う。

リハビリテーション学専攻博士前期課程においては、リハビリテーション業務等に従事している社会人大学院生も多く、リハビリテーションに関わる臨床現場における課題や問題点について分析、考察する症例研究を以て修了要件とする事も可能とする。

なお、いずれの履修モデルについても、実際の履修指導にあたっては、学生個々の

資質や希望、学修進捗に従って柔軟に行う。

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

①画像診断志向モデル ≪診療放射線学系コース≫

一般および大学病院等の画像診断部門の職員、画像診断センターの職員、大学院博士後期課程進学等を志向する学生に対応する履修モデルである。

「教育研究基礎領域」では必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて選択科目から『医療統計法』等を選択し履修する。

「専門領域」では『医用機能画像解析学特論』『医用人工知能論特論』『放射線物理学特論』の３科目を選択し、「実習」からは『医用画像処理実習』『医用機器学実習』を選択のうえ履修する。

②放射線治療志向モデル ≪診療放射線学系コース≫

一般および大学病院等の放射線治療部門の職員、粒子線センターの職員、大学院博士後期課程進学等を志向する学生に対応する履修モデルである。

「教育研究基礎領域」では必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて選択科目から『医学・医療特論』等を選択し履修する。

「専門領域」では『放射線物理学特論』『基礎物理学特論』『放射線治療技術学特論』『放射線計測工学特論』の４科目を選択し、「実習」からは『遺伝情報学実習』『医用画像処理実習』『医用機器学実習』を選択のうえ履修する。

③循環器研究志向モデル ≪臨床工学系コース≫

中核および大学病院等の循環器治療部門の専門職員、機器管理センターの職員、大学院博士後期課程進学等を志向する学生に対応する履修モデルである。

「教育研究基礎領域」では必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて選択科目から『医学・医療特論』等を選択し履修する。

「専門領域」では『生体侵襲制御学特論』『細胞機能制御学特論』『流体計測工学特論』の３科目を選択し、「実習」からは『医用機器学実習』『計測工学実習』『生体機能制御代行学実習』を選択のうえ履修する。

④機器開発志向モデル ≪臨床工学系コース≫

医療機器メーカーの機器開発部門の専門職員、ＭＥセンターの職員、大学院博士後期課程進学等を志向する学生に対応する履修モデルである。

「教育研究基礎領域」では必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて選択科目から『情報検索法』『医学・医療特論』を選択し履修する。

「専門領域」では『細胞機能制御学特論』『流体計測工学特論』『治療機器学特論』『医用人工知能論特論』の４科目を選択し、「実習」からは『医用機器学実習』『計測工学実習』『生体機能制御代行学実習』を選択のうえ履修する。

⑤臨床検査学指向モデル《臨床検査学系コース》

「教育研究基礎領域」では必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて選択科目から『医学・医療特論』『情報検索法』等を選択し履修する。

「専門領域」では『細胞機能制御学特論』『細胞免疫学特論』『細胞診断学特論』『病態解析学特論』の 4 科目を選択し、「実習」からは『細胞診断学実習』『病態解析学実習』を選択のうえ履修する。

⑥救急救命学指向モデル《救急救命学系コース》

「教育研究基礎領域」では必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて選択科目から『情報検索法』『医学・医療特論』を選択し履修する。

「専門領域」では『救急疾病・外傷特論』『病院前救急医療特論』『救急現場活動学特論』『救急情報処理特論』の 4 科目を選択し、「実習」からは『救急教育指導実習』『国際救急救命学実習』『救急救命システム実習』を選択のうえ履修する。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

①画像診断志向モデル ≪診療放射線学系コース≫

中核および大学病院等の画像診断部門の専門職員、画像診断センターの職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

『医用画像診断支援学演習』『生体機能解析学演習』の 2 科目を選択のうえ履修する。

②放射線治療志向モデル ≪診療放射線学系コース≫

中核および大学病院等の放射線治療部門の専門職員、粒子線センターの職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

『放射線最適化・計測学演習』『放射線影響生物学演習』の 2 科目を選択し履修する。

③循環器研究志向モデル ≪臨床工学系コース≫

中核および大学病院等の循環器治療部門の専門職員、機器管理センターの職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

『循環制御学演習』『体外循環工学演習』の 2 科目を選択し履修する。

④機器開発志向モデル ≪臨床工学系コース≫

医療機器メーカーの機器開発部門の専門職員、ＭＥセンターの職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

『心肺機能画像解析学演習』『体外循環工学演習』の 2 科目を選択し履修する。

⑤腫瘍診断志向モデル ≪臨床検査学系コース≫

中核および大学病院等の腫瘍診断部門の専門職員、製薬会社の開発部門の職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

『循環制御学演習』『病態解析学演習』の 2 科目を選択し履修する。

⑥病態解析志向モデル ≪臨床検査学系コース≫

中核および大学病院等の病態診断部門の専門職員、製薬会社の開発部門の職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

『体外循環工学演習』『病態解析学演習』の 2 科目を選択し履修する。

⑦救急救命学志向モデル ≪救急救命学系コース≫

救急救命部門の専門職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

『教育原理特論』『救急現場活動学演習』の 2 科目を選択し履修する。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

①身体運動機能障害モデル（研究志向型）（臨床志向型）

研究志向型は、身体運動機能障害のリハビリテーションに関連する研究を志向する学生に対応する履修モデルであり、大学院博士後期課程進学等を志向する学生を含む。

「教育研究基礎領域」では、必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて、選択科目から『情報検索法』を選択し履修する。

「専門領域」では特別研究を選択し、加えて「特論」の 15 科目の中から『スポーツ障害リハビリテーション学特論』『身体障害学特論』『身体運動学特論』『運動系理学療法学特論』『運動器疼痛管理学特論』の 5 科目を選択し、「実習」からは『リハビリテーション工学実習』『運動系理学療法学実習Ⅰ』『運動系理学療法学実習Ⅱ』を選択のうえ履修する。

臨床志向型は、身体運動機能障害のリハビリテーション（理学療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具・福祉支援機器の開発)に関する高度な専門職業人（臨床家）を志向する学生に対応する履修モデルである。

「教育研究基礎領域」では、必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』にえて、選択科目から『教育原理特論』を選択し履修する。

「専門領域」では症例研究を選択し、加えて「特論」の 15 科目の中から『スポーツ障害リハビリテーション学特論』『身体運動学特論』『運動系理学療法学特論』『運動器疼痛管理学特論』『疼痛学特論』の 5 科目を選択し、「実習」からは

『リハビリテーション工学実習』『運動系理学療法学実習Ⅰ』『運動系理学療法学実習Ⅱ』を選択のうえ履修する。

②脳・精神機能障害モデル　(研究志向型)（臨床志向型）

研究志向型は、脳・精神機能障害のリハビリテーションに関連する研究を志向する学生に対応する履修モデルであり、大学院博士後期課程進学等を志向する学生を含む。

「教育研究基礎領域」では、必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて、選択科目から『情報検索法』を選択し履修する。

「専門領域」では特別研究を選択し、加えて「特論」の 15 科目の中から『精神認知機能学特論』『発達障害学特論』『身体運動学特論』『認知・発達学特論』『神経障害理学療法学特論』の 5 科目を選択し、「実習」からは『内部障害リハビリテーション学実習』『精神認知機能学実習』『運動系理学療法学実習Ⅰ』を選択のうえ履修する。

臨床志向型は、リハビリテーション(理学療法、作業療法、言語聴覚療法)に関する高度な専門職業人（臨床家）を志向する学生に対応する履修モデルである。

「教育研究基礎領域」では、必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて、選択科目から『教育心理学特論』を選択し履修する。

「専門領域」では特別研究を選択し、加えて「特論」の 15 科目の中から『精神認知機能学特論』『発達障害学特論』『身体運動学特論』『認知・発達学特論』『神経障害理学療法学特論』の 5 科目を選択し、「実習」からは『内部障害リハビリテーション学実習』『精神認知機能学実習』『言語聴覚障害学実習』を選択のうえ履修する。

③言語聴覚機能障害モデル　(研究志向型)（臨床志向型）

研究志向型は、言語聴覚機能障害のリハビリテーションに関連する研究を志向する学生に対応する履修モデルであり、大学院博士後期課程進学等を志向する学生を含む。

「教育研究基礎領域」では、必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて、選択科目から『情報検索法』を選択し履修する。

「専門領域」では特別研究を選択し、加えて「特論」の 15 科目の中から『精神認知機能学特論』『発達障害学特論』『言語聴覚障害学特論』『認知・発達学特論』『神経障害理学療法学特論』の 5 科目を選択し、「実習」からは『内部障害リハビリテーション学実習』『精神認知機能学実習』『運動系理学療法学実習Ⅰ』を選択のうえ履修する。

臨床志向型は、リハビリテーション(理学療法、作業療法、言語聴覚療法)に関する高度な専門職業人（臨床家）を志向する学生に対応する履修モデルである。
「教育研究基礎領域」では、必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて、選択科目から『情報検索法』を選択し履修する。
「専門領域」では特別研究を選択し、加えて「特論」の 15 科目の中から『精神認知機能学特論』『発達障害学特論』『言語聴覚障害学特論』『認知・発達学特論』『神経障害理学療法学特論』の 5 科目を選択し、「実習」からは『精神認知機能学実習』『言語聴覚障害学実習』『リハビリテーション工学実習』を選択のうえ履修する。

④基礎医学モデル（研究志向型）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のリハビリテーションに関連する基礎医学全般に関する研究を志向する学生に対応する履修モデルであり、大学院博士後期課程進学等を志向する学生を含む。
「教育研究基礎領域」では、必修科目の『科学論文作成法』『医療倫理特論』に加えて、選択科目から『情報検索法』を選択し履修する。
「専門領域」では特別研究を選択し、加えて「特論」の 15 科目の中から『スポーツ障害リハビリテーション学特論』『発達障害学特論』『運動器疼痛管理学特論』『疼痛学特論』『動物実験関節機能学特論』の 5 科目を選択し、「実習」からは『リハビリテーション工学実習』『運動系理学療法学実習Ⅰ』『運動系理学療法学実習Ⅱ』を選択のうえ履修する。

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

①身体運動機能障害モデル

中核および大学病院等のリハ専門職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

専門領域から、『身体運動計測学演習』『身体障害治療・予防学演習』の 2 科目を選択し履修する。

②脳・精神機能障害モデル

中核および大学病院等のリハ専門職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

専門領域から、『神経病態学演習』『精神認知機能学演習』の 2 科目を選択し履修する。

③言語聴覚機能障害モデル

中核および大学病院等のリハ専門職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

専門領域から、『神経病態学演習』『言語聴覚障害学演習』の 2 科目を選択し履修する。

④病態解明モデル

中核および大学病院等のリハ専門職員、大学教員等を志向する学生に対応する履修モデルである。

専門領域から、『運動器機能障害リハビリテーション学演習』『手・上肢機能発達学演習』の 2 科目を選択し履修する。

５．特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本研究科博士前期課程の修了要件として、所定の単位の取得ならびに修士論文あるいは症例研究報告書の審査に合格することが必要である。

修士論文あるいは症例研究報告書のいずれかで審査を受けるかについては、入学時に決定する。

修士論文あるいは症例研究報告書は、研究の独自性、新規性を有するものとして、すでに本学あるいは他大学での学士課程を修了し、医療科学分野、医療技術分野、リハビリテーション学分野での研究に基づき、その成果を論文形式でまとめたいと考える学生が提出するものと想定される。

また、症例研究報告書の審査基準は，以下のとおりとする。

1. 自身の経験・実践に基づいて臨床で直面する課題が設定されている。
2. 設定された課題が関連する研究の到達点を踏まえている。
3. 研究の目的が明確に示され、目的を達成するための方法が適切に選択され、活用されている。
4. 症例研究報告書の記述（本文，図，表，引用）が十分かつ適切であり、論理的に構成されている。
5. 調査により得られたデータ・資料を適切に活用している。
6. 医学・生理学、そして障害学の見地からの臨床実践・研究による学術的な分析を通じて、報告を行っている。

症例研究報告書にあっては、審査基準の 2，3，4，5 の四つの項目が修士論文と共通である。このことにより、症例研究報告書の内容は、以下の点において修士論文と同等の価値をもつ。すなわち、先行研究の到達点を踏まえた課題を設定した上で（審査基準 2)、適切な目的と方法に従って研究を実施し（審査基準 3)、適切なデータ・資料に基づいて（審査基準 5)、適切な記述により論理的に構成される（審査基準 4)。

その一方で、症例研究報告書においては、あくまで学生自身の経験・実践に基づいて臨床課題解決のための分析、課題解決策の立案が設定され（審査基準 1)、その成果である臨床問題分析または臨床問題解立案について報告を行う（審査基準 6）点において、修士論文とは異なる。ただし、その成果は、先行する研究の知見を踏まえて臨床課題解決につながり、臨床実践およびフィールド実践のエビデンスとなりうることを意図しており、新たな知見の創造を行う点において、新規性を重要な要件とする修士論文と同等の水準を有する。

症例研究報告書は、発表および口頭試問により審査し合否を判定する。症例研究報告書は研究指導方法や質、審査のプロセスについて、修士論文と差異を設けることはしない。

６．基礎となる学部（又は修士課程）との関係

本研究科は保健医療学専攻およびリハビリテーション学専攻の 2 専攻からなり、それぞれ保健医療学部、総合リハビリテーション学部を基礎としている。本研究科の教員は、それぞれの学部教員の中から、研究歴および研究指導歴を鑑みて、大学院教員たる資質を有する者が指導教員あるいは補助指導教員として配置される。

両学部は本学の目的である「広島国際大学は、建学の精神および教育の理念に基づいて教育・研究を推進することにより、ひとと共に歩み、あらゆる人々や地域のウェルビーイングに寄与することを目的とする。」に基づいて、養成する職種に応じて学科あるいは専攻毎に目的を定めている。

保健医療学部では、診療放射線学科にて「診療放射線技師」、医療技術学科にて「臨床工学技士」および「臨床検査技師」、救急救命学科にて「救急救命士」と、いずれも救命、診断、治療に携わる医療職を養成している。いずれも日々急速に進歩し続ける各分野の高度に専門的な医療技術を学修し、他の専門職との連携・協働により、病む人のこころに寄り添いながらも的確な判断により適切な行動が取れる専門職業人を輩出することを目指すとともに、それぞれの専門分野における研究および技術開発に関する指導も行い、医療機関、公的機関、教育機関において自己研鑽を行いつつ研究に対しても興味を持つことが出来る様な教育を行っている。特に専門分野における学修は、それぞれの職種で修得すべき手技や扱う装置・機器について原理からの理解を求めており、講義や演習、実験、実習を通じて最新の研究事例などの紹介も行い、研究活動への啓発が可能な授業配置としている。

総合リハビリテーション学部では、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士を養成している。本学部は以下の 5 つの能力を備えた人材を輩出している。１）豊かな人間性と倫理観を備えている。2）基礎的な医学の知識を身につけている。3）理学療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具に関する知識や技術を社会において応用・発展させる能力を身につけている。4）地域の健康、医療、福祉に貢献できる能力を備えている。他の専門職と協働できる。5）生涯にわたって学びつづけ新たな分野を開拓できる。修士課程ではこれらの能力を基盤として、基礎医学分野、身体運動機能傷害分野、脳・精神機能障害分野、言語・聴覚機能障害分野にわたる新たな生理機能の解明、治療、介入方法などの知見を生み出す能力を獲得できるよう指導体制を整えている。

いずれの学部も最終学年までに卒業研究あるいは臨床研究を授業として配置しており、教育課程上におい研究活動についての連関・接続性を有している。

博士後期課程についても各職種の研究分野に特化した科目を配置し、博士前期課程の授業内容を更に発展させ、研究の視野を広げつつより深く追求する意義について理解が可能な構成とし、博士に相応しい知識と洞察力を涵養できる様に配慮している。また、研究については特別研究のみを配置し、博士前期課程での特別研究や症例研究から着想したモチーフについて発展的な研究を行えるように配慮し、継続性を担保している。

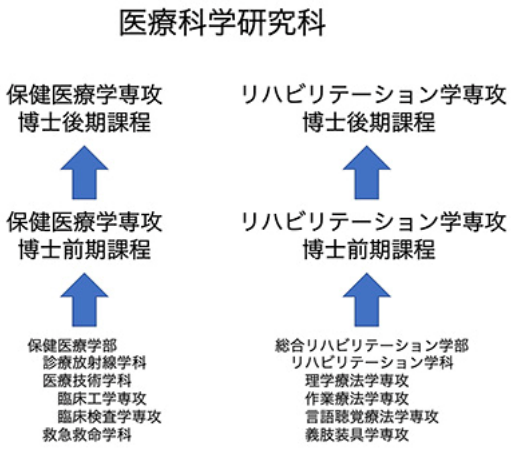

【別紙資料 12】

『保健医療学専攻(博士前期課程・博士後期課程)の教育体系図（学部教育との関連図』

【別紙資料 13】

『リハビリテーション学専攻(博士前期課程・博士後期課程)の教育体系図（学部教育との関連図』

７．入学者選抜の概要

［１］受け入れる学生像（アドミッションポリシー）

本大学院では、ひとと共にあゆみ、こころに届く医療を実践し、健康・医療・福祉分野で活躍しうる専門職業人を育成することを使命とし、次の各専攻におけるアドミッション・ポリシーに基づき、高度で専門的な知識や技能を修得させ、国際的視野を備えた専門職業人を養成していく。

学部名	学科名	アドミッション・ポリシー
医療科学研究科	保健医療学専攻（博士前期課程）	保健医療学に関わる多様な医療技術の専門知識・技術や柔軟な思考能力を生かし、地域医療・先進医療へ貢献することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。
	保健医療学専攻（博士後期課程）	保健医療学に関わる多様な医療技術の専門知識・技術や柔軟な思考能力を生かし、指導的立場の教育者や研究者として活躍することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。
	リハビリテーション学専攻（博士前期課程）	リハビリテーションに関わる基本的な知識や興味をもち、さらに深く学ぶことで、地域医療・先進医療へ貢献することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。
	リハビリテーション学専攻（博士後期課程）	リハビリテーションに関わる実践的な知識や興味をもち、自ら課題を探求し、指導的立場の教育者や研究者として活躍することを目指し、何事にも真摯な姿勢で臨むことのできる人を求めます。

（２）入学者選抜の実施計画

今般設置する医療科学研究科の入学者選抜実施は、次のとおり行う。

［１］入学者選抜の趣旨

①大学院入学者の選抜は、「大学院入学試験要項」に沿って、大学院教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。入学者の選抜には、次の選抜方法を取り入れ、社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。

イ　学内進学者入試

ロ　一般入試

ハ　社会人入試

②合格者の決定にあたっては、評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

（３）入学者選抜の方法等

［１］入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿って、次のとおり入学者を選抜する。

①学内進学者入試

在学中の成績を含めた書類審査および面接試問ならびに筆記試験により合格判定を行う。出願資格は、次項に該当する者とする。

（博士前期課程）

本大学の卒業見込み者

（博士後期課程）

本大学院博士前期課程を修了見込みの者

②一般入試

書類審査および面接試問、博士後期課程についてはこれに加え筆記試験により合格判定を行う。

出願資格は、次の各項のいずれかに該当する者とする。

（博士前期課程）

イ　大学を卒業した者および卒業見込みの者

ロ　大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者および授与される見込みの者

ハ　外国において学校教育における１６年の課程を修了した者および修了見込みの者

ニ　外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者および授与される見込みの者

ホ　専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

ヘ　文部科学大臣の指定した者

ト　その他本大学院において上記イ号の者と同等以上の学力があると認めた者

（博士後期課程）

イ　修士の学位または専門職学位を有する者および修士の学位または専門職学位を取得見込みの者

ロ　外国の大学において、わが国の大学院修士課程または専門職学位課程に相当する学校教育を修了し、これにより修士の学位または専門職学位に相当する学位を有する者

ハ　文部科学大臣の指定した者

ニ　その他本大学院において上記イ号の者と同等以上の学力があると認めた者

※外国人留学生は次の事項に留意すること。

・入学時の在留資格が原則として「留学」であること。

・本国において在留資格「留学」を取得するために必要な期間が確保できること。

③社会人入試

入学時に３年以上の社会人としての経験を有する者に対して実施する。

出願資格は、一般入試の出願資格のいずれかに該当する者とする。

④科目等履修生

大学入学資格を有する者を対象として、大学で履修した授業科目の単位を認定する。

出願資格は、高等学校を卒業した者、またはそれと同等以上の学歴を有する者とする。

また、選考は書類審査により実施する。

（４）選抜体制

入学者の選抜においては、各専攻の特色を生かして、受験者が公平に実施できる受験環境確保に努めている。

また、合否判定業務においては、研究科長および専攻長と綿密に打合せ、研究科委員会にて合否判定（案）を審議し、学長が合格者を決定している。

８．教員組織の編成の考え方および特色

（１）教員組織の編成の考え方・特色

専任教員の配置にあたっては、教育・研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障がない教員組織の編成となるように配慮しており、高い教育研究実績を持つ専任教員と実務経験が豊富な教員を配置することで、教育研究を機能的かつ補完的に推進できる組織となっている。なお、教育上主要と認める授業科目については、教授、准教授を配置している。

［１］保健医療学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

本専攻では、「診療放射線技師」「臨床工学技士」「臨床検査技師」「救急救命士」を基盤としている。豊富な教育研究経験をもつ教員で構成しており、専任教員 14 人（うち教授 13 人）を配置し、十分な教育研究体制を整備する。主な保有資格としては医師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、救急救命士を有する教員を揃えている。本専攻では、医療機関等で実務の経験のある教員を配置することで、学術面だけでなく実務経験も考慮した教員構成を確保している。

また、本専攻の教員の全員が博士号を有している。

このように、本専攻では、専門職業人養成のために多様で実践的な教員組織を編成する。

［２］リハビリテーション学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

リハビリテーション分野における研究者、教育者および高度な技能と知識をもつ医療従事者を養成するために、本専攻における担当教員は医学、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具学、教育学などを専門とする教員を中心に原則として博士号を有するもので構成する(21 人の専任教員のうち 19 人が博士､2 人が修士)。教員組織は、主に本学の学部教育においてリハビリテーション学部および保健医療学部に所属する豊富な教育研究経験をもつ教員で構成しており、医師免許を有する教員 3 人、医療機関などで実務の経験のある教員 20 人を配置し、学術的側面と実務的側面のバランスに配慮した教員構成を確保する。博士前期課程においては計 21 人の専任教員（うち教授１2 人、准教授 7 人、講師 2 人）と 7 人の兼任・兼担教員を配置し、十分な教育研究体制を整備する。博士後期過程においては計 19 人の専任教員（うち教授１0 人、准教授 7 人、講師 2 人）と 3 人の兼任・兼担教員を配置する。博士後期課程の特別研究においては必要に応じて研究指導教員とそれを補佐する研究指導補助教員の 2 名の指導体制としさらに高度な教育研究の推進を図る。

本専攻の博士前期における教育課程は､「教育研究基礎領域」8 科目､「専門領域」は特論が 15 科目、実習が 7 科目、そして特別研究と症例研究とし、合計 32 科目となる。なお「教育研究基礎領域」の 8 科目は本研究科の保健医療学専攻と共通の科

目であり、担当者も共通である。「教育研究基礎領域」のうち 3 科目は教育学に関するものであるが、それらは教員資格を有するものが担当する。「専門領域」の特論および演習 22 科目のすべて専任教員が担当する。特別研究は学部教育において総合リハビリテーション学部に所属する教員を中心に 21 名が担当する。症例研究は同じく学部教育において総合リハビリテーション学部に所属する 5 人の教員が担当する。

本専攻の博士後期における教育課程は「教育研究基礎領域」3 科目、「専門領域」における演習が 8 科目、「特別研究」が 1 科目、合計 12 科目で構成される。教育研究基礎領域の 3 科目は教育学に関するものであるが、それらは教員資格を有するものが担当する。なお特別研究の研究指導教員は 11 名（うち教授、研究補助指導教員は 8 名で構成する。専門教育の 8 科目および特別研究はすべて専任教員が担当する。

（２）専任教員配置の計画と特色および年齢構成

専任教員の配置に当たっては、博士号等の学位の保有状況をはじめ、それぞれの専門分野における教育実績や研究業績、実務経験などと、職位および担当予定の授業科目との適合性について、十分な検討の基に配置している。

また、本大学の教員系職員の定年は満 65 歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者で、採用年度の前年度の末日において満 70 歳以上とならない者を採用することができる。本学部の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。なお、各学科における専任教員配置上の職位および博士号取得者、年齢構成は以下に示すとおりである。

[１]医療科学研究科保健医療学専攻（博士前期課程）

職位および博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】　（単位：人）

職　階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教　授	0（　0　）	1（　1　）	4（　4　）	11（ 11 ）	0（　0　）
准教授	0（　0　）	1（　1　）	1（　1　）	0（　0　）	0（　0　）
講　師	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
助　教	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
合　計	0（　0　）	2（　2　）	5（　5　）	11（ 11 ）	0（　0　）

※　（　）内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 61 歳であり、開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上および活性化を図る観点から、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を別紙資料 14 の通りに計画的に行っていく。

【別紙資料 14】

『専任教員採用計画（保健医療学専攻博士前期課程）』

[２]医療科学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）

職位および博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】　（単位：人）

職　階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教　授	0（　0　）	1（　1　）	3（　3　）	8（　8　）	1（　1　）
准教授	0（　0　）	1（　1　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
講　師	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
助　教	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
合　計	0（　0　）	2（　2　）	3（　3　）	8（　8　）	1（　1　）

※（　）内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 61 歳であり、開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上および活性化を図る観点から、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を別紙資料 15 の通りに計画的に行っていく。

【別紙資料 15】

『専任教員採用計画（保健医療学専攻博士後期課程）』

[3]リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

職位および博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】　（単位：人）

職　階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教　授	0（　0　）	0（　0　）	5（　5　）	6（　5　）	1（　1　）
准教授	0（　0　）	2（　2　）	5（　4　）	0（　0　）	0（　0　）
講　師	1（　1　）	1（　1　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
助　教	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
合　計	1（　1　）	3（　3　）	10　（ 9 ）	6（　5　）	1（　1　）

※（　）内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 55 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上および活性化を図る観点から、各分野における今後の具体的な専任教員の採用計画について検討し、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を計画的に行っていく。

[4] リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

職位および博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】　（単位：人）

職　階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教　授	0（　0　）	0（　0　）	5（　5　）	5（　4　）	0（　0　）
准教授	0（　0　）	1（　1　）	6（　5　）	0（　0　）	0（　0　）
講　師	1（　1　）	1（　1　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
助　教	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）	0（　0　）
合　計	1（　1　）	2（　2　）	11（ 10 ）	5（　4　）	0（　0　）

※（　）内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 55 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運

営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上および活性化を図る観点から、各分野における今後の具体的な専任教員の採用計画について検討し、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を計画的に行っていく。

【別紙資料 16】『広島国際大学就業規則』
【別紙資料 17】『任用規定』
【別紙資料 18】『特任教員規定』

（３）専任教員の育成方針、研究体制

本研究科の専任教員は、教育者や研究者であるのみならず、医療従事者として各専門分野において先端の医療活動を遂行してきたか、現にしているものであり、学会活動ならびに各協会や団体における指導的立場として貢献するなど学内外において広く活躍をしている。構成教員は、学問体系の枠にとらわれることなく、医学･保健学領域およびリハビリテーション医療領域との連携を図り、学際的な研究を遂行できるような体制を整えている。

教育面においては、教育を行う教員の資質の維持向上に向けての組織的な対応として、授業の内容および方法の改善を図るための研修および研究を行うこととしている。特に、専門分野における教育実績を有した教員による中堅および若手教員を対象とした教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業技術や教材開発等の教育方法に関する研修会を実施することとしている。

研究面においては、就任後、専門分野における研究業績を有した教員のもとで、研究活動等に豊富に接することで、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長を図るとともに、個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」および競争的外部資金申請のための「研究の種」を培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度を整備している。学内特別研究助成制度は、「若手研究者助成タイプ)」と「研究課題醸成タイプ」があり、特に「若手研究者助成タイプ」は、若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とした制度としている。

今後も、学内特別研究助成制度における支援範囲・対象の拡充・強化を図るとともに、新たな制度や諸規定等の整備について検討することとしている。

【別紙資料 19】『学内特別研究助成制度の概要』

（４）完成年度後の教員組織構想

本研究科の教員組織の編成においては、既に定年に達している者を配置することから、完成年度以後の教員組織構想としては、開設後 3 年間の中堅および若手教員の育成状況を踏まえた昇任や新規採用など、教員組織に関する中期的な人事計画を策定することとしている。

また、定年年齢を超えた教員の任期満了に伴う新規の若手教員採用については、他の大学等の現役教員や、現在本学あるいは他大学の博士前期課程や博士後期課程に在学している者を対象として広く候補者を募ることとし、本大学の教員選考基準等で定める審査基準に基づいて、厳格なる審査を経て採用することとしている。

９．研究の実施についての考え方、体制、取組

① 研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備

本研究科の保健医療学専攻博士前期課程およびリハビリテーション学専攻博士前期課程は、それぞれ保健医療学部および総合リハビリテーション学部を基礎としており、大学院生もほとんどが医療系資格を有する学生である。一方、指導教員は、それぞれの資格を有する教員や、医学、理学、工学を専門とする教員が配置されているため、研究分野はそれぞれの医療系資格に関連する分野における、基礎研究、臨床研究が主体となる。

医学系および理工系の基礎研究については、本研究科内で完結する研究の他、他大学との共同研究、公的研究機関との連携による研究実施体制を確保している。動物実験を行う際には動物実験委員会による審査・承認を経ることとしている。連携研究機関での動物実験の際には、本学の動物実験委員会の審査・承認と、連携研究機関における動物実験委員会等での審査・承認の元で実施している。

また、臨床研究については、本学が附属医療機関を持たないため、他大学附属病院や公的医療機関の他、社会人大学院生が在籍する医療機関や福祉施設などとの連携を行っている。臨床研究についてはヒトについての検体採取やデータ収集が必要となるため、本学の「人を対象とする医学系研究倫理委員会」での審査・承認および連携医療機関あるいは福祉施設での倫理委員会等での審査・承認を経て実施している。

大学院生用の研究室を確保し、深夜から早朝にかけての時間帯以外は利用することができ、図書館および情報センターの端末の使用も可能である。

② 研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況

現在のところ、技術職員および URA の配置はないが研究者間のコミュニケーションをよく取ることで有効な研究資源の利用に向けて対応している。

１０．施設、設備等の整備計画

（１）校地・運動場の整備計画

本学は､広島県内に２キャンパスを有しており､東広島市に｢東広島キャンパス｣、呉市に「呉キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 ㎡、呉キャンパス 67,165.00 ㎡であり、本大学全体では 405,537.98 ㎡（その他面積含む）となり大学設置基準を大きく上回っている。運動場および体育施設について、東広島キャンパスには、運動用地が 173,172.11 ㎡あり、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場２面、テニスコート４面、体育館、第１練習場（柔道場）、第２練習場（剣道場兼 空手道場）、弓道場を整備している。また、呉キャンパスは運動用地が 12,515.40 ㎡あり、総合グラウンド、体育館（1 階はアリーナ、2 階は第 1 練習場［卓球場］、第 2 練習場［トレーニングルーム］）、第 3 練習場（弓道場）、第 4 練習場（空手道場）を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは 1 号館 1 階食堂、2 号館 1 階食堂、2 階コミュニティールーム、8 階自習室があり、呉キャンパスには 1 号館 1 階食堂、6 号館 6 階コミュニティールームを整備している。

（２）校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 61,863.52 ㎡、呉キャンパス 54,161.10 ㎡であり、本大学全体では 116,024.62 ㎡となり大学設置基準を大きく上回っている。

今般、設置する「医療科学研究科」は東広島キャンパスに置いている。各専攻とも既設の医療・福祉科学研究科医療工学専攻の施設・設備等をそのまま利用する。

本研究科専用の施設として、実習室、実験室、ゼミ室、専任教員の研究室を置き、他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、学生と教員との関係が密接となり、自主学習や特別研究に対する教員のアドバイスが容易となる。

運動場、体育館のスポーツ施設等は東広島キャンパス、呉キャンパスともに整備しており、全学共用施設としてスポーツ系の実習やクラブ活動等において利用できる。

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

実践的な教育・研究環境として多様な実験設備を設置しており、学内の演習・実習および研究に使用する。診療用放射線の性質を、実験等を通じて学習するための実験・実習では、「X 線撮影室」、「X 線 CT 室」、「乳房撮影室」を使用する。MRI 装

置の原理および応用に関する実験・演習では「MRI 室」を使用する。医用画像処理に関してプログラミング等を通じた実験・演習には、「MRI 画像処理実習室」を使用する。画像処理用 PC を導入しており、MRI に関する実験や、3 次元画像処理ソフトを使った先進的な画像処理ができるよう設備を整えている。核医学検査にかかるシンチカメラや SPECT 装置の原理および収集やデータ処理について学ぶ実験・実習では「放射線計測実習室」を使用する。

人工心臓や体外循環など、血液循環の機械的な維持、補助、制御に用いられる各種機器・システムに関する演習では、「循環制御実習室」等を使用する。

臨床に対応できる各器官の病態を理解し、それぞれの細胞形態学特徴を修得するための実験・実習では、「病理組織細胞学実習室」「病態解析実験室」「細胞解析実験室」等を使用する。

救急現場活動にかかるコミュニケーションや搬送方法、感染防止対策、病院前救急医療体制などの知識や技術を修得する実習では、「救急救命学実習室 3」「応急手当実習室」を使用する。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

実習室、実験室は、教育・研究に必要な施設・設備を整備し、体系的に学修できる環境を整えている。基本的には博士前期課程に記載されている実習室は後期課程においてもすべて利用可能である。学内の実習施設のみで研究可能な状況である。

これらに加えて、「生体医工学ラボラトリ」には、生体に近い物性を持つ素材を成型するための設備（精密天秤、デシケータ、加熱装置、旋盤、フライス盤、積層型および光造形型３D プリンタが設置されており、ポリウレタン・付加重合シリコン等の軟素材を用いた臓器モデル、表層モデルの試作が可能である。また、本ラボラトリに設置されている体外循環技術教育用仮想患者シミュレータ ECCSIM（本大学と広島大学の共同開発）を用いることで高再現性シミュレーショントレーニング手法の開発や検討が可能である。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

実習室、実験室は、教育・研究に必要な施設・設備を整備し、体系的に学修できる環境を整え、学内の演習・実習を中心に使用する。「基礎医学」に関わる実験・実習のために、「基礎医学実験室Ⅰ」「基礎医学実験室Ⅱ」「基礎医学実験室Ⅲ」を整備している。「基礎医学実験室Ⅰ」「基礎医学実験室Ⅱ」は遺伝子組換実験における拡散防止措置が P1 レベルの実験が可能な他、組織標本の作成、生化学実験一般、生理機能に関する実験が可能である。「基礎医学実験室Ⅲ」にはバイオデックス、脳波計、骨密度測定装置など人体の生理機能を中心に測定出来る機器を配置している。「身体運動機能障害」にかかわる実験・実習のために、「運動学実習室 I」「運動学実習室 2」「運動療法実習室」「動作解析実習室」などがある。「運動学実習室Ⅰ」には呼吸循環に関わる機器として、負荷心電図、トレッドミル、心肺機能測定装置、電子スパ

イロメーターなどがある。「運動療法実習室」には多点表面筋電図、多用途筋機能評価、重心動揺計などを配備している。「動作解析実習室」では 3 次元動作解析装置（VICON）が設置されており、8 台の高速度カメラが各動作を追尾して 3 次元座標に変換して立体画像を作成し、4 台の床反力測定装置と連動して各関節に及ぼす力等を計算することが可能である。「生体基礎実習室」には近赤外光脳機能イメージング装置（fNIRS）が設置されており、リアルタイムに脳活性化領域とその状態変化を把握することが可能であり、様々な運動や心理状態と脳活動の関連性や、種々のリハビリテーションの効果を計測することができる。「聴覚系実習室」には防音室が 2 つあり、その中でオージオメータや脳波で聞こえを測定できる機器があるほか、補聴器や人工内耳の調整法を学べる。「嚥下系実習室」では嚥下機能を検査するための必要な機器が整備されている。舌圧測定器や開口力トレーナーを使った検査や研究ができる。「多目的実習室」には 3D プリンタや各種電子工作機器が備え付けられており、電動装具などを作成できる。

［４］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

実習室、実験室は、教育・研究に必要な施設・設備を整備し、体系的に学修できる環境を整えている。基本的には博士前期課程に記載されている実習室は後期課程においてもすべて利用可能である。学内の実習施設のみで研究可能な状況である。

【別紙資料 20】『保健医療学専攻（M)_演習・実習授業と施設との概要』
【別紙資料 21】『保健医療学専攻（D)_演習・実習授業と施設との概要』
【別紙資料 22】『リハビリテーション学専攻（M)_演習・実習授業と施設との概要』
【別紙資料 23】『リハビリテーション学専攻（D)_演習・実習授業と施設との概要』

（３）図書等の資料および図書館の整備計画

①図書の整備

本研究科は、医療・福祉科学研究科医療工学専攻を基礎としている。そのため、本分野に関する図書の整備は既に行われている。

保健医療学専攻は、臨床放射線、画像診断、検査と技術、臨床画像、Clinical engineering、月刊新医療といった国内学術雑誌を中心に、研究や学修に必要となる雑誌について、ほぼ網羅している。

また、保健医療学専攻関連図書を約 5,500 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

リハビリテーション学専攻は、Medical physics、The British journal of occupational therapy、The Canadian journal of occupational therapy といった外国学術雑誌、理学療法、Monthly book medical rehabilitation といった国内学術雑誌を中心に、研究や学修に必要となる雑誌について、ほぼ網羅している。

また、リハビリテーション学専攻関連図書を約 2,500 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

②施設の整備

東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部医療福祉学科、心理学科、医療経営学科、健康スポーツ学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 ㎡、閲覧座席数 374 席、視聴覚ブース 5 箇所、学生用検索端末機 8 台を設置し、館内では無線ＬＡＮが使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 3 台を用意している。

呉キャンパスでは、5 号館に図書館を置き、看護学部、薬学部、健康科学部医療栄養学科、助産学専攻科、大学院の図書を所蔵している。面積は 1675.50 ㎡、閲覧座席数 133 席、視聴覚ブース 8 箇所、学生用検索端末機 6 台を設置し、館内では無線ＬＡＮが使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 7 台を用意している。図書館ネットワークシステムにより、学外からも全キャンパス図書館の蔵書検索、利用状況問合せ、図書貸出予約などを可能としており、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、国内の医学文献を網羅的に検索が出来る医中誌 Web、メディカルオンラインといったデータベースを導入している。電子図書については、買い切り制の図書を約 400 冊、年間購読制の図書を約 5,800 冊導入している。これらのデータベース、電子図書は、大学内からのアクセスの他、学外からもアクセスが出来るよう、整備している。

③他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの 2 拠点、呉キャンパス 1 拠点の計 3 拠点に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、113 万冊強の蔵書検索が瞬時にできる上、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で取り寄せができる体制となっている。

更に、本学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）および ILL 文献複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力を行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

（４）大学院学生の研究室（実習室）等の考え方、整備計画

［１］保健医療学専攻（博士前期課程）

保健医療学専攻（博士前期課程）は、1学年5名（2学年合わせて10名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として1室［42.48㎡］を整備する。

学生1名ごとに机、椅子、ロッカー（6人用）を設備し、各部屋に共有のパソコン1台、プリンター1台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線ＬＡＮも利用可能であり、自習環境として、十分な環境が整備できるものと考えられる。

［２］保健医療学専攻（博士後期課程）

保健医療学専攻（博士後期課程）は、1学年2名（3学年合わせて6名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として1室［42.48㎡］を整備する。

学生1名ごとに机、椅子、ロッカー（6人用）を設備し、各部屋に共有のパソコン1台、プリンター1台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線ＬＡＮも利用可能であり、自習環境として、十分な環境が整備できるものと考えられる。

［３］リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

リハビリテーション学専攻（博士前期課程）は、1学年5名（2学年合わせて10名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として1室［34.62㎡］を整備する。

学生1名ごとに机、椅子、ロッカー（6人用）を設備し、各部屋に共有のパソコン1台、プリンター1台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線ＬＡＮも利用可能であり、自習環境として、十分な環境が整備できるものと考えられる。

［３］リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

リハビリテーション学専攻（博士後期課程）は、1学年2名（3学年合わせて6名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として1室［34.62㎡］を整備する。

学生1名ごとに机、椅子、ロッカー（6人用）を設備し、各部屋に共有のパソコン1台、プリンター1台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線ＬＡＮも利用可能であり、自習環境として、十分な環境が整備できるものと考えられる。

【別紙資料24】『保健医療学専攻（博士前期課程）の研究室の室内の見取り図』
【別紙資料25】『保健医療学専攻（博士後期課程）の研究室の室内の見取り図』
【別紙資料26】『リハビリテーション学専攻（博士前期課程）の研究室の室内の見取り図』
【別紙資料27】『リハビリテーション学専攻（博士後期課程）の研究室の室内の見取り図』

１１．管理運営

（１）大学院の組織体系と管理運営体制

本大学院は現在、4 研究科（医療・福祉科学研究科、心理科学研究科、看護学研究科、薬学研究科）を設置している。その運営を掌る会議として、全研究科に共通する重要事項を審議する「広島国際大学大学大学院・運営会議」、各研究科の運営について審議する「広島国際大学医療・福祉科学研究科委員会」「広島国際大学心理科学研究科委員会」「広島国際大学看護学研究科委員会」「広島国際大学薬学研究科委員会」を設けている。

各会議における、審議事項等は次のとおり。

（２）大学・大学院運営会議

「広島国際大学大学院学則」第 10 条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「大学・大学院運営会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「医療科学研究科」については、医療科学研究科の研究科長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構　成（大学・大学院運営会議規定第 2 条)〕

大学・大学院運営会議は、つぎの者をもって構成する。

① 学長
② 副学長
③ 学部長
④ 研究科長
⑤ 教育・学生支援機構長
⑥ 事務局長
⑦ 入試センター長
⑧ 図書館長
⑨ 情報センター長
⑩ 教育・学生支援部長
⑪ 情報メディアラーニングセンター長
⑫ 基盤教育センター長
⑬ 専門職連携教育センター長
⑭ 国際交流センター長
⑮ 研究支援・社会連携センター長
⑯ 専攻科長

〔審議事項（大学・大学院運営会議規定第 3 条)〕

大学・大学院運営会議は、つぎの事項を審議する。

① 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
② 帰国生徒、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
③ 年間行事予定に関すること
④ 教育課程の編成にかかる基本方針に関すること
⑤ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
⑥ 大学院担当教員の資格審査に関すること
⑦ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
⑧ 教育組織の新設および改廃に関すること
⑨ 名誉教授の称号授与等に関すること
⑩ 教員の留学に関すること
⑪ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること
⑫ 学長が諮問した事項に関すること
⑬ その他管理運営上の重要な事項に関すること

〔報告事項（大学・大学院運営会議規定第 4 条)〕

大学・大学院運営会議には、つぎの事項を報告するものとする。

① 大学にかかる理事会決定事項に関すること
② 教授会および各委員会で審議した事項に関すること

【別紙資料 28】『広島国際大学大学・大学院運営会議規定』

（３）研究科委員会

「広島国際大学大学院学則」第 12 条に基づき、各研究科に関する重要な事項を審議する組織として各研究科に「研究科委員会」を設置している。本委員会は、研究科ごとに当該研究科長が定例で研究科委員会を招集し議長となる。本委員会は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「医療科学研究科」については、「広島国際大学医療科学研究科委員会」を新たに設置し、当該研究科に関する重要事項の審議を行う。

〔構　成（医療科学研究科委員会規定第 2 条)〕

委員会は、つぎの委員をもって構成する。ただし、学位論文の審査等については、研究科長が指名した研究指導担当教員を加えることができる。

① 医療科学研究科長
② 医療科学研究科の各専攻長

③ 医療科学研究科の専攻長が指名した者　各専攻 3 名
④ その他研究科長が指名した者

〔審議事項（医療科学研究科委員会規定第 3 条)〕
委員会は、医療科学研究科の教育研究上のつぎの事項を審議する。
① 広島国際大学大学院学則に関すること
② 医療科学研究科担当教員の資格審査に関すること
③ 諸規定の制定および改廃に関すること
④ 授業科目および研究指導の担当に関すること
⑤ 学生の入学、再入学および修了ならびに賞罰に関すること
⑥ 試験および学位論文の審査に関すること
⑦ 学位の授与に関すること
⑧ その他学長または研究科長が諮問した事項に関すること

〔報告事項（医療科学研究科委員会規定第 4 条)〕
研究科長は、委員会に組織規定第 99 条第 1 項に定める大学・大学院運営会議および各委員会で審議した医療科学研究科に関する事項を報告するものとする。

【別紙資料 29】『広島国際大学医療科学研究科委員会規定（案)』

（４）研究科における教育・管理運営体制

［１］研究科長・専攻長の選出および掌理内容

研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、研究科内の業務を掌理する。研究科長の任命は、教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。医療科学研究科長は、保健医療学部長の兼任とする。

専攻長は、当該研究科長の命を受けて、当該専攻の教育研究および管理に関する業務を処理する。専攻長は、基礎となる学部の当該専攻に対応する学科長の兼任とする。

［２］管理運営体制の整備

今般設置する「医療科学研究科」においては、既設の研究科・専攻と同様、研究科長および専攻長の管理運営の下に、本研究科・専攻の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本研究科を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教

員数および当該学部在籍学生数に応じた必要経費等を計上する。

【別紙資料 30】『広島国際大学学位規定（案）』
【別紙資料 31】『広島国際大学教員選考基準』

（５）事務体制

今般設置する「医療科学研究科」は、東広島キャンパスにおいて教育研究活動を行うことから、事務については、広島国際大学学長室、教育・学生支援機構、入試センター、研究支援・社会連携センター、図書館、情報センターと学部事務室が連携して対応する。

１２．自己点検・評価

大学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うことを、「広島国際大学学則」および「広島国際大学大学院学則」に定め、自己点検・評価は「広島国際大学自己評価委員会」を中心として行っている。平成 10 年度の開学直後から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価活動へ取り組んでいる。

また、学園および大学の中長期目標・計画が着実に達成できているかを定期的に点検・評価・改善する仕組みとして、5 カ年単位の中期目標・計画および毎年度の理事長指針・学校長方針に基づいた実行計画を「改革実行シート」、学部長方針に基づいた「学部長方針実行シート」として立案している。「改革実行シート」には計画ごとに、責任者、実行責任者、実行メンバーを配置し責任体制が明確になっているとともに、教職員一体となって取り組む体制を構築している。

さらに、令和 3 年度から、本学における内部質保証体制の強化のため方針を定め、学内での周知徹底ならびにホームページに情報を公開している。

（１）実施体制

本学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的および社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、教育・学生支援機構長、事務局長、入試センター長、図書館長、情報センター長、研究支援・社会連携センター長およびその他必要に応じて学長が任命した者で構成され全学的に推進できる体制を整えている。なお、自己評価委員会の委員長は学長であり、委員会での自己点検・評価の結果は随時大学改革に反映され、ミッション・ビジョンの実現につなげている。

また、教育の質保証を目的に、IR(Institutional Research)と連携したアセスメント活動の点検・評価を行う体制として、自己評価委員会の中に、本委員会委員および教職員から選出された委員からなる小委員会「自己評価運営委員会」があり、その下部組織に大学運営等に関する質保証を点検する「大学マネジメント部会」、教学に関する質保証を点検する「教学マネジメント部会」を設置している。「大学マネジメント部会」では「改革に関する目標の設定・計画および成果・達成状況の点検」について検討し、「教学マネジメント部会」では「アセスメントプラン」の策定、アセスメントに基づく評価方法・体制の明確化、評価結果の活用方法について検討している。

（２）実施のポイントおよび取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の

基本的な理念である。

本大学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の習得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍し得る職業人を育成することとしており、この理念を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、次の 3 つのこころを指針として教育・研究にあたっている。

①慈愛のこころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

②探求のこころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

③調和のこころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえてともに力を合わせてまとめ上げていく。

（３）審議状況と今後の方針

本学では、自己評価委員会を中心として、自主的・自律的なエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

5 カ年単位の中期目標・計画および毎年度の学長方針・学部長方針に基づいた実行計画を、「改革実行シート」「学部長方針実行シート」として立案しており、各学部・学科および事務部署での達成状況を年度の中間・期末に評価している。さらに、評価の結果、改善を要する点は次年度の実行計画に反映し、機能性のある PDCA サイクルを成立している。

また、大学機関別認証評価と連動させて、3 年に一度、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価における各種基準項目をベースとして「自己点検・評価報告書」を作成して目標に対する達成度をまとめ、中期的な視点での点検・評価を行っている。

今後も、自己評価委員会が中心となり、「改革実行シート」、「学部長方針実行シート」の結果をもとに定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へとつなげ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく。

（４）外部評価・第三者評価の実施

令和 4 年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。この評価の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

学部・学科等における外部評価機関による取り組みとしては、本学が設置する臨床心理分野専門職大学院である、心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、学

校教育法第 109 条第 3 項に基づき、令和 3 年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしていると認定された。「改善が望ましい事項」として指摘された内容については、「専門職学位課程委員会」で対応策を審議し、改善につなげている。その他、総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法・作業療法・言語聴覚療法学専攻、薬学部薬学科においても、分野別第三者評価を受審しており、それぞれ結果を踏まえた教育内容の検証・改善を実施している。

令和 3 年度からは、「広島国際大学における内部質保証の方針」に基づき、学外者および他学部・他学科による第三者の視点による点検・評価を行っている。学外評価員による第三者評価では、本学のステークホルダーで構成する学外評価委員会を設置し、教育・研究および大学運営にかかる評価項目に対して多面的視点から大学評価を受けている。評価結果は、自己評価委員会を通じて学部・事務部署へフィードバックすることで改善につなげている。他学部・他学科による第三者評価では、各学科で行っている教育・研究活動について、他学部・他学科の視点で相互評価を行うことで、新たな気づきや情報の共有を図っている。

（５）自己点検・評価結果の公表と結果の活用

毎年度の学長方針等に基づいた実行計画を「改革実行シート」として策定し、単年度で点検・評価して、改善を要する点は次年度の計画へ反映するとともに、大学全体としては 7 年ごとの機関別認証評価に加え、中期的な視点での自主的・自律的な点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は、ホームページに掲載して公表している。

また、IR センターを設置し、現状分析等に必要なデータの整理・収集、国家試験や休退学に関する分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックして、教育・研究、大学経営等に活用している。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

１３．情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育・研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。本研究科の設置後も同様に、以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

（１）情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」において、次の 2 点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

①学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学あるいは大学院として、本大学の運営および教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。

②積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

（２）情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

［１］「大学案内」等の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻、専攻科の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、その他のトピックス等、学部・大学院、助産学専攻科に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」を発行し、入学選抜概要、前年度入学選抜結果、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を掲載するとともに、ホームページ上でデジタルパンフレットなどにより逐次提供している。

［２］ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部および

大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学選抜制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや公的機関、他大学、高等学校等との連携事業等を紹介している。

多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、適宜、リニューアル等を行い、受験生や在学生が見やすいページ構成としている。検索エンジンでの上位表示を目指す SEO(検索エンジン最適化)対策を図り、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備している。情報が希薄の部分は情報を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことを意識するとともに、使い勝手のよいホームページとなるよう随時見直しを行っている。

平成 27（2015）年度以降、全ての学科ページを順次リニューアルを行い、また、平成 31（2019）年度には入試情報サイトを立ち上げ、各種選抜制度の紹介とそれらの結果を始め受験生に必要な情報をまとめた。

更に、令和 2（2020）年 4 月にはコロナ禍でホームページからの情報発信が急務となり、最新の情報をすばやく掲載するため、TOP ページのデザインを一新した。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

①大学の教育研究上の目的に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html

（ホーム＞大学紹介＞広島国際大学の概要＞教育に関する基本方針）

② 教育研究上の基本組織に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について）

③ 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞大学基礎データ）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/research/

（ホーム＞研究者要覧）

④ 入学者に関する受入方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

（ホーム＞大学紹介＞広島国際大学の概要＞アドミッションポリシー）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞大学基礎データ）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/data.html

（ホーム＞就職・キャリア支援＞就職データ）

⑤学部・学科等に関わること

（保健医療学部）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/medical_care/

（総合リハビリテーション学部）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/rehabilitation/

（看護学部）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/nursing/

（薬学部）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/pharm/

（健康科学部）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/health_science/

（健康スポーツ学部）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/health_sports/

（医療・福祉科学研究科）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/medical_welfare/index.html

（看護学研究科）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/nursing/index.html

（心理科学研究科）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/psychology/index.html

（薬学研究科）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/pharm/index.html

（助産学専攻科）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/midwifery/index.html

⑥授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること

https://asm-ediea.com/hirokoku-u/open/ja/syllabuses

（ホーム＞在学生の方＞学業＞シラバスの利用＞電子シラバスのページ）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html

（ホーム＞在学生の方＞学業＞時間割・履修情報）

⑦ 学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞広島国際大学学則条文）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/daigakuinngakusoku.pdf

（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞広

島国際大学大学院学則）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/rule.html
（ホーム＞在学生の方へ＞学業＞規定・教育課程・シラバス）

⑧ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること
https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus/exploration/index.html
（ホーム＞大学紹介＞施設紹介・キャンパス周辺案内＞施設紹介）

⑨ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html
（ホーム＞在学生の方＞学費＞学費納入金額）

⑩ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること
http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/index.html
（ホーム＞在学生の方＞学業）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/index.html
（ホーム＞就職・キャリア支援）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/index.html
（ホーム＞在学生の方＞心と体）

⑪ その他（学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞
広島国際大学学則条文）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/daigakuinngakusoku.pdf
（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞教育研究上の目的・基本組織について＞
広島国際大学大学院学則）
http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/index.html
（ホーム＞大学紹介＞規定＞規定・教育課程・シラバス）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/document.html
（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞文部科学省への設置認可・届出書類）
https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/valuation/index.html（ホーム＞大学紹介＞情報の公表＞自己点検・評価＞自己点検・評価報告書）

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。また、ソーシャルメディア（Instagram、YouTube、Twitter、LINE、Tik Tok）を活用し、大学の様々な情報をタイムリーに発信している。

１４．教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

（１）ＦＤ委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施およびその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成 15 年度に FD 活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には同委員会を「広島国際大学 FD 委員会」（以下「FD 委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

FD 委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

①FD 講演会の企画・実施
②FD 研修会の企画・実施
③全教員間の相互理解を促進するための FDnewsletter および FD 活動報告の発行
④学生による「受講生授業アンケート」の実施、結果の分析とフィードバック
⑤授業改善のための方策の検討

（２）教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD 講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

①FD 講演会

・令和 4 年 2 月　演題「トランジションを見据えたアクティブ・ラーニング型授業への転換－何がポイントかー」
講師：溝上　慎一　氏（桐蔭横浜大学）

・令和 2 年 2 月　演題「Population Health Management に基づいた医療保険提供体制の構築に向けて」
講師：加澤　佳奈　氏（広島大学）

・令和元年　7 月　演題「改正著作権法と ICT 活用について」

講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）

・平成 29 年 9 月　演題「地域連携活動を学生教育にどうつなげるか」

講師：竹田 徳則 氏（星城大学）

・平成 29 年 7 月　演題「ICT 活用と著作権」

講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）

・平成 29 年 2 月　演題「活動性を高める授業づくり」

講師：安永 悟 氏（久留米大学）

・平成 28 年 3 月　演題「高大接続改革にどう対応するか？

－ 新しい時代の大学入試と FD」

講師：内村 浩 氏（京都工芸繊維大学）

・平成 28 年 3 月　演題「深い学びに誘うアクティブ・ラーニングの手法」

講師：立川 明 氏（高知大学）

・平成 27 年 9 月　演題「パフォーマンス評価導入の実際」

講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）

・平成 27 年 3 月　演題「大学教育における反転授業の利活用法」

講師：森澤 正之 氏（山梨大学）、

古澤 修一 氏（広島大学）

・平成 26 年 9 月　演題「授業改善のためのインストラクショナルデザイン

−私的試行錯誤を下敷きに−」

講師：矢田部 順二 氏（広島修道大学）

・平成 26 年 2 月　演題「DP、CP とアセスメント・ポリシーの明示化について」

講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）

・平成 24 年 9 月　演題「e ラーニングと著作権処理の実際」

講師：隅谷 孝洋 氏、原田　久美 氏（広島大学）

・平成 23 年 10 月　演題「教育著作権」

講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）

・平成 22 年 9 月　演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」

講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）

・平成 22 年 2 月　演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」

講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）

・平成 20 年 11 月　演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」

講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）

・平成 19 年 11 月　演題「大学の教育力の向上と授業公開」

講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）

・平成 19 年 1 月　演題「わかりやすい授業」

講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）

②FD 研修会

・令和４年　９月　演題「到達目標の書き方」
・令和４年　９月　演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
・令和４年　９月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」
・令和４年　９月　演題「アサーション研修会」
・令和４年　８月　演題「学生は授業の何を見ているか
－授業アンケートの自由記述から見えてくるもの－
・令和４年　３月　演題「Course　Power　利用研修会」
・令和４年　３月　演題「マイクロティーチング研修会」
・令和４年　３月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」
・令和４年　３月　演題「アサーション研修会」
・令和４年　３月　演題「コース・ポートフォリオ発表会」
・令和３年　９月　演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
・令和３年　９月　演題「アクティブ・ラーニング再発見！
－実践例を通して、その真価に迫る－
・令和３年　９月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和３年　９月　演題「到達目標の書き方」
・令和３年　３月　演題「Teams 利用研修会」
・令和３年　３月　演題「コース・ポートフォリオ発表会」
・令和３年　３月　演題「マイクロティーチング研修会」
・令和２年 12 月　演題「だからこの道を選んだ！
本学にけるオンデマンド授業の先駆的実践者たち」
・令和２年　９月　演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
・令和２年　９月　演題「だからこの道を選んだ！
本学にけるオンデマンド授業の先駆的実践者たち」
・令和２年　９月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和２年　９月　演題「到達目標の書き方」
・令和２年　７月　演題「Zoom 利用研修会　上級編」
・令和２年　７月　演題「Zoom 利用研修会　中級編」
・令和２年　７月　演題「Zoom 利用研修会　初級編」
・令和２年　６月　演題「Zoom 利用研修会　中級編」
・令和２年　６月　演題「Zoom 利用研修会　初級編」
・令和２年　５月　演題「Zoom 利用初級研修会」
・令和２年　３月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」
・令和２年　３月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和２年　２月　演題「私の授業を紹介します！
－授業公開活動を通じて－」
・令和元年　９月　演題「ルーブリック活用研修会」
・令和元年　９月　演題「相互理解を深めるコミュニケション「積極的傾聴法」

・令和元年　7 月　演題「私の授業を紹介します！
－授業公開活動を通じて－」
・平成 31 年 3 月　演題「ルーブリック活用研修会」
・平成 31 年 2 月　演題「ルーブリック活用研修会」
・平成 31 年 2 月　演題「授業評価結果の変化
－何が学生から評価されたのか？」
・平成 30 年 12 月　演題「シラバス作成方法にかかる研修会」
・平成 30 年 8 月　演題「授業評価結果の変化
－何が学生から評価されたのか？」
・平成 30 年 3 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 30 年 2 月　演題「ルーブリック活用研修会」
・平成 29 年 8 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 29 年 2 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 28 年 10 月　演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
・平成 28 年 3 月　演題「失敗しない AL の手法：TBL（チーム基盤型学習）」
・平成 28 年 2 月　演題「アクティブラーニングのためのファシリテーション
技能」
・平成 28 年 2 月　演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されてい
る点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
・平成 27 年 10 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されてい
る点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
・平成 27 年 9 月　演題「ルーブリック作成ワークショップ」
・平成 26 年 10 月　演題「魅力ある大人数講義にするために」
・平成 26 年 3 月　「クリッカー（ARS）の使用方法や Course Power（LMS）の教材開
発」等の ICT 関連教育研修会
・平成 25 年 2 月　題目「授業改善への取り組み」
・平成 24 年 11 月　題目「初等中等教育と大学教育の接続」
・平成 24 年 7 月　題目「大学教育の質保証のための FD と SD の協働」
・平成 24 年 3 月　題目「『自校史教育冊子』の活用」
・平成 24 年 2 月　題目「大学機関のスタンダード―進路指導の実際」
・平成 23 年 1 月　題目「初年次教育」
・平成 22 年 9 月　題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
・平成 21 年 6 月　題目「少人数教育～講義の工夫～」
・平成 21 年 1 月　題目「e-learning の活用と授業」
・平成 20 年 7 月　題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
・平成 20 年 1 月　題目「わかりやすい授業のための工夫」
・平成 19 年 7 月　題目「わかりやすい授業のための工夫」

③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において授業公開を実施している。全教職員が、学内で専任教員が担当する全ての授業（一部の非公開科目を除く）を聴講することができる。授業聴講教員全員に聴講コメントの提出を求め、「授業公開」実施教員へフィードバックすることで更なる向上、改善に繋げている。平成 29 年度後期から 2 週間の「授業参観ウィーク」を設定して、ほとんどの科目を聴講可能としている。

（３）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価（受講生授業アンケート）を毎年、全科目を対象として実施している。本アンケートは、Web 形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生授業アンケートの結果を教員にフィードバックする際に、教員に対して「今後の授業で工夫したい点」「受講生に希望すること」等をレスポンスシートへの記載をお願いし、その内容を学生に対し再度フィードバックすることで、受講生授業アンケートが教員の教育力向上に、より効果的なものとなるよう実施している。

（４）新たな教育環境の整備

令和 3 年度より、学修支援や教育改善活動をより迅速に行える体制とするため、平成 25 年度に設置した「総合教育センター」を発展的解消し、「基盤教育センター」、「専門職連携教育センター」、「情報メディアラーニングセンター」を設置の上、教育改善活動を行っている。

基盤教育センターは、全学共通教育である、「スタンダード科目」、「オプション科目」の教育内容の充実をはじめ、入学前教育、初年次教育等、本大学の基盤教育全般および修学支援について推進、改善を図ることを目的とし、「基盤教育検討部門」、「学力推進部門」、「医学教育推進部門」の 3 部門を設置し活動している。

専門職連携教育センターは、専門職連携教育の円滑な運営、推進、改善を図ることを目的とし、令和 2(2020)年度からの「スタンダード科目」全学必修化に伴う、「専門職連携基礎演習Ⅰ」、「専門職連携基礎演習Ⅱ」、「専門職連携総合演習Ⅰ」、「専門職連携総合演習Ⅱ」の円滑な授業運営に耐え得る組織体制で活動している。

情報メディアラーニングセンターは、ICT 活用教育の支援および教育方法の改善など全学的な ICT 活用教育の向上に寄与することを目的とし、令和 3(2021)年度入学生からの情報端末必携化に対応できるハード・ソフト両面の整備計画をさらに推し進めることを可能とする組織体制で活動している。

設備においては、平成 29 年度から「講義自動収録配信システム」を活用していたが、ZOOM や Teams などのオンラインシステムが普及する中で、令和 3 年度からは Web カメラを教室に設置する仕組みに変更することで、講義収録型の授業のみではなく、同時双方向型（リアルタイム）の遠隔授業の実施環境を整備している。また、令和 2 年度から、情報演習室 PC への Web カメラ設置、研究室 PC 用貸し出し Web カメラを導入し、同時双方向型（リアルタイム）遠隔授業を行う環境を整備している。

令和 3(2021)年度入学生から、ICT を活用したアクティブ・ラーニング、グループワークや体験学習、事前・事後学修、オンライン授業の実施、レポート・課題作成、講義の履修登録、成績閲覧および、学生生活に必要な情報取得において、学生個人の情報端末（ノートパソコン等）が必要なことから、情報端末を必携化としている。

（５）教員評価制度の導入

本学が求める教員像を明確化し、個々の教員の資質向上に向けて教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これは、教員の活動を 3 つの評価（『個人活動評価』、『学生評価』、『組織評価』）に分類し、学科長、学部長など、被評価者の所属上長による一次評価、二次評価などを経て、その結果を総合的に評価するものである。これにより、評価結果のフィードバックから各教員は自己の活動の改善に努め、教員評価委員会は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。このシステムによって教員の教育力の向上を図っている。

（６）職員対象研修会の実施

職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」ともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待する人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図るため、SD を本学園の事業計画として取り入れ、本学園人事課を中心に計画的な取組みを行っている。

①学外における研修会、講演会およびフォーラム等への参加

各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。

②学内における研修会

・新採用の専任事務職員

採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。

・管理職者

毎年夏期に集合研修を実施し、ワークショップにより意識改革を図るほか、人事考

課についても実質化するよう徹底している。

・一般職

改革を推し進める人材育成を目的として、毎年夏期に集合研修を実施している。

・新任課長の昇任者等

資格の役割に応じた階層別研修を実施している。令和 4 年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに派遣することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みをおこなっている。

上記に加えて、事務職員による SD に関する検討会を設置し、事務職員全体の意識および業務スキル向上ならびに業務の見直しを行う体制を構築しており、研修会も実施している。

また、事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。

①理事長表彰（業務改革）：教職員が多くの関係者とともに取り組んだ業務改革を表彰する制度

②部門スキル開発スタートアップ支援制度：関係部署で共有すべき専門知識とスキルの不足を解消するため 、他部署等を含めた研修等の実施を支援する制度

③特定研究奨励制度：職場の仲間で業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度

④資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度

（７）人事評価制度の導入

学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。

さらに、職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

設置の趣旨等を記載した書類　［別紙資料］　目次

【別紙資料１】保健医療学専攻（博士前期課程）　教育課程及び履修モデル　P3

【別紙資料２】保健医療学専攻（博士後期課程）　教育課程及び履修モデル　P4

【別紙資料３】リハビリテーション学専攻（博士前期課程）　教育課程及び履修モデル　P5

【別紙資料４】リハビリテーション学専攻（博士後期課程）　教育課程及び履修モデル　P6

【別紙資料５】保健医療学専攻（博士前期課程）　研究指導スケジュール　P7

【別紙資料６】保健医療学専攻（博士後期課程）　研究指導スケジュール　P8

【別紙資料７】リハビリテーション学専攻（博士前期課程）　研究指導スケジュール　P9

【別紙資料８】リハビリテーション学専攻（博士後期課程）　研究指導スケジュール　P10

【別紙資料９】広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定　P11

【別紙資料１０】人を対象とする生命科学・医系研究倫理委員会　審査の流れ　P21

【別紙資料１１】広島国際大学動物実験に関する規定　P22

【別紙資料１２】保健医療学専攻（博士前期課程・博士後期課程）の教育体系図（学部教育との関連図）　P27

【別紙資料１３】リハビリテーション学専攻（博士前期課程・博士後期課程)の教育体系図（学部教育との関連図）　P28

【別紙資料１４】専任教員採用計画（保健医療学専攻博士前期課程）　P29

【別紙資料１５】専任教員採用計画（保健医療学専攻博士後期課程）　P30

【別紙資料１６】広島国際大学就業規則　P31

【別紙資料１７】任用規定　P44

【別紙資料１８】特任教員規定　P52

【別紙資料１９】学内特別研究助成制度の概要　P58

【別紙資料２０】保健医療学専攻（M)_演習・実習授業と施設との概要　P65

【別紙資料２１】保健医療学専攻（D)_演習・実習授業と施設との概要　P69

【別紙資料２２】リハビリテーション学専攻（M)_演習・実習授業と施設との概要　P73

【別紙資料２３】リハビリテーション学専攻（D)_演習・実習授業と施設との概要　P76

【別紙資料２４】保健医療学専攻（博士前期課程）の研究室の室内の見取り図　P79

【別紙資料２５】保健医療学専攻（博士後期課程）の研究室の室内の見取り図　P80

【別紙資料２６】リハビリテーション学専攻（博士前期課程）の研究室の室内の見取り図　P81

【別紙資料２７】リハビリテーション学専攻（博士後期課程）の研究室の室内の見取り図　P82

【別紙資料２８】広島国際大学大学・大学院運営会議規定　P83

【別紙資料２９】広島国際大学医療科学研究科委員会規定（案）　P85

【別紙資料３０】広島国際大学学位規定（案）　P88

【別紙資料３１】広島国際大学教員選考基準　P97

別紙資料1

医療科学研究科保健医療学専攻（博士前期課程）　教育課程及び履修モデル

科目区分		授業科目の名称	単位数		画像診断志向モデル		放射線治療志向モデル		循環器研究志向モデル		機器開発志向モデル		臨床検査学指向モデル		救急救命学指向モデル	
			必修	選択	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
教育研究基礎領域		科学論文作成法	2		○		○		○		○		○		○	
		医療統計法		2	○											
		情報検索法		2							○				○	
		医療倫理特論	2		○		○		○		○		○		○	
		医学・医療特論		2			○		○		○		○		○	
		教育原理特論		2	○		○		○				○			
		教育心理学特論		2	○											
		教育方法特論		2	○				○				○			
専門領域	特論	放射線物理学特論		2	○		○									
		医用機能画像解析学特論		2	○											
		生体侵襲制御学特論		2					○							
		細胞機能制御学特論		2					○		○		○			
		細胞免疫学特論		2									○			
		救急疾病・外傷特論		2											○	
		病院前救急医療特論		2											○	
		基礎物理学特論		2			○									
		放射線計測工学特論		2			○									
		流体計測工学特論		2					○		○					
		放射線治療技術学特論		2			○									
		治療機器学特論		2							○					
		細胞診断学特論		2									○			
		救急現場活動学特論		2											○	
		救急情報処理特論		2											○	
		病態解析学特論		2									○			
		医用人工知能論特論		2	○						○					
	実習	遺伝情報学実習		2			○									
		医用画像処理学実習		2	○		○									
		医用機器学実習		2	○		○		○		○					
		計測工学実習		2					○		○					
		生体機能制御代行学実習		2					○		○					
		細胞診断学実習		2									○			
		救急教育指導実習		2											○	
		国際救急救命学実習		2											○	
		救急救命システム実習		2											○	
		病態解析学実習		2									○			
	特別研究		8		○		○		○		○		○		○	
取得単位数					30		30		30		30		30		30	

【修了要件】

当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

【履修方法】

①「教育研究基礎領域」の授業科目から必修科目4単位を含め、3科目6単位以上を修得すること。

②「専門領域」の実習科目から3科目6単位以上を修得すること。但し、リハビリテーション学専攻（博士前期課程）の科目を含めることができる。

③ ①②および「特別研究」8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

別紙資料2

医療科学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）　教育課程及び履修モデル

科目区分	授業科目の名称	単位数		画像診断志向モデル			放射線治療志向モデル			循環器研究志向モデル			機器開発志向モデル		
		必修	選択	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次
教育研究基礎領域	教育原理特論		2												
	教育心理学特論		2												
	教育方法特論		2												
専門領域	医用画像診断支援学演習		2	○											
	生体機能解析学演習		2	○											
	放射線最適化・計測学演習		2				○								
	放射線影響生物学演習		2				○								
	心肺機能画像解析学演習		2							○			○		
	循環制御学演習		2							○					
	体外循環工学演習		2										○		
	病態解析学演習		2												
	救急現場活動学演習		2												
特別研究		12		○			○			○			○		
取得単位数		16		16			16			16			16		

科目区分	授業科目の名称	単位数		腫瘍診断志向モデル			病態解析志向モデル			救急救命学志向モデル		
		必修	選択	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次
教育研究基礎領域	教育原理特論		2							○		
	教育心理学特論		2									
	教育方法特論		2									
専門領域	医用画像診断支援学演習		2									
	生体機能解析学演習		2									
	放射線最適化・計測学演習		2									
	放射線影響生物学演習		2									
	心肺機能画像解析学演習		2									
	循環制御学演習		2	○								
	体外循環工学演習		2				○					
	病態解析学演習		2	○			○					
	救急現場活動学演習		2							○		
特別研究		12		○			○			○		
取得単位数		16		16			16			16		

【修了要件】

当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査および最終試験に合格すること。

【履修方法】

「特別研究」12単位を含め、選択科目4単位以上、計16単位以上を修得すること。

別紙資料3

医療科学研究科リハビリテーション学専攻（博士前期課程）　教育課程及び履修モデル

科目区分		授業科目の名称	単位数		身体運動機能障害モデル（研究志向）		身体運動機能障害モデル（臨床志向）		脳・精神機能障害モデル（研究志向）		脳・精神機能障害モデル（臨床志向）		言語・聴覚機能障害モデル（研究志向）		言語・聴覚機能障害モデル（臨床志向）		基礎医学モデル（研究志向）	
			必修	選択	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
教育研究基礎領域		科学論文作成法	2		○		○		○		○		○		○		○	
		医療統計法		2														
		情報検索法		2	○				○				○		○		○	
		医療倫理特論	2		○		○		○		○		○		○		○	
		医学・医療特論		2														
		教育原理特論		2			○											
		教育心理学特論		2							○							
		教育方法特論		2														
専門領域	特論	スポーツ障害リハビリテーション学特論		2	○		○										○	
		内部障害リハビリテーション学特論		2														
		精神認知機能学特論		2					○		○		○		○			
		発達障害学特論		2	○				○		○		○		○		○	
		身体障害学特論		2	○													
		補装具学特論		2														
		身体運動学特論		2			○		○		○							
		人間工学特論		2														
		運動系理学療法学特論		2	○		○											
		運動器疼痛管理学特論		2	○		○										○	
		疼痛学特論		2			○										○	
		言語聴覚障害学特論		2									○		○			
		認知・発達学特論		2					○		○		○		○			
		神経障害理学療法学特論		2					○		○		○		○			
		動物実験関節機能学特論		2													○	
	実習	内部障害リハビリテーション学実習		2					○		○		○					
		精神認知機能学実習		2					○		○		○		○			
		言語聴覚障害学実習		2					○		○		○		○			
		リハビリテーション工学実習		2	○		○								○		○	
		感性人間工学実習		2														
		運動系理学療法学実習Ⅰ		2	○		○										○	
		運動系理学療法学実習Ⅱ		2	○		○										○	
	特別研究			8	○				○				○				○	
	症例研究			8			○								○			
取得単位数					30		30		30		30		30		30		30	

【修了要件】

当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

【履修方法】

①「教育研究基礎領域」の授業科目から必修科目4単位を含め、3科目6単位以上を修得すること。

②「専門領域」の実習科目から3科目6単位以上を修得すること。但し、保健医療学専攻（博士前期課程）の科目を含めることができる。

③ ①②および「特別研究」もしくは「症例研究」のいずれか8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

別紙資料4

医療科学研究科リハビリテーション学専攻（博士後期課程）　教育課程及び履修モデル

科目区分	授業科目の名称	単位数		身体運動機能障害モデル			脳・精神機能障害モデル			言語・聴覚機能障害モデル			病態解明モデル		
		必修	選択	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次
教育研究基礎領域	教育原理特論		2												
	教育心理学特論		2												
	教育方法特論		2												
専門領域	神経病態学演習		2				○			○					
	身体運動計測学演習		2	○											
	内部障害系リハビリテーション学演習		2												
	身体障害治療・予防学演習		2	○											
	運動器機能障害リハビリテーション学演習		2										○		
	精神認知機能学演習		2				○								
	手・上肢機能発達学演習		2										○		
	言語聴覚障害学演習		2							○					
特別研究		12		○			○			○			○		
取得単位数		16		16			16			16			16		

【修了要件】
当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査および最終試験に合格すること。

【履修方法】
「特別研究」12単位を含め、選択科目4単位以上、計16単位以上を修得すること。

別紙資料5

保健医療学専攻（博士前期課程）　研究指導スケジュール

時期			学生	指導教員	研究科委員会
1年次	前期	4月	入学ガイダンス	履修指導	
		5月	履修計画書作成・届出	特別研究・症例研究指導	
		6月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		7月	履修科目、研究課題の決定		
		8月	研究計画立案に向けた文献レビュー		
		9月			
	後期	10月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		11月	研究計画の立案		
		12月	研究計画書の作成		
		1月	研究の実施		
		2月			
		3月			
2年次	前期	4月			
		5月	中間発表		中間報告会開催
		6月	研究の実施		
		7月			
		8月			
		9月			
	後期	10月			
		11月	研究結果のまとめ		
		12月	論文作成	審査委員候補者提出	
		1月	論文提出		審査委員選出
		2月	審査及び最終試験		合否判定
		3月			学位授与式

別紙資料6

保健医療学専攻（博士後期課程）　研究指導スケジュール

時期			学生	指導教員	研究科委員会
1年次	前期	4月	入学ガイダンス	履修指導	
		5月	履修計画書作成・届出	特別研究指導	
		6月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		7月	履修科目、研究課題の決定		
		8月	研究計画立案に向けた文献レビュー		
		9月			
	後期	10月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		11月	研究計画の立案		
		12月	研究計画書の作成		
		1月	研究の実施		
		2月			
		3月			
2年次	前期		研究の実施		
	後期		研究の実施		
3年次	前期	5月	中間発表		中間報告会開催
		6月	研究の実施		
		7月			
		8月			
		9月	研究結果のまとめ		
	後期	10月	論文作成	審査委員候補者提出	
		11月			審査委員選出
		12月	論文提出		
		1月			
		2月	審査及び最終試験		合否判定
		3月			学位授与式

別紙資料7

リハビリテーション学専攻（博士前期課程）　研究指導スケジュール

時期			学生	指導教員	研究科委員会
1年次	前期	4月	入学ガイダンス	履修指導	
		5月	履修計画書作成・届出	特別研究・症例研究指導	
		6月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		7月	履修科目、研究課題の決定		
		8月	研究計画立案に向けた文献レビュー		
		9月			
	後期	10月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		11月	研究計画の立案		
		12月	研究計画書の作成		
		1月	研究の実施		
		2月			
		3月			
2年次	前期	4月			
		5月	中間発表		中間報告会開催
		6月	研究の実施		
		7月			
		8月			
		9月			
	後期	10月			
		11月	研究結果のまとめ		
		12月	論文作成	審査委員候補者提出	
		1月	論文提出		審査委員選出
		2月	審査及び最終試験		合否判定
		3月			学位授与式

別紙資料8

リハビリテーション学専攻（博士後期課程）　研究指導スケジュール

時期			学生	指導教員	研究科委員会
1年次	前期	4月	入学ガイダンス	履修指導	
		5月	履修計画書作成・届出	特別研究指導	
		6月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		7月	履修科目、研究課題の決定		
		8月	研究計画立案に向けた文献レビュー		
		9月			
	後期	10月	教育研究基礎領域・専門領域科目の履修		
		11月	研究計画の立案		
		12月	研究計画書の作成		
		1月	研究の実施		
		2月			
		3月			
2年次	前期		研究の実施		
	後期		研究の実施		
3年次	前期	5月	中間発表		中間報告会開催
		6月	研究の実施		
		7月			
		8月			
		9月	研究結果のまとめ		
	後期	10月	論文作成	審査委員候補者提出	
		11月			審査委員選出
		12月	論文提出		
		1月			
		2月	審査及び最終試験		合否判定
		3月			学位授与式

別紙資料9

○広島国際大学　人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定

(目的)

第1条　この規定は、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の基本精神のもと、広島国際大学(以下「本学」という)の教授、准教授、講師、助教、助手その他教育系職員が行う人を対象とした薬学、医学、歯学、看護学、リハビリテーション学、予防医学、健康科学等に関する研究について、医学研究の倫理に関するヘルシンキ宣言(修正事項を含む)および科学技術会議生命倫理委員会における「ヒトゲノム研究に関する基本原則」(平成12年6月14日科学技術会議生命倫理委員会決定)の趣旨を尊重し、倫理的配慮を図ることを目的としてきた。今般、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針とヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の両方に該当する研究が多く行われ、また、両指針に定められている手続に共通点が多いことから、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針にヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針を統合した、新たな倫理指針で定められた趣旨を尊重した倫理的配慮を図ることを目的とする。

2　生命科学・医学系研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示)」(以下「生命・医学系倫理指針」という)に従うものとする。

(定義)

第2条　この規定において「人を対象とする生命科学・医学系研究」(以下「生命・医学系研究」という)とは、人を対象として、傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度および分布ならびにそれらに影響を与える要因を含む。)および病態の理解ならびに傷病の予防方法の改善または有効性の検証ならびに医療における診断方法および治療方法の改善または有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進または患者の傷病からの回復もしくは生活の質の向上に資する知識を得ること、人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノムおよび遺伝子の構造または機能並びに遺伝子の変異または発現に関する知識を得ることを目的として実施される生命科学・医学系研究のことをいう。

2　生命・医学系倫理指針に定める研究機関の長は、理事長とし、その権限を学長に委任する。

3　侵襲とは、研究目的で、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体または精神に傷害または負担が生じることをいい、「侵襲」

のうち、研究対象者の身体または精神に生じる傷害または負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

4　介入とは、研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因(健康の保持増進につながる行動および医療における傷病の予防、診断または治療のための投薬、検査等を含む。)の有無または程度を制御する行為(通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。)という。

5　人体から取得された試料とは、血液、体液、組織、細胞、排泄物およびこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。

6　研究に用いられる情報とは、研究対象者の診断および治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査または測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。

7　試料・情報とは、人体から取得された試料および研究に用いられる情報をいう。

8　既存試料・情報とは、試料・情報のうち、研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報および研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったものをいう。

9　遺伝情報とは、試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、または既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴および体質を示すものをいう。

10　前9項のほか、この規定で使用する用語の定義は、生命・医学系倫理指針によるものとする。

(共同研究機関)

第3条　研究計画に基づいて共同して研究が実施される研究機関(当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。)をいう。

(研究協力機関)

第4条　研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し(侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う試料の取得は除く。)、研究機関に提供のみを行う機関をいう。

(試料・情報の収集・提供を行う機関)

第5条　研究機関のうち、試料・情報を研究対象者から取得し、または他の機関から提供を

受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務(以下「収集・提供」という。)を実施するものをいう。

(多機関共同研究)

第6条　一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究をいう。

(遺伝カウンセリング)

第7条　遺伝医学に関する知識およびカウンセリングの技法を用いて、研究対象者等または研究対象者の血縁者に対して、対話と情報提供を繰り返しながら、遺伝性疾患をめぐり生じ得る医学的または心理的諸問題の解消または緩和を目指し、研究対象者等または研究対象者の血縁者が今後の生活に向けて自らの意思で選択し、行動できるよう支援し、または援助することをいう。

(研究者等の責務)

第8条　研究責任者およびその他の研究の実施(試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。)に携わる者を「研究者等」という。ただし、研究機関に所属する者以外であって、以下のいずれかに該当する者は除く。

①　新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者

②　既存試料・情報の提供のみを行う者

③　委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者

2　研究者等は、研究対象者の生命、健康、人権、プライバシーおよび尊厳を守り、関係法令、指針ならびに本規定を遵守しなければならない。

3　研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理ならびに、当該研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。研究の実施するに当たっては、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。

4　研究の実施に伴って取得された個人情報等であって当該研究者等の所属する研究機関が保有しているもの(委託して保管する場合を含む。以下「保有する個人情報等」という。)について、漏えい、滅失またはき損の防止その他の安全管理のため、適切に取り扱わなければならない。

5　研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等および当該地域住民等を対象に、研究の内容および意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めなければならない。

(研究責任者の責務)

第9条　研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者を「研究責任者」という。

2　研究責任者は、研究対象者に対する説明の内容、同意の確認方法、生命・医学系研究に伴う補償の有無、個人情報の保護、その他インフォームド・コンセント等の手続に必要な事項を生命・医学系研究計画書に記載しなければならない。

3　研究責任者は、生命・医学系研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。

4　研究責任者は、学長と協力し、当該研究に携わる研究者等に対して研究に関する倫理、ならびに研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を行わなければならない。

5　研究責任者は、生命・医学系研究を実施(生命・医学系研究を継続する場合を含む。以下同じ)するにあたり、学長の許可を受けなければならない。

6　研究責任者は、研究の実施に際して、保有する個人情報等が適切に取り扱われるよう、学長と協力しつつ、当該情報を取り扱う他の研究者等に対して、必要な指導・管理を行わなければならない。

7　多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

8　研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。

9　研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割および責任を明確にした上で一の研究計画書を作成または変更しなければならない。

(研究機関の長の責務)

第10条　学長は、研究者等が生命・医学系研究を実施するにあたって、研究対象者の個人の尊厳と人権を尊重するとともに、個人情報を保護しなければならないことを周知徹底するなど、生命・医学系研究が、倫理的、法的または社会的問題を引き起こすことのないよう必要な措置を講じるものとする。

2　学長は、研究に関する倫理、ならびに研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を研究者等が受けることを確保するための措置を講じなければならない。また、

自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。

3　学長は、保有する個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他保有する個人情報等の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(委員会の設置)

第11条　本学に、生命・医学系研究に関し必要な事項の審査を行うため、広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。

2　委員会は、研究責任者の求めに応じ、生命・医学系研究の実施計画の倫理的観点および科学的観点から妥当性等について審査を行い、意見を述べる。

(委員会の構成)

第12条　委員会は、つぎの各号に掲げる委員をもって構成する。

イ　生命科学(医学・医療・ヒトゲノム・遺伝子解析)の専門家等自然科学の有識者　若干名

ロ　倫理学・法律学の専門家等を含む人文・社会科学の有識者　若干名

ハ　本学と利害関係を有しない立場にある者　若干名

ニ　研究対象者の観点も含め、一般の立場から意見を述べることができる者　若干名

ホ　その他必要に応じて学長が指名した者　若干名

2　委員会は、学外の者を含み、5名以上かつ男女両性で構成する。

(委員の委嘱および任期)

第13条　委員会の委員は、学長が委嘱する。

2　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の役割)

第14条　委員は、学長から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、生命・医学系倫理指針に基づき、倫理的観点および科学的観点から、研究機関および研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書または電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により意見を述べなければならない。

2　委員およびその事務に従事する者は、審査および関連する業務に先立ち、倫理的観点および科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(委員長・副委員長およびその職務)

第15条　委員会に、委員長および副委員長を置く。

2　委員長は、委員の中から学長が任命し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3　委員長は、学長の指揮に従い、委員会を招集し、議長となる。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(定足数および議決)

第16条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員全員の合意をもって決することを原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、出席委員の3分の2以上の議決をもってこれを決することができる。

(委員以外の出席)

第17条　委員長は、必要に応じて研究責任者、研究者等および有識者に出席を求め、説明および意見を求めることができる。

(小委員会)

第18条　委員長は、小委員会を設けることができる。

2　委員長は、小委員会の委員長および委員を指名する。ただし、必要に応じて委員以外のものを加えることができる。

3　小委員会では、委員会から付託された事項について審議する。

(委員の守秘義務)

第19条　委員会の委員および小委員会の委員は、その任期中または任期終了後を問わず、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏えいしてはならない。

(生命・医学系研究の申請等)

第20条　本学において、生命・医学系研究を実施しようとするとき、または既に承認された生命・医学系研究の計画を変更しようとするときは、研究責任者は、別に定める生命・医学系研究倫理審査申請書および生命・医学系研究計画書に関連資料を添えて、学部長を通じて委員長に申請しなければならない。

2　学長は、研究責任者から研究の実施の許可を求められたときは、委員会の意見を尊重しつつ、研究の実施の許可または不許可その他必要な措置について決定しなければならない。

(生命・医学系研究の審査)

第21条　委員会は、第11条第2項の求めに応じて、当該生命・医学系研究の実施の可否そ

の他必要な事項を審査する。

2　前項の審査にあたって、審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与することはできない。

3　委員会は、次に掲げる事項について、当該生命・医学系研究倫理審査申請書および生命・医学系研究計画書、利益相反自己申告書の写し等を添えて広島国際大学利益相反マネジメント委員会へ審査を要請しなければならない。

①　当該研究に係る利益相反について

②　インフォームド・コンセント等の記載内容に係る利益相反について

③　その他利益相反マネジメントに関する事項について

4　委員長は委員会の審査結果を学長に報告する。

5　委員会は、次に掲げるいずれかに該当し、かつ治験を伴わない場合の審査について、委員会が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。

①　他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

②　生命・医学系研究計画書の軽微な変更に関する審査

③　侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

④　軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

6　前項②に該当する事項のうち、研究対象者へのリスクを伴わない軽微な変更については、別に定める人を対象とする生命科学・医学系研究計画書変更届により、委員会が認めた場合に限り報告事項として取り扱う。

(生命・医学系研究実施の可否)

第22条　学長は、委員会の意見を尊重し、生命・医学系研究の実施の可否その他の必要な事項を決定する。この場合において、委員会が当該研究を実施することが適当でない旨の意見を述べた生命・医学系研究については、その実施を許可しない。

2　学長は、前項の決定を別に定める生命・医学系研究倫理審査結果通知書により学部長および研究責任者に通知する。

(再審査)

第23条　研究責任者は、第17条第2項の決定内容に異議があるときは、異議申立書により

学部長を通じて学長に再審査の申出を1回に限り行うことができる。

2　学長は、前項の申出があった場合は、委員会に諮問し、委員会は再度当該医学系研究の実施の可否その他必要な事項を審査し、委員長は再審査の結果を学長に報告する。

3　学長は委員会の意見を尊重し、異議申立に対する指針書により学部長を経て、研究責任者に対し通知する。

(勧告および中止)

第24条　学長は、許可された臨床研究に係る重大な倫理上の問題または重篤な有害事象があると判断したときは、必要に応じて研究責任者に当該研究の是正を勧告、または中止等の適切な対応を取らなければならない。

(生命・医学系研究の終了、中止)

第25条　研究責任者は、生命・医学系研究を終了または中止した場合には、その旨を学長に報告しなければならない。

(個人情報の保護および開示)

第26条　学長および研究者等は、個人情報の取扱いに関して、生命・医学系倫理指針のほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)および地方公共団体において制定される条例等ならびに本学園の個人情報の保護に関する諸規定を遵守しなければならない。

2　本人等から、保有する個人情報のうちその本人を識別することができるものについて、その利用目的の通知を求められた場合には、その求めをした本人等(以下「請求者」という。)に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

(インフォームド・コンセントを受ける手続き等)

第27条　研究者等は、生命・医学系研究の実施にあたって、被験者または代諾者等に対し、十分な理解が得られるよう、必要な事項を記載した文書または電磁的方法により説明を行い、自由意思による同意を得るものとする。

2　研究者等が研究を実施しようとするとき、または既存試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、学長の許可を受けた生命・医学系研究計画書に定めるところにより、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、法令の規定による既存試料・情報の提供については、この限りでない。

3　研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者は、次に掲げる全ての事項に配慮した

うえで、2における文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受けることができる。

① 研究対象者等に対し、本人確認を適切に行うこと。

② 研究対象者等が説明内容に関する質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えること。

③ インフォームド・コンセントを受けた後も説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること。

(インフォームド・アセントを得る手続き等)

第28条 研究者等または既存資料・情報の提供を行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が研究を実施されることについて自らの意向を表すことができると判断されるときには、インフォームド・アセントを得るよう努めなければならない。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了しているまたは16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断されるときに、当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるときは、この限りでない。

2 研究者等および既存試料・情報の提供を行う者は、上記規定によるインフォームド・アセントの手続において、研究対象者が、研究が実施または継続されることの全部または一部に対する拒否の意向を表した場合には、その意向を尊重するよう努めなければならない。ただし、当該研究を実施または継続することにより研究対象者に直接の健康上の利益が期待され、かつ、代諾者がそれに同意するときは、この限りでない。

(有害事象等への対応)

第29条 研究責任者は、生命・医学系研究に関する重篤な有害事象および不都合等の発生を知ったときは、直ちに委員長に意見を聴いたうえ、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告があったとき、その旨を委員会および関係者等に通知し、必要な措置を講じなければならない。

(利益相反の管理)

第30条 研究者等は、研究を実施するときは、学校法人常翔学園利益相反ポリシーおよび学校法人常翔学園臨床研究に係る利益相反ポリシーを遵守するほか、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

2 研究責任者は、医薬品または医療機器の有効性または安全性に関する研究等、商業活動

に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、生命・医学系研究計画書、利益相反自己申告書に記載し、提出しなければならない。

3　研究者等は、前項による生命・医学系研究計画書、利益相反自己申告書に記載された利益相反に関する状況について、インフォームド・コンセント、インフォームド・アセントを受ける手続きにおいて研究対象者等に説明しなければならない。

(審議経過および結果の公開)

第31条　委員会の審査項目とその審査結果等は、公開する。ただし、被験者の人権および個人情報、研究の独創性および知的財産権を保護するために非公開とすることが必要な場合は、この限りでない。

(委員会の庶務)

第32条　委員会の庶務は、研究支援・社会連携センターで取り扱う。

(審査資料および研究成果等の保存年限)

第33条　審査に関係する書類および研究成果等の保存年限は、法令等に特別に定めがある場合を除き、文書取扱規定に基づくものとする。

2　保存年限は、当該生命・医学系研究が終了した日に属する年度終了の翌日から起算する。

3　保存年限を経過した書類でさらに保存が必要と委員会が認める書類は、保存年限を延長することができる。

4　侵襲(軽微な侵襲を除く)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日または当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管しなければならない。

(雑則)

第34条　この規定に定めるもののほか、この規定の施行にあたって必要な事項は、学長が別に定める。

(規定の改廃)

第35条　この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、2015年6月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

2　この改正規定は、2022年1月28日から施行し、2021年6月30日から適用する。

別紙資料10

人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会　審査の流れ

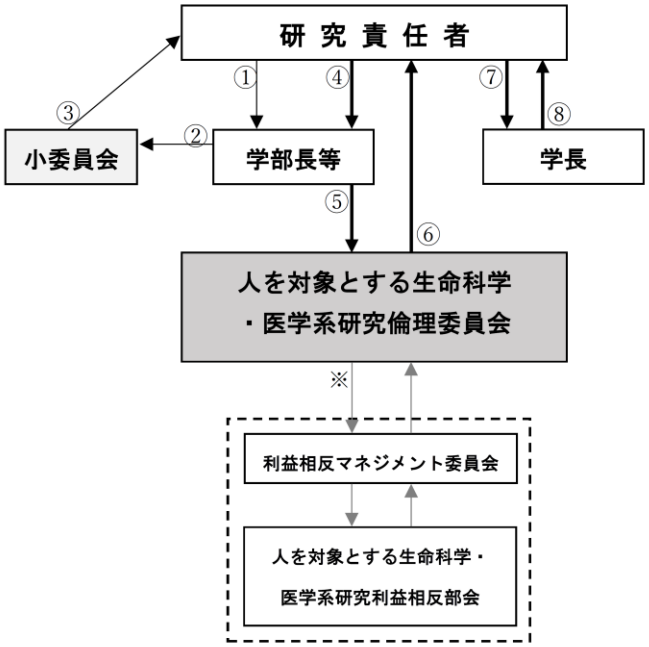

＊担当事務①～④学部事務室　⑤～⑧研・社Ｃ

①提出　②審査　③意見　④提出
⑤依頼　⑥意見　⑦許可願　⑧許可

① 研究責任者は、申請書類一式を学部長等に提出する。

② 学部長等（小委員会委員長）は、各学部に設置された小委員会において事前審査をする。

③ 小委員会は、研究責任者に意見を述べる。

④ 研究責任者は、小委員会の意見をもとに、申請書類一式を整えて学部長等に提出する。

⑤ 学部長等は、人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会（以下、本委員会に審査を依頼する。

※本委員会は、利益相反マネジメント委員会に対し、人を対象とする生命科学・医学系研究に係る利益相反自己申告書について審査を要請する。

⑥　本委員会は、申請書類を審査し、研究責任者に意見を述べる。
（学部長・学長に審査結果を報告する。）

⑦　研究責任者は、本委員会で承認された研究課題について、学長に研究実施許可願を提出する。

⑧　学長は、倫理審査委員会の意見を尊重しつつ、研究実施の許可又は不許可を決定し通知する。

別紙資料11

○広島国際大学動物実験に関する規定

(目的)

第1条　この規定は、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の基本精神のもと、「動物の愛護及び管理に関する法律」(平成11年12月22日法律第221号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号)および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)ならびに「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年6月1日日本学術会議)に基づき、広島国際大学(以下「本大学」という)における動物実験の実施方法について定めるとともに、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点および実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条　この規定は、本大学において行われる哺乳類を用いたすべての動物実験に適用する。なお哺乳類以外の動物実験についてもこの規定の趣旨に沿って適用する。

(定義)

第3条　この規定において、「動物実験」とは、教育・研究の利用に供するため、実験動物に何らかの拘束または処置を施すことをいう。

2　この規定において、「動物飼育施設(以下「飼育施設」という)」とは、実験動物を実験に供する目的で飼育保管する施設をいう。

3　この規定において、「実験室」とは、実験動物に実験的処置を加えることや、生理的機能等を解析する部屋をいう。

4　この規定において、「動物飼育施設管理者(以下「管理者」という)」とは、実験動物および施設を管理する者をいう。

5　この規定において、「動物実験実施者(以下「実施者」という)」とは、動物実験等を実施する者をいう。

6　この規定において、「動物実験責任者(以下「責任者」という)」とは、実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

7　この規定において、「実験動物」とは、動物実験等に供されるすべての動物をいう。

8　この規定において、「動物実験計画」とは、動物実験を行うために事前に立案する計

画をいう。

9　この規定において、「指針等」とは、日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(学長の責務)

第3条の2　学長は、本大学で実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負うものとする。

2　学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備し管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識および経験を有する者を実験動物管理者に任命する。

3　学長は、次条第1項の広島国際大学動物実験委員会、管理者および実験動物管理者の協力を得て、動物実験計画の承認、実施結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開およびその他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を行う。

(動物実験委員会)

第4条　この規定の適切な運用を図り、動物実験の立案・実施等に関して指導、助言を行うために、広島国際大学動物実験委員会(以下「実験委員会」という)を置く。

2　実験委員会については、広島国際大学動物実験委員会規定に定める。

(飼育および実験施設)

第5条　実験動物の飼育、管理および動物実験を適正かつ円滑に実施するために、広国大呉キャンパス6号館に飼育および実験施設を設置する。

2　前項の施設以外に新たに飼育施設を設置しようとするときは、管理者は、「飼育施設設置承認申請書」により、学長の承認を得なければならない。学長は、当該申請書を実験委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定する。

3　前項の飼育施設は、以下の要件を満たすものとする。

イ　実験動物の安定した飼育に適切な温度、湿度、換気、照度等が維持できること

ロ　動物種や飼育匹数に応じた飼育設備を有すること

ハ　床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒を行う衛生設備を有すること

ニ　実験動物が逸走しない構造および強度を有すること

ホ　臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

ヘ　管理者が置かれていること

4　第1項の施設以外に実験室を設置しようとするとき、管理者は、「動物実験室設置承認申請書」により、学長の承認を得なければならない。決定については、第2項に準じる。

5　前項の実験室は、以下の要件を満たすものとする。

イ　実験動物が逸走しない構造および強度を有すること

ロ　排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること

ハ　常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

ニ　実験動物を12時間以上保管する実験では、飼育施設としての要件を満たさなければならない

(実験計画の立案および承認)

第6条　責任者はつぎの事項に留意して実験計画を立案しなければならない。実験計画の作成の詳細については、別に定める。

イ　既に十分な知見が得られている事実の再確認のための動物実験を避けるため、文献等による事前調査を実施する。

ロ　所定の目的を達成する手段として、動物実験以外の実験系による代替法の優先的利用について十分考慮する。

ハ　目的の成果を得るため、適正な実験動物の種の選択、品質の選定および匹数の決定ならびに適正な実験条件等を考慮する。

ニ　実験動物に無用な苦痛およびストレスを与えないように、実験方法および実験環境等について倫理面への配慮に努める。

2　責任者は立案した動物実験計画書を学長へ提出し、実験内容と法およびこの規定との適合性について、実験委員会の審査を経て、承認を得なければならない。

(動物の検収および検疫)

第7条　実施者は、飼育施設への実験動物の導入に際し、動物の発注条件および状態(異常・死亡)を確認しなければならない。

2　実施者は、飼育施設への実験動物の導入に際し、検疫を実施するとともに、異常のある場合は、管理者へ連絡し、その指示に従わなくてはならない。ただし、実験動物が信頼性の高い生産者由来の場合、生産者添付の遺伝学的・微生物学的品質を示す検査書をもって、検疫の一部に代えることができる。

(実験操作)

第7条の2　実施者は、科学上の利用に必要な限度において実験動物に与える苦痛の軽減に努めなければならない。実験操作の詳細については、別に定める。

(実験動物の飼育および管理)

第8条　管理者は、実験動物の飼育保管についての標準操作手順を定め、実施者および飼育施設の維持・管理に従事する者に周知しなければならない。

2　実施者は、実験動物の導入時から実験終了時までの全過程において、標準操作手順に従い動物の状態を子細に観察し、状況に応じた適切な処置を施さなければならない。

3　実施者は、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることがないように、標準操作手順に従い飼育施設内の維持および管理に努めるとともに、このための空調環境(温度、湿度、給・換気、臭気、粉塵、光等)、居住性(ケージ、床敷、給餌、給水等)、雑音、振動等の物理的環境因子および微生物汚染等に留意しなければならない。

(飼育施設への立ち入り)

第9条　飼育施設への立ち入りは、原則として実施者、管理者および飼育施設の維持・管理に従事する者に制限する。

(実験終了後の処置)

第10条　責任者は、動物実験の終了後、動物実験の実施結果について、学長に報告しなければならない。

2　実験終了または中断時には、実施者は実験動物を処理し、速やかに苦痛から解放するように努めなければならない。

3　実施者は、動物の死体等による環境汚染の防止に努めなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第11条　実施者は、物理的あるいは化学的に危険な物質を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれたりすることのないよう十分配慮しなければならない。

2　実施者は、飼育施設および実験室外への環境汚染防止について、施設・設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。

3　遺伝子組換え動物を用いる動物実験については、広島国際大学遺伝子組換え実験等安全管理規定を適用する。

4　放射性物質および放射線を用いる動物実験については、広島国際大学放射線障害予防規定を適用する。

(緊急時の措置)

第12条　管理者および実施者は、地震、火災その他の災害のため動物が逸走し、生態系に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、その旨を学長に報告しなければならない。

(外部委託)

第13条　動物実験等を外部の機関に委託等する場合、責任者は委託先においても、文部科学省が定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」または他省庁の定める「動物実験に関する基本指針」に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(教育訓練)

第14条　実施者と飼育施設の維持・管理に従事する者は、動物実験の実施ならびに実験動物飼養および管理を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練を受講後、飼育施設への立ち入りを許可される。

(自己点検・評価)

第15条　責任者は実験終了後、実施した動物実験の法令、指針、規定への適合性に関する自己点検表を作成し学長に提出しなければならない。学長は自己点検表の評価を実験委員会に諮問し、必要に応じて学外者による検証を受けるよう努める。

(細則)

第16条　この規定に定めるもののほか、動物実験に必要な事項、手順書等は、管理者が別に定める。

(規定の改廃)

第17条　この規定の改廃は、学長、学部長および管理者の意見を聴いて、理事長がこれを行う。

付　則

1　この規定は、2005年4月26日から施行する。

2　この改正規定は、2014年12月12日から施行し、2014年4月1日から適用する。

医療科学研究科　保健医療学専攻（博士前期課程・博士後期課程）の教育体系図（学部教育との関連図）

保健医療学専攻　博士後期課程

特別研究

医用画像・生物情報工学領域
生命維持・先端医療機器領域
病態・健康科学領域

生命維持・先端医療機器領域
病態・健康科学領域

専門領域：医用画像診断支援学演習、生体機能解析学演習、放射線最適化・計測学演習、放射線影響生物学演習、心肺機能画像解析学演習、循環制御学演習、体外循環工学演習、病態解析学演習、救急現場活動学演習

教育研究基礎領域：教育原理論、教育心理学特論、教育方法論特論など

保健医療学専攻　博士前期課程

特別研究

診療放射線学分野
臨床工学分野

臨床検査学分野
救急救命学分野

専門領域

特論：放射線物理学特論、医用機能画像解析学特論、生体侵襲制御学特論、細胞機能制御学特論、細胞免疫学特論、救急疾病・外傷特論、病院前救急医療特論、基礎物理学特論、放射線計測工学特論、流体計測工学特論など

実習：遺伝情報学実習、医用画像処理学実習、医用機器学実習、計測工学実習、生体機能制御代行学実習、細胞診断学実習、救急教育指導実習など

教育研究基礎領域

科学論文作成法、医療統計法、情報検索法、教育原理論、教育方法論など

保健医療学部

診療放射線学科	医療技術学科	救急救命学科
	臨床工学専攻 臨床検査学専攻	
卒業研究	卒業研究	卒業研究
専門教育科目	専門教育科目	専門教育科目
共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目

医療科学研究科　リハビリテーション学専攻（博士前期課程・博士後期課程）の教育体系図　（学部教育との関連図）

リハビリテーション学専攻　博士後期課程

特別研究

病態解明分野　　身体運動機能障害分野

脳・精神機能障害分野　　言語・聴覚機能障害分野

専門領域：運動器機能障害リハビリテーション学演習、内部障害系リハビリテーション学演習
身体運動計測学演習、精神認知機能学演習、言語聴覚障害学演習、身体障害治療・予防学演習など

教育研究基礎領域：教育原理論、教育心理学特論、教育方法特論

リハビリテーション学専攻　博士前期課程

特別研究・症例研究

基礎医学分野　　身体運動機能障害分野

脳・精神機能障害分野　　言語・聴覚機能障害分野

専門領域

特論：身体運動学特論、精神認知機能学特論、言語聴覚障害学特論、人間工学特論など

実習：運動系理学療法学実習1・2、精神認知機能学実習、言語聴覚障害学実習など

教育研究基礎領域

科学論文作成法、医療統計法、情報検索法、医療倫理特論、教育原理特論、教育方法論など

総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科

理学療法学専攻	作業療法学専攻
言語聴覚療法学専攻	義肢装具学専攻

卒業研究

専門教育科目（専門基礎分野・専門分野）

共通教育科目

専任教員採用計画

※医療科学研究科保健医療学専攻（博士前期課程）

【2024年度】
※年齢については2025年3月31日現在

	職階	氏名	年齢	備考
1	教授	岩元 新一郎		
2	教授	大倉 保彦		
3	教授	楠本 智章		
4	教授	国分寺 晃		
5	教授	清水 希功		
6	教授	清水 壽一郎		
7	教授	隅田 寛		
8	教授	橘 昌幸		
9	教授	津村 龍		
10	教授	富永 孝宏		
11	教授	二宮 伸治		
12	教授	林 慎一郎		
13	教授	速水 啓介		
14	教授	藤原 章		
15	教授	焼廣 益秀		
16	教授	安田 康晴		
17	准教授	中山 寛尚		
18	准教授	羽根田 清文		

30歳代	0人
40歳代	0人
50歳代	0人
60歳代	0人
70歳代	0人
合計	**0人**

【2025年度】
※年齢については2026年3月31日現在

職名	氏名	年齢	備考
教授	岩元 新一郎		
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
教授	隅田 寛		
教授	橘 昌幸		
教授	津村 龍		
教授	富永 孝宏		
教授	二宮 伸治		
教授	林 慎一郎		
教授	速水 啓介		
教授	藤原 章		
教授	焼廣 益秀		
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		
准教授	羽根田 清文		

30歳代	0人
40歳代	0人
50歳代	0人
60歳代	0人
70歳代	0人
0人	

【2026年度】
※年齢については2027年3月31日現在

職名	氏名	年齢	備考
教授	岩元 新一郎		
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
教授	隅田 寛		
教授	橘 昌幸		
教授	津村 龍		
教授	富永 孝宏		
教授	二宮 伸治		
教授	林 慎一郎		
教授	速水 啓介		
教授	藤原 章		
教授	焼廣 益秀		
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		
准教授	羽根田 清文		

30歳代	0人
40歳代	0人
50歳代	0人
60歳代	0人
70歳代	0人
0人	

【2027年度】
※年齢については2028年3月31日現在

職名	氏名	年齢	備考
教授	岩元 新一郎		
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
教授	隅田 寛		
教授	橘 昌幸		
教授	津村 龍		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	二宮 伸治		
教授	林 慎一郎		
教授	速水 啓介		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	焼廣 益秀		
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		
准教授	羽根田 清文		

30歳代	0人
40歳代	3人
50歳代	4人
60歳代	10人
70歳代	1人
18人	

別紙資料15

専任教員採用計画

※医療科学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）

【2024年度】
※年齢については2025年3月31日現在

	職階	氏名	年齢	備考
2	教授	大倉 保彦		
3	教授	楠本 智章		
4	教授	国分寺 晃		
5	教授	清水 希功		
6	教授	清水 壽一郎		
7	教授	隅田 寛		
8	教授	橘 昌幸		
10	教授	富永 孝宏		
11	教授	二宮 伸治		
13	教授	速水 啓介		
14	教授	藤原 章		
15	教授	焼廣 益秀		
16	教授	安田 康晴		
17	准教授	中山 寛尚		

30歳代	0人
40歳代	0人
50歳代	0人
60歳代	0人
70歳代	0人
合計	**0人**

【2025年度】
※年齢については2026年3月31日現在

職名	氏名	年齢	備考
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
教授	隅田 寛		
教授	橘 昌幸		
教授	富永 孝宏		
教授	二宮 伸治		
教授	速水 啓介		
教授	藤原 章		
教授	焼廣 益秀		
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		

30歳代	0人
40歳代	0人
50歳代	0人
60歳代	0人
70歳代	0人
	0人

【2026年度】
※年齢については2027年3月31日現在

職名	氏名	年齢	備考
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
教授	隅田 寛		
教授	橘 昌幸		
教授	富永 孝宏		
教授	二宮 伸治		
教授	速水 啓介		
教授	藤原 章		
教授	焼廣 益秀		
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		

30歳代	0人
40歳代	0人
50歳代	0人
60歳代	0人
70歳代	0人
	0人

【2027年度】
※年齢については2028年3月31日現在

職名	氏名	年齢	備考
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
教授	隅田 寛		
教授	橘 昌幸		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	二宮 伸治		
教授	速水 啓介		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	焼廣 益秀		
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		

30歳代	0人
40歳代	3人
50歳代	2人
60歳代	8人
70歳代	1人
	14人

【2028年度】
※年齢については2029年3月31日現在

職階	氏名	年齢	備考
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	橘 昌幸		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	二宮 伸治		
教授	速水 啓介		
准教授以上	（　　）		40代の教員を採用予定
教授	焼廣 益秀		
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		

30歳代	0人
40歳代	4人
50歳代	1人
60歳代	8人
70歳代	1人
合計	**14人**

【2029年度】
※年齢については2030年3月31日現在

職名	氏名	年齢	備考
教授	大倉 保彦		
教授	楠本 智章		
教授	国分寺 晃		
教授	清水 希功		
教授	清水 壽一郎		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	橘 昌幸		
准教授以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	二宮 伸治		
教授	速水 啓介		
講師以上	（　　）		後任補充 40代を想定
講師以上	（　　）		後任補充 40代を想定
教授	安田 康晴		
准教授	中山 寛尚		

30歳代	0人
40歳代	5人
50歳代	1人
60歳代	8人
70歳代	0人
合計	**14人**

○広島国際大学就業規則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2　広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条　この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条　職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ　学長

ロ　監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条　職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章　任免

(試用期間)

第5条　新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2　前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3　試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4　前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ　つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者　3カ月

勤続3年を超える者　6カ月

勤続5年を超える者　10カ月

勤続10年を超える者　12カ月

ロ　公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ　刑事事件に関し起訴されたとき

ニ　やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ　やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ　業務遂行に支障があると認められたとき

2　病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が1年未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

3　第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条　休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ　前条第1項イ号の場合　1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ　前条第1項ロ号の場合　休職理由が継続する期間

ハ　前条第1項ハ号の場合　休職理由が継続する期間

ニ　前条第1項ニ号の場合　休職を許可された期間

ホ　前条第1項ホ号の場合　1年以内

ヘ　前条第1項ヘ号の場合　1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条　休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2　休職期間中の給与は、広島国際大学給与規定に定める。

3　休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条　休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第

1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

イ　定年に達した年の年度末(3月31日)

ロ　死亡したとき

ハ　退職を願い出て受理されたとき

ニ　休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条　職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条　教育系職員の定年年齢は、満65歳とする。

2　事務系職員の定年年齢は、満64歳とする。

3　前項にかかわらず、事務系職員のうち別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

イ　勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき

ロ　心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき

ハ　やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条　職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。

イ　上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

ロ　職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること

ハ　貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること

2　退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条　理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章　勤務

(勤務時間)

第16条　事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

2　技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。

3　前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。

4　事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。

5　教育職員の勤務時間は、別に定める専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。

6　前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。

7　教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。

8　学長は、業務の都合により第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(勤務間インターバル)

第16条の2　管理職を除く事務系職員については、1日の勤務終了後、つぎの勤務の開始までに少なくとも、11時間の継続した休息時間(以下、「インターバル時間」という)を設けるものとする。

2　前項のインターバル時間の満了時刻が、つぎの勤務の所定始業時刻におよぶ場合は、当該勤務日の始業時刻を、30分単位でインターバル時間の満了時刻以降まで繰り下げるものとし、終了時刻も同様に繰り下げる。

3　前2項にかかわらず、天災、事件、事故その他不測の事態におけるやむを得ない場合において、総務部長が特に許可したときは、この限りでない。

(校外研修日)

第17条　教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、出勤簿または出退勤簿への記録をもって事後に承認を求めることができる。

2　理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。

3　校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条　事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

2　教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。

3　理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。

(休日)

第19条　職員の休日は、つぎのとおりとする。

イ　日曜日(法定休日)

ロ　国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ　12月29日から翌年1月3日まで

ニ　学園創立記念日(10月30日)

2　事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。

(休日振替)

第20条　上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

2　前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条　上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

2　前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条　災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条　採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用　10日

10月～12月採用　5日

2　採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につぎのとおり年休を与える。

11カ月以上　20日

11カ月未満　19日

10カ月未満　18日

9カ月未満　17日

8カ月未満　16日

7カ月未満　15日

6カ月未満　14日

5カ月未満　13日

4カ月未満　12日

3　前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。

4　当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。

5　年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

6　労使協定に基づき、前項の年休の日数のうち、1年について5日の範囲内で、次により時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という)を付与する。

イ　時間単位年休付与の対象者は、事務系職員とする。

ロ　時間単位年休を取得する場合の、1日の年休に相当する時間数は、年間の所定労働時間の1日あたりの平均時間(1時間未満を切り上げ)とする。

a　所定勤務時間が7時間を超え8時間以下の者は8時間

b　所定勤務時間が6時間を超え7時間以下の者は7時間

c　前号の所定勤務時間より少ない者は、前号の時間を繰り下げて読み替える。

ハ　時間単位年休を取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間とし、当該出勤日の前半または後半に時間分まで取得でき、残りの時間について勤務する。

ニ　前号の時間単位年休は、半日年休と組み合わせて取得することができる。ただし、当該出勤日の所定勤務時間の全てを時間単位年休として取得することはできない。

ホ　時間単位年休に対して支払われる賃金は、通常の賃金を基に計算する。

ヘ　上記以外の事項については、前項の年休と同様とする。

7　年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

8　職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条　職員が業務上によらない傷病のため連続して7日以上の療養を必要とし、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

2　病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する医師の診断書を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。

3　病気休暇から復職する際には、医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

4　病気休暇期間中の給与は、広島国際大学給与規定に定める。

(復職支援)

第24条の2　前条の病気休暇による療養期間が1カ月を超えたとき、必要に応じて理事長は円滑な職場復帰を支援するための措置(以下「復職支援」という)を講じることができる。

2　復職支援に関する手続その他必要な事項については、復職支援に関する取扱要項に定める。

(産前産後休暇)

第24条の3　職員が出産するとき、法令に従いつぎのとおり産前産後休暇を与える。

イ　女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき　出産の日までの申し出た期間

ロ　女性職員が出産したとき　出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

2　産前産後休暇の期間は、勤続期間に算入し、給与は広島国際大学給与規定に定める。

(特別休暇)

第25条　職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ　慶弔休暇

a　職員の父母、子または配偶者が死亡したとき　5日間のうち必要な日数

b　職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき　3日間のうち必要な日数

c　職員が結婚するとき　挙式の日を含む連続する5日間のうち必要な日数

ロ　生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき　必要日数

ハ　削除

ニ　通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき　1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで　4週に1回

妊娠24週から35週まで　2週に1回

妊娠36週から出産まで　1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ　看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

a　小学校就学前の子が1人であれば年5日

b　小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ　介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

a　要介護状態の家族が1人であれば年5日

b　要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト　災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき　理事長が必要と認める期間

チ　公用休暇

a　選挙権その他の公民としての権利を行使するとき　理事長が必要と認める期間

b　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき　理事長が必要と認める期間

リ　永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰　3日以内

30年勤続表彰　5日以内

2　特別休暇を受けようとするときは、つぎのとおりとする。

イ　あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

ロ　前項の特別休暇のうち、慶弔休暇、生理休暇、災害休暇および公用休暇については、半日単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

ハ　前項の特別休暇のうち、看護休暇、介護休暇については、半日単位または時間単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務し、時間単位休暇の場合は、取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間で、当該出勤日の始業の時刻から連続する、または終業の時刻まで連続する休暇取得を可能とし、残りの必要勤務時間について勤務する。

3　前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条　特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2　特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条　職員の育児休業、育児短時間勤務、育児のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条　職員の介護休業、介護短時間勤務、介護のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条　妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

2　妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。

3　妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章　服務規律

(出退勤)

第30条　職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条　職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条　職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条　職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ理事長または理事長の委任を受けた学長の承認を得なければならない。

2　教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条　職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

イ　職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること

ロ　職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること

ハ　職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること

ニ　その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章　給与、退職金

(給与)

第35条　給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条　退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章　表彰、懲戒

(表彰)

第37条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

イ　永年にわたって誠実に勤務し、その勤務成績が優秀で他の模範となるとき

ロ　業務で功績のあったとき

ハ　国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき

ニ　学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき

ホ　その他前各号に準じる表彰に値する行為のあったとき

2　前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条　職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

イ　正当な理由なく無届け欠勤が14日以上に及んだとき

ロ　出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき

ハ　重要な履歴を偽ったとき

ニ　第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき

ホ　素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき

ヘ　しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき

ト　学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑を及ぼしたとき

チ　人権侵害の防止に関する規定第2条に定める人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生の、人権を侵害したとき

リ　第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条　懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ　譴責は、始末書をとり将来を戒める。

ロ　減給は、始末書をとり、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ　出勤停止は、始末書をとり、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ　降格は、始末書をとり、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ　停職は、始末書をとり、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ　諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト　懲戒解雇は、予告期間を設けないで即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2　職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条　職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2　理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3　懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章　安全衛生

(保安)

第41条　職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保

護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条　職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条　職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2　職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章　災害補償

(業務上の傷病)

第44条　業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定をうけたときは、公傷病休暇とする。

2　第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。

3　公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条　公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条　公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2　公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条　傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

第9章　その他

(規則の改廃)

第48条　この規則の改廃は、労働組合の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

付　則

1　この規則は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正規則は、2023年4月1日から施行する。

3　この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

別紙資料17

○任用規定

第1章　総則

(目的)

第1条　この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条　任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条　この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任、転任および転換をいう。

2　採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ　職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ　定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ　第7条第1項各号の職員を同条第1項の他の号の職員に任命すること

3　格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4　昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5　転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

6　転換とは、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に基づき、有期雇用の職員を期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という)の職員として任用することをいう。

(任用の計画)

第4条　学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2　事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

3　臨時要員の任用計画は、学園本部においては総務部長が、各設置学校においては事務局長(中学校および高等学校においては事務長)が、原則として承認された臨時要員人件費

予算の範囲内で計画しなければならない。

(任用の決定)

第5条　職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条　理事長は、任用を決定したとき、告示、本人への辞令交付または雇用条件の通知を行う。

2　前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章　職員の区分

(職員の区分)

第7条　職員の区分は、つぎのとおりとする。

イ　専任の職員

ロ　特任の職員

ハ　嘱託の職員

ニ　客員の職員

ホ　非常勤の職員

ヘ　臨時要員

2　前項ロ号からヘ号の職員のうち、無期労働契約に転換した者については、無期雇用の職員として任用する。

3　学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条　専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2　専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

イ　教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

ロ　事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

3　教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

イ　教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

中学校教諭、高等学校教諭

ロ　研究職員の資格　特別研究員、研究員1級、研究員2級

ハ　技術職員の資格　技師1級、技師2級、技師3級

4　事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

イ　事務職員

区分		資格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級、 専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

ロ　医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

5　前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条　特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

2　特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ　教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手

中学校特任教諭、高等学校特任教諭

ロ　技術職員の職階

特任技師

3　特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定およ

び特任教諭規定に定める。

(嘱託の職員)

第10条　嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できるとき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

2　嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

　嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

3　前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務嘱託として採用することができる。

4　嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規則および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条　客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

2　客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ　教育職員の職階

　大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

　大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ　技術職員の職階

　客員技師

3　客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条　非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

2　非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ　授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ　専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ　専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3　非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学

非常勤講師任用規定に定める。

4　第1項の非常勤講師のほか、必要に応じて、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)、テクニカル・サポーター(TS)およびスチューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

5　前項の職員の採用の基準、手続等については、それぞれ別に定める要項によるものとする。

(臨時要員)

第13条　臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

イ　緊急かつ臨時の業務を処理する必要が生じたとき

ロ　業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ　特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ　臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

2　臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(無期雇用の職員)

第13条の2　無期雇用の職員の職種、職階、採用の基準および手続等は、雇用期間の定めを除いて転換前と同じとする。

(雇用期間)

第14条　特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および中学校・高等学校特任教諭規定に定める。

2　嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

3　前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。

4　学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

第3章　採用

(採用の基準)

第15条　職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

2　職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条　職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

2　前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。

イ　大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新増設に関する教員組織を構成するとき

ロ　専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき

ハ　その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条　選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

2　選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

イ　履歴書

ロ　教育・研究業績書(教育系職員に限る)

ハ　教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)

ニ　職務経歴書

ホ　健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)

ヘ　最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

ト　教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

3　前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条　資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

2　教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3　事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4　資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ　書類審査

ロ　面接試験

ハ　筆記試験

ニ　適性検査

ホ　実技試験、模擬授業

第19条　削除

(採用の決定)

第20条　職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

イ　この規定その他所定の手続に従って選考されたか

ロ　法令および学園規定に定める基準に合致しているか

ハ　本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか

ニ　人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか

ホ　学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章　昇任・降任・転任・転換

(昇任)

第21条　専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2　資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条　選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

2　教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3　事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4　資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ　教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)

ロ　人事評価

ハ　筆記試験

ニ　面接試験

ホ　実技試験

ヘ　その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5　必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条　昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条　専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2　現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条　専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条　業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

(転換)

第27条　有期雇用の職員の労働契約が更新され、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に定める通算年数を超えたとき、当該職員から申込みがあった場合は、無期労働契約に転換するものとする。

第5章　雑則

(規定の改廃)

第28条　この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付　則

1　この規定は、昭和50年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2023年4月1日から施行し、同日以降に任用する職員の任用手続き時から適用する。

別紙資料18

○特任教員規定

(趣旨)

第1条　この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の資格、雇用期間、給与等について定める。

2　前項にかかわらず、中学校特任教諭および高等学校特任教諭については、中学校・高等学校特任教諭規定に定める。

(定義)

第2条　特任教員は、雇用期間を定めて任用する者であって、本学園が設置する大学において、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者をいう。

(資格)

第3条　特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

2　採用年度の前年度の末日において満65歳以上となる者を特任教員に採用することはできない。ただし、学長の申請に基づき理事長が特に認めたときは、この限りでない。

3　前項ただし書きの場合であっても、採用年度の前年度の末日において満70歳以上となる者を採用することはできない。

(雇用期間)

第4条　特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、年度の途中で採用する場合は、採用初年度を含めて5年度を超えて雇用することはできない。

2　教育遂行上の必要性があり、学長の申請に基づき理事長が認めた場合は、5年以内で別途雇用期間を設定する。

3　前2項にかかわらず、雇用期間は、労働基準法第14条に定める1回の労働契約期間の上限を超えることはできない。また、満70歳に達する年度末を越えて雇用期間を設定することはできない。

4　各設置大学の教育研究上特に必要と認められる場合は、通算10年(特任技師は5年)を限度に2回まで雇用契約(以下「契約」という)を更新することができる。

5　前項の更新は、つぎの基準により判断する。

イ　勤務成績および勤務態度

ロ　勤務に耐えうる心身の状態

ハ　職務を遂行する能力

ニ　教育研究上の業績

ホ　大学運営上の貢献度

ヘ　担当科目のカリキュラム編成上の必要性

ト　従事している職務の量的・人的必要性

チ　学園の経営状況

6　第4項にかかわらず、つぎの各号のすべてに該当し、かつ理事長が特に認めた場合は、10年(特任技師は5年)および2回を超えて契約を更新することがある。

イ　過去10年(特任技師は5年)の勤務成績が極めて優秀であること

ロ　教育研究上特に必要であり、かつ余人をもって替えがたいと認められること

ハ　心身ともに健康であること

(雇用期間の定めのない特任教員への転換)

第4条の2　前条に定める雇用期間が通算して10年(特任技師は5年)を超えた場合、現に契約している雇用期間が満了する日までに、当該満了する日の翌日を始期とする期間の定めのない契約の締結を申し出ることができる。

2　前項にかかわらず、契約と契約の間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間が同項の定める期間以上にあるとき、空白期間以前の契約は、通算の雇用期間に算入しない。

3　第1項の申出は、所定の様式によるものとし、現に契約している雇用期間が満了する3カ月前までに理事長に提出しなければならない。

4　所定の要件を備えた前項の申出があったとき、当該特任教員を雇用期間の定めのない特任教員(以下「無期雇用特任教員」という)として採用する。

(無期雇用特任教員の労働条件)

第4条の3　無期雇用特任教員の労働条件は、雇用期間の定めを除いて従前のとおりとする。

2　前項にかかわらず、無期雇用特任教員が担当する授業科目、担当時間数および担当曜日時限(以下「授業科目」という)については、前年度と同じ授業科目等が保証されるものではなく、当該年度のカリキュラム編成や学生数等に基づき、毎年度学長が決定する。

3　無期雇用特任教員として採用するとき、授業科目等以外の労働条件は、労働契約法第7条の定めるところによる。

4　期間の定めのない契約期間中の労働条件の変更は、労働契約法第10条の定めるところ

による。

(無期雇用特任教員の解雇)

第4条の4　無期雇用特任教員が、第4条の6第2項各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

(無期雇用特任教員の定年等)

第4条の5　無期雇用特任教員の定年年齢は満65歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

2　前項にかかわらず、無期雇用特任教員に採用された年度の4月1日時点で満65歳以上となる者の定年年齢は満70歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

(雇用契約の解約)

第4条の6　特任教員が、雇用期間の満了前に退職しようとする場合は、病気等やむを得ない事情があるときを除き、原則として2カ月前までに書面により申し出なければならない。

2　特任教員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、雇用期間中であっても雇用契約を解約することがある。

イ　採用時に提出した書類の記載に偽りがあるとき

ロ　心身の故障により、職務に耐え得ないと認められるとき

ハ　勤務成績が悪く、教員としての適格性を欠くと認められたとき

ニ　学校法人常翔学園就業規則に定める懲戒の理由に該当する行為があったとき

ホ　学園の経営上やむを得ない理由があるとき

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条　特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあっては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2　前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあっては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3　特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条　特任教員には、本俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条　本俸は年俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

2　年俸のうち、年間330,000円(月額27,500円)をライフプラン拠出金とする。

3　特任教員はライフプラン拠出金を学園が指定する確定拠出年金の掛金として拠出することができる。

4　その他のライフプラン拠出金に関することは、ライフプラン拠出金規定に定める。

(役職手当)

第8条　役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条　通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条　特任の教育職員には、別表第4学内出講料支給基準に基づき学内出講料を支給する。

(授業担当責任時間)

第11条　特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者(技術職員を除く)には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2　前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条　この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、2010年4月1日から施行する。

2　昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。

3　この改正規定は、2023年4月1日から施行し、2023年度に採用する者については、採用手続時から適用する。

4　2013年3月31日以前に締結または更新した契約については、当該雇用期間を第4条の2第1項に定める雇用期間の通算に含まない。

別表第1

特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

備考　ライフプラン拠出金年間330,000円(月額27,500円)を含む。

別表第2

特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任と同様の職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3

特任の技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4

学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)により学内出講料を支給する。

2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)を準用して学内出講料を支給する。

別紙資料 19

学内特別研究助成制度の概要

広島国際大学　研究支援・社会連携センター

２０２２年度広島国際大学「特別研究助成制度（若手研究者助成タイプ）」募集要領

若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請を目的とした助成制度です。

助成する研究課題は、申請書の一次審査（研究開発推進委員会）ならびに決定審査（学長及び研究支援・社会連携センター長）によって決定されますので、下記要領のとおり既定様式の申請書を期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類　２０２２年度　広島国際大学「特別研究助成制度（若手研究者助成タイプ）」申請書・・・１部【両面印刷】

※必ずプリントアウトのうえ、提出ください。

※様式を改変して作成された場合や記入ルールに反しての記載は審査に付されませんので留意ください。罫線のずれ等は調整ください。
なお、使用する端末により様式のずれが発生する場合がありますので、必ず事前にＰＤＦデータにて様式を確認ください。

２．助成の対象　本学に在籍する教育系常勤職員のうち、助手・助教・講師職又は２０２２年４月１日現在で博士の学位を取得後８年未満の者及び２０２２年４月１日現在で３９歳以下の博士の学位を未取得者が行う研究課題が対象です。

なお、２０２２年４月１日までに博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後８年未満となる者が行う研究課題も含みます。

※当該年度において任期満了予定の者は申請可能であるが、常勤ではない客員教員、嘱託教員、非常勤教員ならびに研究員及び本募集公示日以降に正式採用された教育系職員は助成の対象外です。

※当該年度において文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として採択された者（継続者を含む）、２０２０年度以降若手研究者助成タイプへ２回交付された者は、申請対象外です。

※当該年度および次年度退職（自己都合・定年）を予定されている場合は、申請を認めることができない。

※自己都合により年度途中で退職となる場合は、交付金額の一部又は全額を返金いただく場合があります。

３．**助成金額**　　１件当たり上限２０万円

※なお､当該年度において任期満了予定の者は本制度予算総額の残額より助成額を確定することとし、１件当たり上限１０万円までです。

４．**申請書の提出期限**　　２０２２年５月６日（金）１７：００迄【厳守】

５．**申請書の提出先**　　研究支援・社会連携センター

６．**審査結果の発表**　　２０２２年６月１３日（月）　※採択者へ通知します。

※助成金は２０２２年６月末頃より執行可能とし､執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。

７．**審査等について**

（１）審査の基本方針・申請・採択後条件等

① 採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ申請していただきます。

※常勤教員において、当該年度および次年度に自己退職をする者、または、任期満了までに途中退職する者が、交付金を受給した場合、交付金額の一部又は全額の返金いただく場合があります。

※当該年度において文部科学省･日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として採択された者（継続者を含む)、２０２０年度以降若手研究者助成タイプへ過去２回交付された者は、申請対象外です。

② 研究組織の編成は認めません｡本制度における申請は必ず単独にて申請してくだい。

③ 広島国際大学特別研究助成制度（研究課題醸成タイプ）との重複申請は認めるが、本タイプと両方採択された場合は、本タイプは辞退してください。

④ 採択された研究課題は、学内の研究報告会やイノベーション・ジャパン（JST主催）などの産学官連携イベントへの参加を要請する場合は､応じていただきます。

（２）審査の方法

Ⅰ．一次審査

提出された申請書を下記の【基本評定要素】､【特別評定要素】について研究開発推進委員会委員により審査します。

【基本評定要素】

（１）研究目的が具体的かつ明確であるか（申請書の「研究目的」欄）

（２）研究計画が適切であるか（申請書の「研究計画・方法」､「研究経費（費目)」欄）

【特別評定要素】

（１）独創性ほか、特段の理由があり是非とも採択すべきもの

Ⅱ．決定審査

一次審査の評点ならびに応募状況等を勘案して、学長および研究支援･社会連携センター長により研究課題の採択ならびに研究費配分額を決定します。

８．**補足事項**

（１）助成する研究期間は１年以内とし、同一人に対して同一の課題で引き続き２年以上の助成は行いません。

（２）研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出頂きます。

（３）研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付するものとします。

９．その他の留意事項について

（１）採択後、常勤教員においては当該年度および次年度に自己退職をする者、または、任期満了までに途中退職する者が、交付金を受給した場合、交付金額の一部又は全額の返金いただく場合があります。

（２）当該年度において、採択後、病気等でやむを得ず研究の続行が困難な場合は、当該本人等による研究廃止承認申請書を提出することにより学長がその理由等を鑑み、交付金額の金額返金の有無を判断とします。
※病気等の場合、添付資料として、医師の診断書を提出ください。

（３）採択された場合でも申請額が満額助成されない場合があります。申請に際しては、この点にご留意のうえ、申請くださいますようお願いいたします。満額助成されない場合、決定した助成額に基づく使用内訳を再度提出頂く予定です。
※但し、満額助成された場合は交付申請書に記載の内容に基づき予算編成を行いますので、申請書作成の際、計画的な申請額の編成に努めてください。

（４）提出いただく申請内容の経費を基に予算計上を行う都合から、採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）　決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出することにより、交付する経費総額の５０％未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更することができます。
この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。

（５）下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません
a)既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
b)他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
c)商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
【例：営利目的での申請】
d)業務として行う受託（委託）研究
【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】

（６）研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。

a)建物等の施設に関する経費

b)机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費

c)助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

d)臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費

e)交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費

（７）機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。また、申請書「研究経費」欄へ必ず品名・型番を、記載した上、別紙『広島国際大学「特別研究助成」申請機器　構成等計画書』様式を作成し、カタログ等を添付してください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があり、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

２０２２．４．１５　公示

広島国際大学　研究支援・社会連携センター

2022年度 広島国際大学「特別研究助成制度」（研究課題醸成タイプ）募集要領

一定の研究評価実績があり、且つ、社会へのブレークスルーとなるべく、本質的な課題を打ち破る革新的な解決策となる研究活動において、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行うことで、広島国際大学における活発な研究活動の醸成を図ることを目的とした支援制度です。

助成する研究課題は、令和４年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「Ａ」であった研究課題において無審査で学長によって交付額が決定されますので、下記要領のとおり期限厳守で提出願います。

記

１．提出書類　①令和４年度科学研究費助成制度研究計画調書
※本制度用に改めて作成する必要はありません。科学研究費助成制度へ申請提出されたものをそのまま提出いただきます。
②当該年度科学研究費助成事業審査結果

２．助成の対象　令和４年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、挑戦的研究（萌芽）の研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「Ａ」であった研究課題となります。
※原則、過去の科学研究費助成事業採択実績は加味しません。
※本助成制度の採択翌年度も継続して本学への常勤在職する必要があります。
※2022年度および2023年度退職を予定されている場合や2022年度末までに任期満了となる場合は、申請を認めることができませんので予めご了承ください。

３．助成金額　１件500千円を上限とします。
（１課題あたり上限500千円）

４．申請書の提出期限　2022年８月８日（月）～　2022年９月５日（月）13時【厳守】

５．申請書の提出先　研究支援・社会連携センター
E-mail：HIU.Kenkyu@josho.ac.jp
※申請書類をPDFにし、メールにてご提出ください。
紙媒体での受付はいたしません。

６．審査結果の発表　2022年９月20日（火）
※採択者へ通知します。
※助成金執行可能日は９月末頃を予定しております。
執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。

７．審査等について
（１）審査の方法

審　査：無審査制
決　定：交付の決定は学長により決定します。

（２）採択後条件等
①採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ、当該制度採択研究課題（但し、「課題名」は必ずしも同一である必要はない）にて必ず申請し、且つ、本助成制度の採択翌年度も本学へ常勤在職する必要があります。
※任期付き契約の場合、本助成制度の採択年度末に契約期間が満了となる場合は、申請の対象外となります。
※常勤在職しない場合は、原則、交付額全額を返金いただきます。
②採択された研究課題は、学内の研究成果報告会への出展や発表、イノベーション・ジャパン（JST 主催）などの産学官連携イベントへの出展要請や学内電子掲示板を活用した研究シーズの発信に係るデータ作成など依頼する場合があります。

８．補足事項
（１）助成する研究期間は１年以内とし、同一人に対して同一課題で引き続き２年以上の助成は行わないものとします。

（２）研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出いただきます。

（３）研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付す必要があります。

９．その他の留意事項について
（１）採択された場合でも提出した研究計画調書に記載の申請額を満額助成するものではありません。次年度科研費申請に向けた研究の持続性を保持するための支援制度であることを予めご了解ください。

（２）採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出し、所属学部事務室確認後、研究支援・社会連携センターへ回送することにより、交付する経費総額の 50％未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更をすることができます。
この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない「機器備品・人件費」については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。
※流用処理については、学内手続に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

（３）下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません。
ａ）既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
ｂ）他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
ｃ）商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請（商品・役務の開発・販売等

に係る市場動向調査を含む。）
【例：営利目的での申請】
ｄ）業務として行う受託（委託）研究
【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】

（４）研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
ａ）建物等の施設に関する経費
ｂ）机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
ｃ）助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
ｄ）臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費
ｅ）交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費

（５）機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があり、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

以上

2022.8

別紙資料 20

医療科学研究科　保健医療学専攻（博士前期課程）　演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
遺伝情報学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	ヒトゲノム解析の基本的な考え方の理解、先天性疾患・癌好発遺伝病等を含む各種疾患での遺伝子変異の理解及び遺伝子診断・治療への臨床的応用可能性についての理解等を深めるため、基礎的な講義・演習を行う。さらに、放射線照射に伴う腫瘍細胞やその他の細胞の応答に関する分子レベルでの理解をはじめ、放射線や種々の化学物質による遺伝子変異の解析や異常発生についての理解を深めるための応用的演習を行う。主として遺伝子修復、成長因子、転写因子、遺伝子発現調節、核内レセプター等のキーワードのもとに共同で授業を行う。	細胞解析実験室 【1 号館 3 階】
医用画像処理学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	コンピュータ支援診断（CAD）は医療の画像診断において大きく注目されている。本実習の目的は、「医用画像解析学特論」の内容に従い、CAD システムを開発するのに必要な実践的画像処理技術とシステムの評価方法を修得することである。X 線画像の腫瘤陰影や微小血管陰影の検出のような具体的な目的を設定し、検出のためのアイデアの検討、CAD システムの設計、考案した方法のテスト、テスト結果の評価などの実習を行う。また、実際に画像処理を行うために必要なコンピュータの知識、ソフトウエア開発法について実習を行う。	MRI 画像処理実習室 【1 号館 1 階】
医用機器学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	最良の医療かつ最高の安全性を確保するためには、日進月歩で進化する医療機器システムの機構と特性について、高い専門性を修得しその内容に習熟しておく必要がある。このような高度の医療機器に関する知識・技能を養うことを目的として、血液浄化療法、体外循環や補助循環技術、人工呼吸療法等を応用した生命維持管理装置等の性能評価・安全管理、また附属する医療器材や生体材料の生体適合性について、学内実験設備や動物実験を用いて修得する。	生体医工学ラボラトリ 【1 号館 3 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
計測工学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	生体計測用各種トランスジューサの基本特性の解析と信号処理の演習、小電力無線テレメトリによる遠隔計測の実験、高エネルギーX 線発生装置を用いた放射線治療における基礎データ量の計測、及び具体的なデータ解析の手法についての実習を通して、画像診断や放射線治療、生体モニタリング等で用いられる様々な計測システムの動作原理と、その応用技術を修得する。	高エネルギー放射線室 【1 号館 1 階】
生体機能制御代行学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	生体機能のなかでも特に循環系に着目し、循環系を構成する心臓及び脈管の機能や制御機構を理解するために、分子・細胞レベルから組織・臓器・器官レベルまで機能とその制御に関する実習を行う。また、それぞれのレベルにおいて循環系生体機能を代行する機器や装置の原理、作用、効果、合併症の検証などについても実習を行う。これらの実習を通して、循環系の機能や制御機構を代行する際に必要となる事項や代行に伴う問題点を考えていく。	循環制御実習室 【1 号館 3 階】
細胞診断学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	医療機器の進歩により疾患の多くは血液検査、画像解析などにより診断される。しかし、腫瘍が発見され、それが良性か悪性かを判定するのが困難な場合、腫瘍から採取した細胞を形態的特徴から診断する、これが細胞診断である。子宮頸がん検診の普及、細胞診断による子宮頸がんの早期発見は、わが国の頸がんの死亡率激減に貢献してきた。甲状腺悪性腫瘍の約90％は乳頭癌であり、核内封入体、核溝など細胞学的特徴から質的診断精度は組織診断に劣ることはない。本実習では、顕微鏡下で各器官の正常な組織構造とそれら器官に発生した悪性腫瘍の細胞形態学的特徴を修得する。さらに、培養細胞を用いて免疫細胞化学的に腫瘍特異蛋白の検出を実習する。	細胞解析実験室 【1 号館 3 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
救急教育指導実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	近年、消防機関では指導的立場の救急救命士（指導救命士）による救急救命士への指導体制が構築されている。指導救命士には、疾患や病態の知識に加え、客観的根拠等を提示したプレゼンテーションの作成や実技を指導するうえでの指導技法や客観的根拠等を提示したプレゼンテーションの作成の能力が必要とされる。本実習では、指導的立場の救急救命士に必要な知識・技術について、客観的根拠等を提示したプレゼンテーションの作成及び指導技法を修得する。	救命救急学実習室3 【1 号館 1 階】
国際救急救命学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	海外の救急医療体制や病院前救護体制は本邦が見習うべき点が多い。アメリカではパラメディックを中心に消防救急や民間救急が病院前救護を担っている。一方オーストラリアでは消防と救急はそれぞれ独立した機関で業務を行い、病院前救護を担っている。それらの体制を比較、また実際の病院前救護体制を視察することは、国際化の時代に対応できる救急救命士の育成となる。本実習では、実際の海外での病院前救護体制を視察し、国際化の時代に対応できる知識を修得する。	救命救急学実習室3 【1 号館 1 階】
救急救命システム実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	2021 年の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、救急救命士法の一部が改正され救急外来での救急救命処置が可能となった。国内の救急医療体制や病院前救護体制は地域によって様々であるが、救急救命士の活動は地域メディカルコントロール協議会によって医療の質が担保されている。本実習では、国内の救急医療体制を視察し、地域における救急医療体制の違いを検討し、それらの対策について効率的に考察する技能を修得する。	救命救急学実習室3 【1 号館 1 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
病態解析学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	腫瘍に対する診断法・治療法を確立するためには、in vitro 及び invivo 系手法を用いた基礎的実験を通して病態メカニズムを緻密に解析する必要がある。特に近年では、標的分子の変異体や欠損を容易に作成する手法である遺伝子編集技術が開発され、様々な病態解析に必須の技術となった。本実習では、培養がん細胞を用いて標的分子の遺伝子編集を行い、標的分子の欠損株を作製する。その過程において遺伝子解析及び蛋白質解析を実践し、最新の病態解析技術を教授する。	病態解析学実験室 【1 号館 3 階】
特別研究 〔必修科目／8 単位〕	1～2 年次 （通期）	2 年を通じて実施する。1 年次前期では研究テーマの設定をするために様々な文献調査を行い、研究テーマに関する現状を把握し問題点を抽出する。1 年次後期からは研究テーマの具体的設定、問題点の解決方法等の検討を行い、研究計画をたてる。2 年次では修士論文作成のためのデータ収集・解析を行い研究を遂行していく。主指導教員だ けでなく他の教員も積極的に関わることができるよう、頻繁に研究経過の報告会を開き、論文指導を行う。	各担当教員の指定する教室 演習室、実験室など

別紙資料 21

医療科学研究科　保健医療学専攻（博士後期課程）　演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
医用画像診断支援学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	コンピュータを用いて医用画像を分析し、画像診断を支援することを目的としたコンピュータ支援診断システムを研究開発するために必要な、高度な画像処理・解析法及びパターン認識技術についてゼミ形式で討議・検討する。また、研究開発に必要な画像処理プログラミング技術を修得するための実践的な演習をする。さらに、コンピュータ支援診断システムの性能を定量的に評価するための方法及び医師による臨床評価の方法について演習を行う。	MRI 画像処理実習室 (1 号館 1 階)
生体機能解析学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	臨床応用されている種々の画像診断法による生体の機能・病態評価の有用性と限界を解説した上で、近年構造生物学研究で注目されている放射光を生体に応用した新しい機能画像の開発・実用化技術とその将来的な有効性についてゼミ形式で討議・検討する。また、磁気共鳴スペクトロスコピー（MRS）法で得られる様々な生体機能物質からの信号について有機化学的解析を行い、それらから得られる情報について解説するとともに、MRI における造影剤の役割や造影機序、現在の研究状況、今後の発展性などについても演習を行う。	生体機能実習室 (1 号館 3 階)
放射線最適化・計測学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	各種診療放射線機器による検査・治療での放射線・磁気の人体影響の軽減・防護に関する最適化についてゼミ形式で討議・検討する。また、新規の診療放射線機器の研究開発のために必要な計測学的な知識修得のため、各種放射線機器による放射線計測学及び高エネルギー放射線計測技術を応用する医学物理工学等について最新のデータを交えながらゼミ形式での演習を行う。	X 線実験室 (1 号館 1 階)

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
放射線影響生物学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	低線量の放射線被曝による放射線ラディカルの組織・細胞レベルでの放射線影響生物学的知見について、遺伝子変異頻度等の最近のデータを交えてゼミ形式で討議・検討する。また、放射線障害・治療における遺伝子変異・発現変動を調べるための DNA チップを利用した遺伝子診断技術についてもゼミ形式による討議・検討を行うとともに、ゲノムレベルでの総合的な遺伝子診断技術として、総合的なゲノム解析像のイメージング化に関する新規の画像処理技術についても演習を行う。	X 線実験室 (1 号館 1 階)
心肺機能画像解析学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	生命維持の基本となる心肺機能の画像解析法とその有用性について最近の知見を含めてゼミ形式で討議・検討する。心ポンプ機能に関しては、ナノレベルでの心筋収縮蛋白の動態から左室心腔内血流・容積変化までの様々な画像評価法について検討する。さらに、冠循環における放射光血管造影と血管狭窄度の定量的評価法、SPECT 像と左室造影像・冠状動脈造影像との画像合成術、肺の換気と血流とのマッチングに関する画像評価法等について演習を行う。	放射線計測実習室 (1 号館 1 階)
循環制御学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	心臓及び血管系のミクロからマクロレベルでの様々な因子による調節機構について、最近の知見を交えてゼミ形式で討議・検討する。具体的には、生体における微小循環や血球反応、体外循環や補助循環装置を使用したときの全身循環から微小循環に至るまでの循環系における特徴、心筋細胞の分子及び細胞レベルでの興奮性やその制御機構、細胞環境や毒物・薬物の心筋細胞や血管系に及ぼす影響などの心・血管系各項目について検討し、これらを統合したシステムとしての循環系の機能・制御について演習を行う。心筋興奮制御機構、イオンチャネルの視点に立って共同で演習を行う。	循環制御実習室 (1 号館 3 階)

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
体外循環工学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	臨床使用されている各種体外循環機器に関し、その特徴、効果、生体への影響などについて、最近の知見を交えてゼミ形式で討議・検討する。ついで、体内埋め込み型人工心臓の開発を実例として取り上げ、開発の歴史的意義、血液ポンプの材料と形態、駆動機構、エネルギー供給方法、人工心臓の制御、使用条件など具体的な個々の問題について解説し討論する。また、機器の構造・諸元の決定、内部流れ場の計測、血行動態シミュレーション、機能試験手法、駆動装置の小型化などについて機器開発の実例に即して演習を行う。血行動態シミュレータ、流れの可視化の視点に立って共同で演習を行う。	循環制御実習室 (1 号館 3 階)
病態解析学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	細胞の異常が病気を引き起こすという概念の細胞病理学と、内科学としての臨床病態学を基盤とする。病気・病態の解析には、基礎医学及び臨床医学の知識は必須となる。本演習を通じて、それらを修得することを目的とする。具体的には、教科書的な知識の確認を含め、新たな EBM 構築の基礎となる最新の医学的知見を、英文及び和文論文から修得する。また、その中から鍵となる領域を抽出し、実際の臨床症例を提示しながら、病態解析に迫る。演習領域に関しては、特別研究にて行う各種研究のベースとなるように配慮する。	病態解析実験室 (1 号館 3 階)
救急現場活動学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	救急現場活動には、最新の知見を踏まえた知識と技術が必要である。2021 年の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、救急救命士法の一部が改正され救急外来での救急救命処置が可能となり、救急医療体制も大きな変革迎えている。また、少子高齢化に伴い、高齢者に対するコミュニケーションも重要となっている。さらに、新型コロナウイルス感染などの新興感染症に対する感染防止対策、救急活動時の訴訟に対する安全管理・事故対応、大規模災害や特殊災害時の惨事ストレスマネジメントなどについて演習を通じて 修得する。	救急救命学実習室 3 (1 号館 1 階)

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
特別研究 〔必修科目／12 単位〕	1～3 年次 （通期）	博士論文を完成させることを中心に3年間を通じて研究指導する。1年次では研究テーマの背景の調査、問題の具体的解決法の検討、予備的実験等を行い、問題点を抽出し、研究計画を立てる。2 年次からは研究計画に従い本格的な実験を始め、3 年次には実験結果をまとめ、論文を作成することを基本とする。特に、広い視野からテーマを追究する能力を養うことに主眼をおいて指導し、研究や論文作成の指導は主指導教授を中心に複数指導体制で行う。	各担当教員の指定する教室 演習室、実験室など

別紙資料 22

医療科学研究科　リハビリテーション学専攻（博士前期課程）　演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
内部障害リハビリテーション学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	呼吸器・循環器の分野だけでなく腎臓や代謝系の疾患にも対応して展開する。また、ターミナルケアなどの分野にも対応する。授業としては学生の興味のある分野の英文抄読を中心としてディスカッションを行う。これらの過程において学生の研究テーマを特定することを目標とする。論文抄読を月に 1～2 本ずつ担当し、テーマとして適切か、また実施可能かなど詳細に検討を行う。	2604 研究室 【2 号館 6 階】
精神認知機能学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	本実習では、精神認知機能学で学んだ理論や洞察力をベースとして、心と頭の機能を客観的に評価できる力を養成する。具体的には、信頼性妥当性を有する代表的な精神医学の評価、心理学や作業療法学の評価が実践できるように指導する。リハビリテーション従事者、研究者として的確な評価ができるようになる実習を行う。	生体基礎実習室 【3 号館 10 階】
言語聴覚障害学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	科学的根拠に基づいた言語聴覚臨床を実践するための技術、研究技法について実習する。失語症・高次脳機能障害、摂食嚥下障害、発声発語障害、発達障害及び聴覚障害の臨床に関する評価・検査、リハビリテーション手技について、実習を通して修得する。さらに、各障害領域における客観的データの収集、解析と結果の解釈について実習を行う。	聴覚系実習室、 嚥下系実習室 【3 号館 7 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
リハビリテーション工学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	本講義では、バイタルモニタリングのための生体信号の計測や作業分析が出来ること、福祉機器、ロボットの製作を目指す業界において開発担当として活躍できる知識、能力の修得を目標に、自立生活を支援する機器（アシスティブ・デバイス）の開発に有用な技術、及び IoT デバイスを使った生活作業の記録および分析手法などを、実習を通じて修得させる。（オムニバス方式／全 15 回）	多目的実習室 【3 号館 8 階】
感性人間工学実習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	感性工学は広島で生まれた学問分野で、自動車産業、家電産業を中心に、世界中で商品開発に広く使われている。到達目標は商品やサービスに対する心理生理アプローチを理解する、企業での開発に応用可能な感性工学の手法を実践することとする。心理測定法と多変量解析を基本的な手法として出発し、脳波測定等の生理心理学的手法、機械学習やノンパラメトリック回帰など、人工知能と統計学の手法、質感の物理的特性測定とモデル化、コンピューターグラフィックス、“楽しさ”という点でゲーム、VR、リハビリシステムの開発へと方法も応用も拡がっている状況を概観し、実際の商品開発にも参加しながら手法を学ぶ。	多目的実習室 【3 号館 8 階】
運動系理学療法学実習Ⅰ 〔選択科目／2 単位〕	2 年次 （前期・後期）	症例検討を基本とし、神経筋骨格系の機能障害の症状・兆候を検査・測定によって明らかにし、神経筋骨格系の理学療法実践の中で評価と介入戦略の立案までについて実習と議論を通して学修する。実習は、学生間または学生と講師間の討議を多く行う。特に学生自身の臨床体験を他者と共有し、多角的な視点と科学的見地から臨床を振り返る。さらに臨床の振り返りによって生じた疑問は、文献などを通して運動科学の知見に照らして整理し、新たなアイデアの創出へと繋げる。	基礎医学実験室 3 運動学実習室 【3 号館 9 階】 動作解析実習室 【3 号館 10 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
運動系理学療法学実習Ⅱ 〔選択科目／2 単位〕	2 年次 （前期・後期）	症例検討を基本とし、症状・兆候を検査・測定によって明らかにし、神経筋骨格系の理学療法実践の中で介入から帰結までについて実習と議論を通して学修する。実習は、学生間または学生と講師間の討議を多く行う。特に学生自身の臨床体験を他者と共有し、多角的な視点と科学的見地から臨床を振り返る。さらに臨床の振り返りによって生じた疑問は、文献などを通して運動科学の知見に照らして整理し、新たなアイデアの創出へと繋げる。	基礎医学実験室 3 運動学実習室 【3 号館 9 階】 動作解析実習室 【3 号館 10 階】
特別研究 〔選択科目／8 単位〕	1～2 年次 （通期）	2 年を通じて実施する。1 年次前期では研究テーマの設定をするために様々な文献調査を行い、研究テーマに関する現状を把握し問題点を抽出する。1 年次後期からは研究テーマの具体的設定、問題点の解決方法等の検討を行い、研究計画をたてる。2 年次では修士論文作成のためのデータ収集・解析を行い研究を遂行していく。主指導教員だけでなく他の教員も積極的に関わることができるよう、頻繁に研究経過の報告会を開き、論文指導を行う。	各担当教員の指定する教室 演習室、実験室など
症例研究 〔選択科目／8 単位〕	1～2 年次 （通期）	2 年を通じて実施する。1 年次前期では症例研究テーマの設定をするために様々な文献調査を行い、症例研究テーマに関する現状を把握し問題点を抽出する。1 年次後期からは症例研究テーマの具体的設定、問題点の解決方法等の検討を行い、研究計画をたてる。2 年次では症例研究論文作成のためのデータ収集・解析を行い研究を遂行していく。主指導教員だけでなく他の教員も積極的に関わることができるよう、頻繁に研究経過の報告会を開き、論文指導を行う。	各担当教員の指定する教室 演習室、実験室など

別紙資料 23

医療科学研究科　リハビリテーション学専攻（博士後期課程）　演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
神経病態学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	神経疾患の中で変性疾患においては特定のタンパク質が発症に関係していることが明らかにされている。本特論では特にアルツハイマー病に関連するアミロイドβと同疾患の病理学的所見である神経原線維変化との関係を、ミクログリアの活性化の観点から検討する。具体的にはアミロイドβが初代培養ミクログリアをいかに活性化し、活性化後にミクログリアがどのような機能を有するのかを明らかにする。	基礎医学実験室Ⅰ,Ⅱ 【3 号館 9 階】
身体運動計測学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	本講義は、身体運動に関するディスカッションを主体とした授業と実際の計測と結果の解釈を行う。身体運動計測に関する国内外の英語文献の抄読、批判的読解を行う。それらの知識を用いて、問題を提起したり、研究カンファレンスにおいて建設的な意見を述べたりする。また、動作解析機器と筋電図計測機器を用いた実験計画の立案・すでに計測したデータの解釈など研究スキルの端緒とすることを学修する。	基礎医学実験室 3 運動学実習室 【3 号館 9 階】 動作解析実習室 【3 号館 10 階】
内部障害系リハビリテーション学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	内部障害に分類される分野は幅広いため呼吸器・循環器の分野だけでなく腎臓や代謝、ターミナルケアなどの分野にも対応する。授業としては学生の興味のある分野の英文抄読を中心としてディスカッションを行う。自身の決めた研究テーマの内容や、具体的な方法論などを検討し修正していくことを目標とする。論文抄読を月に 1～2 本ずつ担当するとともに自分の途中経過のデータの検討を行う。	2604 研究室 【3 号館 9 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
身体障害治療・予防学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	本講義では、加齢に伴う身体障害、スポーツ外傷・障害の治療及び予防法について理解を文献やディスカッションを通して深める。加齢に伴う身体障害、スポーツ外傷・障害の治療及び予防法に関する論文をまとめ、分かりやすくプレゼンテーションすることで、現状の研究成果を把握し、今後の研究課題を考えることができるようになることを目指す。	3903 研究室 【3 号館 9 階】
運動器機能障害リハビリテーション学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	運動器疾患を有する者への理学療法の実質的な対象となる「機能障害」について、その発生や制御のメカニズムを生物学的観点から詳述する。加えて、臨床において特に頻繁に遭遇する機能障害である疼痛や関節可動域制限に対する理学療法・リハビリテーションに関連する基礎研究・臨床研究の最新の文献を紹介及び解説し、学生間でディスカッションすることで、運動器リハビリテーションの新たな可能性を探索する。	3902 研究室 基礎医学実験室Ⅰ，Ⅱ 【3 号館 9 階】
精神認知機能学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	精神認知機能学は精神医学・心理学・作業療法学を併せながら人間の心と頭の機能を捉えていく学問である。リハビリテーション従事者や研究者が心と頭の機能を理解し、的確な評価技術が取得できる演習を行う。前期課程の実習よりもより高度な評価技術を実践する。	生体基礎実習室 【3 号館 10 階】

科目名・単位数等	開講年次 （開講期）	演習・実習内容	施設・場所
手・上肢機能発達学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	本演習は、手の形態及び上肢機能に関する英語文献を用い、小児及び発達障害がある児者の操作性に関わる上肢機能とその発達の全容を捉えるための輪読会の形態をとる。受講者は、担当する章を解説（日本語）し、そのテーマに関する国内外の研究の動向、その他の知見を論じる。さらに関連した臨床症例を提示するなどして、ディスカッションを行う。これにより手・上肢機能の発達に関する知識の全体を捉え、研究疑問及び研究手法を発展させるスキルを涵養する。	31006 研究室 【3 号館10階】
言語聴覚障害学演習 〔選択科目／2 単位〕	1 年次 （前期・後期）	言語聴覚障害の基礎と臨床に関する最新の知見について、ゼミ形式で討議、検討を行う。言語聴覚障害の評価、検査に関しては、特に発声発語と摂食嚥下に関連する器官の運動を客観的に評価する方法として、舌圧測定器、表面筋電計、超音波エコーなどの機器を用いて演習を行う。嚥下造影検査及び嚥下内視鏡検査に関する種々の評価項目についても画像解析の演習を通して検討する。	嚥下系実習室 【3 号館 7 階】
特別研究 〔選択科目／12 単位〕	1～3 年次 （通期）	博士論文を完成させることを中心に3年間を通じて研究指導する。1年次では研究テーマの背景の調査、問題の具体的解決法の検討、予備的実験等を行い、問題点を抽出し、研究計画を立てる。2 年次からは研究計画に従い本格的な実験を始め、3 年次には実験結果をまとめ、論文を作成することを基本とする。特に、広い視野からテーマを追究する能力を養うことに主眼をおいて指導し、研究や論文作成の指導は主指導教授を中心に複数指導体制で行う。	各担当教員の指定する教室 演習室、実験室など

別紙資料 24

■院生研究室 見取り図
医療科学研究科 保健医療学専攻（博士前期課程）

［場所］東広島キャンパス 1号館 6階

［室 数］1室

［面 積］42.48 ㎡

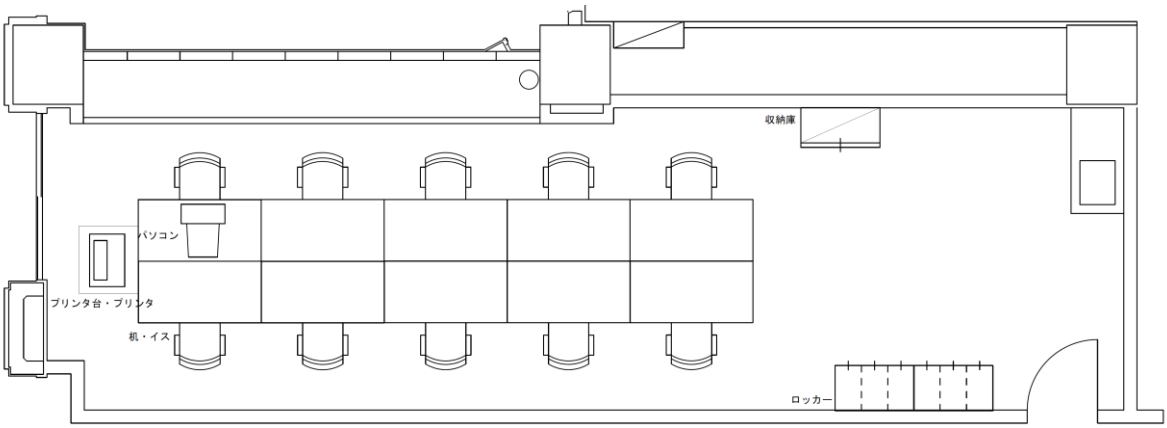

別紙資料 25

■院生研究室 見取り図
医療科学研究科 保健医療学専攻(博士後期課程)

[場所]東広島キャンパス 1号館 6階

[室 数]1室

[面 積]42.48 ㎡

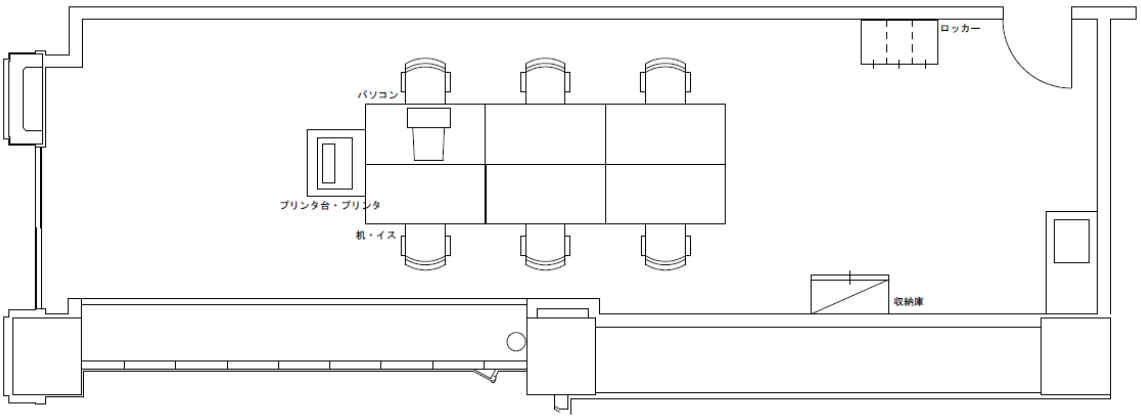

別紙資料 26

■院生研究室 見取り図
医療科学研究科 リハビリテーション学専攻（博士前期課程）

［場所］東広島キャンパス 3 号館 10 階

［室 数］1室

［面 積］34.62 ㎡

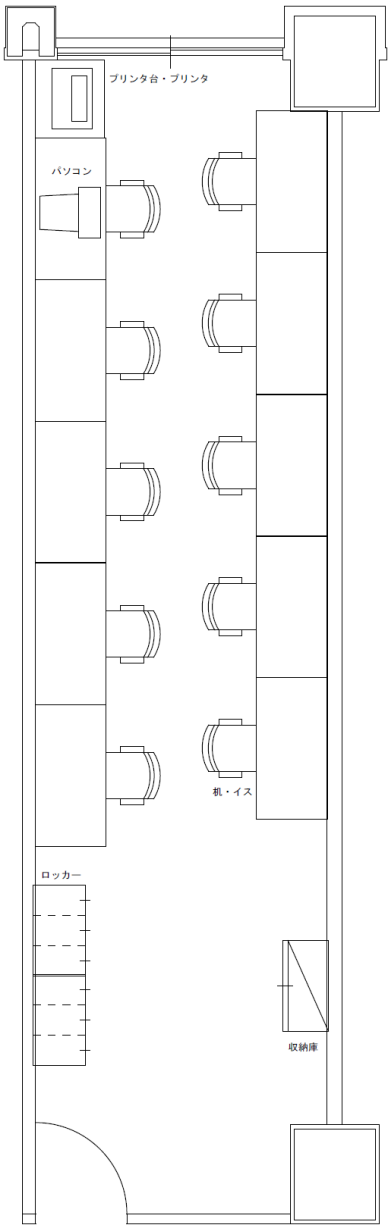

別紙資料 27

■院生研究室 見取り図
医療科学研究科 リハビリテーション学専攻（博士後期課程）

［場所］東広島キャンパス 3 号館 10 階

［室 数］1室

［面 積］34.62 ㎡

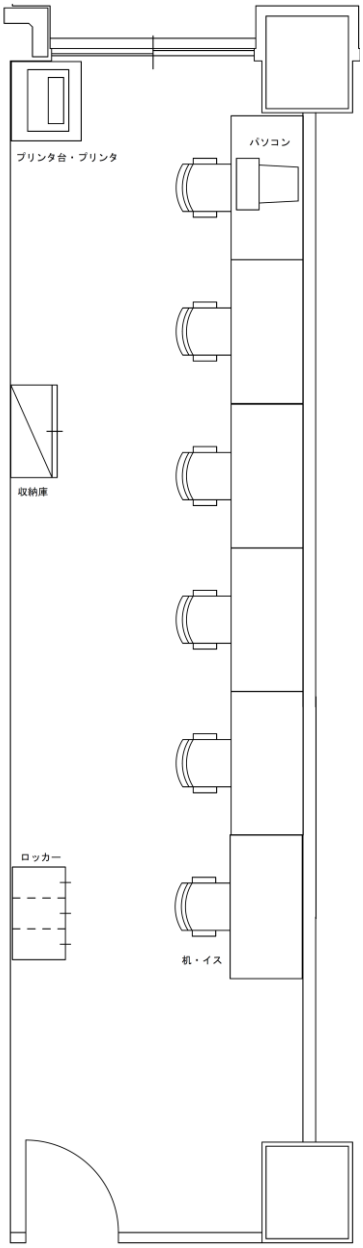

別紙資料28

○広島国際大学大学・大学院運営会議規定

(趣旨)

第1条　この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学大学・大学院運営会議(以下「大学・大学院運営会議」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条　大学・大学院運営会議は、つぎの者をもって構成する。

イ　学長

ロ　副学長

ハ　学部長

ニ　研究科長

ホ　教育・学生支援機構長

ヘ　事務局長

ト　入試センター長

チ　図書館長

リ　情報センター長

ヌ　教育・学生支援部長

ル　情報メディアラーニングセンター長

ヲ　基盤教育センター長

ワ　専門職連携教育センター長

カ　国際交流センター長

ヨ　研究支援・社会連携センター長

タ　専攻科長

(審議事項)

第3条　大学・大学院運営会議は、つぎの事項を審議する。

イ　学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること

ロ　帰国生徒、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること

ハ　年間行事予定に関すること

ニ　教育課程の編成にかかる基本方針に関すること

ホ　教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること

ヘ　大学院担当教員の資格審査に関すること

ト　学則および重要な教学にかかる規定に関すること

チ　教育組織の新設および改廃に関すること

リ　名誉教授の称号授与等に関すること

ヌ　教員の留学に関すること

ル　理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること

ヲ　学長が諮問した事項に関すること

ワ　その他管理運営上の重要な事項に関すること

(報告事項)

第4条　大学・大学院運営会議には、つぎの事項を報告するものとする。

イ　大学にかかる理事会決定事項に関すること

ロ　教授会および各委員会で審議した事項に関すること

(招集および議長)

第5条　学長は、大学・大学院運営会議を招集し、議長となる。

2　学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(大学・大学院運営会議の庶務)

第6条　大学・大学院運営会議の庶務は、学長室で取り扱う。

(運営細則)

第7条　この規定の定めるもののほか、大学・大学院運営会議の運営に関し必要な事項は、大学・大学院運営会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第8条　この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2021年4月1日から施行する。

別紙資料29

○広島国際大学大学院医療科学研究科委員会規定（案）

(趣旨)

第1条　この規定は、広島国際大学大学院学則第12条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学大学院医療科学研究科委員会(以下「委員会」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条　委員会は、つぎの委員をもって構成する。ただし、学位論文の審査等については、研究科長が指名した研究指導担当教員を加えることができる。

イ　医療科学研究科長(以下「研究科長」という)

ロ　医療科学研究科の各専攻長

ハ　医療科学研究科の専攻長が指名した者　各専攻3名

(審議事項)

第3条　委員会は、医療科学研究科の教育研究上のつぎの事項を審議する。

イ　広島国際大学大学院学則に関すること

ロ　医療科学研究科担当教員の資格審査に関すること

ハ　諸規定の制定および改廃に関すること

ニ　授業科目および研究指導の担当に関すること

ホ　学生の入学、再入学および修了ならびに賞罰に関すること

ヘ　試験および学位論文の審査に関すること

ト　学位の授与に関すること

チ　その他学長または研究科長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第4条　研究科長は、委員会に組織規定第99条第1項に定める大学・大学院運営会議および各委員会で審議した医療科学研究科に関する事項を報告するものとする。

(招集および議長)

第5条　委員会は、定例に研究科長が招集し議長となる。

2　研究科長に事故があるときまたは欠けたときは、第2条の者からあらかじめ研究科長が指名した者が議長となり、議長の職務を行う。

3　第2条に定める委員の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、研究科長は、

その招集を決定しなければならない。

4　第1項および前項のほか、研究科長は必要ある場合、臨時に委員会を招集することができる。

(定足数および表決)

第6条　委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前2項にかかわらず、学位の授与または取消しに関しては、広島国際大学学位規定による。

(員数除外)

第7条　つぎの各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の員数から除外する。

イ　休職者

ロ　海外出張者

ハ　長期欠勤等のため引き続き1カ月以上委員会に出席できない者

(議題の事前提出)

第8条　委員会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で研究科長に提出しなければならない。

2　研究科長は、委員会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに委員会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ研究科長は、学長と協議するものとする。

3　委員会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第9条　議長は、医療科学研究科事務室(以下「事務室」という)に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2　議事録は、事務室で保管し、委員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第10条　議長は、必要があると認めたとき、委員以外の職員を委員会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第11条　委員会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ事務室を経て研究科長に提出しておかなければならない。

2　委員会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(委員会の庶務)

第12条　委員会の庶務は、事務室で行う。

(運営細則)

第13条　この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。

(規定の改廃)

第14条　この規定の改廃は、大学・大学院運営会議会および委員会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、2024年4月1日から施行する。

2　医療・福祉科学研究科医療工学専攻に関する事項は、委員会で審議または報告する。

別紙資料30

○広島国際大学学位規定（案）

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章　学位の授与要件

(学位)

第2条　本大学において授与する学位は、博士、修士および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療技術学)

博士(リハビリテーション学)

博士(心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療技術学)

修士(リハビリテーション学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(心理学)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(臨床検査学)

学士(救急救命学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(言語聴覚療法学)

学士(義肢装具学)

学士(看護学)

学士(薬学)

学士(心理学)

学士(医療栄養学)

学士(医療経営学)

学士(地域創生学)

学士(社会福祉学)

学士(健康スポーツ学)

(博士の学位授与要件)

第3条　博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2　前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条　修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条　学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章　学位論文の審査方法

第1節　課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条　本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2　博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3　研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。

4　博士論文の提出部数は、正本1部、副本2部および電子データ1部とする。

5　論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条　本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2　修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3　論文審査手数料は、10,000円とする。

(特定の課題についての研究成果の審査の申請)

第7条の2　本大学院博士前期課程または修士課程の学生が特定の課題についての研究成果の審査を申請しようとするときは、研究成果審査申請書に特定の課題についての研究成果および履歴書に第3項に定める研究成果審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2　研究成果の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3　研究成果審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文等審査)

第8条　研究科長は、第6条第1項、第7条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文または特定の課題についての研究成果(以下「学位論文等」という)を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条　研究科委員会は、審査に付する学位論文等ごとにその学位論文等の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2　研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3　審査委員は、学位論文等の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条　最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条　審査委員は、学位論文等の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文等審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条　研究科委員会は、修得単位、学位論文等の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議する。

(審査結果の報告)

第13条　研究科長は、研究科委員会が前条の規定により審議した結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節　論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条　本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2　本大学院の博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあっては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

3　第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条　学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2　研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3　前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

4　審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条　第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

2　学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。

3　本大学院博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあっては博士課程に4年以上)在学し、所

定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条　研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議する。

2　前項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章　学位の授与等

(学位の授与)

第18条　学長は、博士および修士の学位について、第12条または第17条第1項の審議を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

2　学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。

3　学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

4　修士の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条　学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条　学長は、博士、修士または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ　不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ　学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

第5章　博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第22条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、

当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4　第1項または第2項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第6章　その他

(学位論文等の返付)

第23条　受理した学位論文等および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条　学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、研究成果審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条　この規定に定めるもののほか、学位論文等の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条　この規定の改廃は、博士および修士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および研究科委員会、学士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2024年4月1日から施行する。

3　2023年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

○博甲第　　号

学　　位　　記

大学印

氏名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

論文題目

年　　月　　日

広島国際大学長　　印

備考　規格は、A4判とする。

様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

○博乙第　　号

学　　位　　記

大学印

氏名

年　　月　　日生

本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を授与する

論文題目

年　　月　　日

広島国際大学長　　印

備考　規格は、A4判とする。

様式第3

第4条ならびに第7条の規定により授与する学位記の様式

○修第　　号

学　　位　　記

大学印

氏名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

広島国際大学長　　印

備考　規格は、A4判とする。

様式第4

第4条ならびに第7条の2の規定により授与する学位記の様式

○修第　　号

学　　位　　記

大学印

氏名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

広島国際大学長　　印

備考　規格は、A4判とする。

様式第5

第5条の規定により授与する学位記の様式

○学第　　号

卒業証書・学位記

大学印

氏名

年　　月　　日生

本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める

広島国際大学○○学部長　　印

本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する

年　　月　　日

広島国際大学長　　印

備考　規格は、A4判とする。

別紙資料31

○広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条　この基準は、任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条　教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者

ロ　教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者

ハ　大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者

ニ　大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者

ホ　体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者

ヘ　専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条　准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　前条に規定する教授となることのできる者

ロ　博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者

ハ　大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ　研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

ホ　大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者

ヘ　体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者

ト　専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認め

られる者

(講師の資格)

第4条　講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　前条に規定する准教授となることのできる者

ロ　博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ　大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ　大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者

ホ　体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者

ヘ　専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2　助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ　前条に規定する講師となることのできる者

ロ　修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ　大学の6年制の学部を卒業し、教育上の能力があると認められる者

ニ　大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ホ　大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者

ヘ　専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条　助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

イ　大学助手の経歴を有する者

ロ　短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助手の経歴を有する者

ハ　学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者

ニ　前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者

(基準の改廃)

第6条　この基準の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付　則

1　この基準は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正基準は、2021年4月1日から施行する。

3　この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。